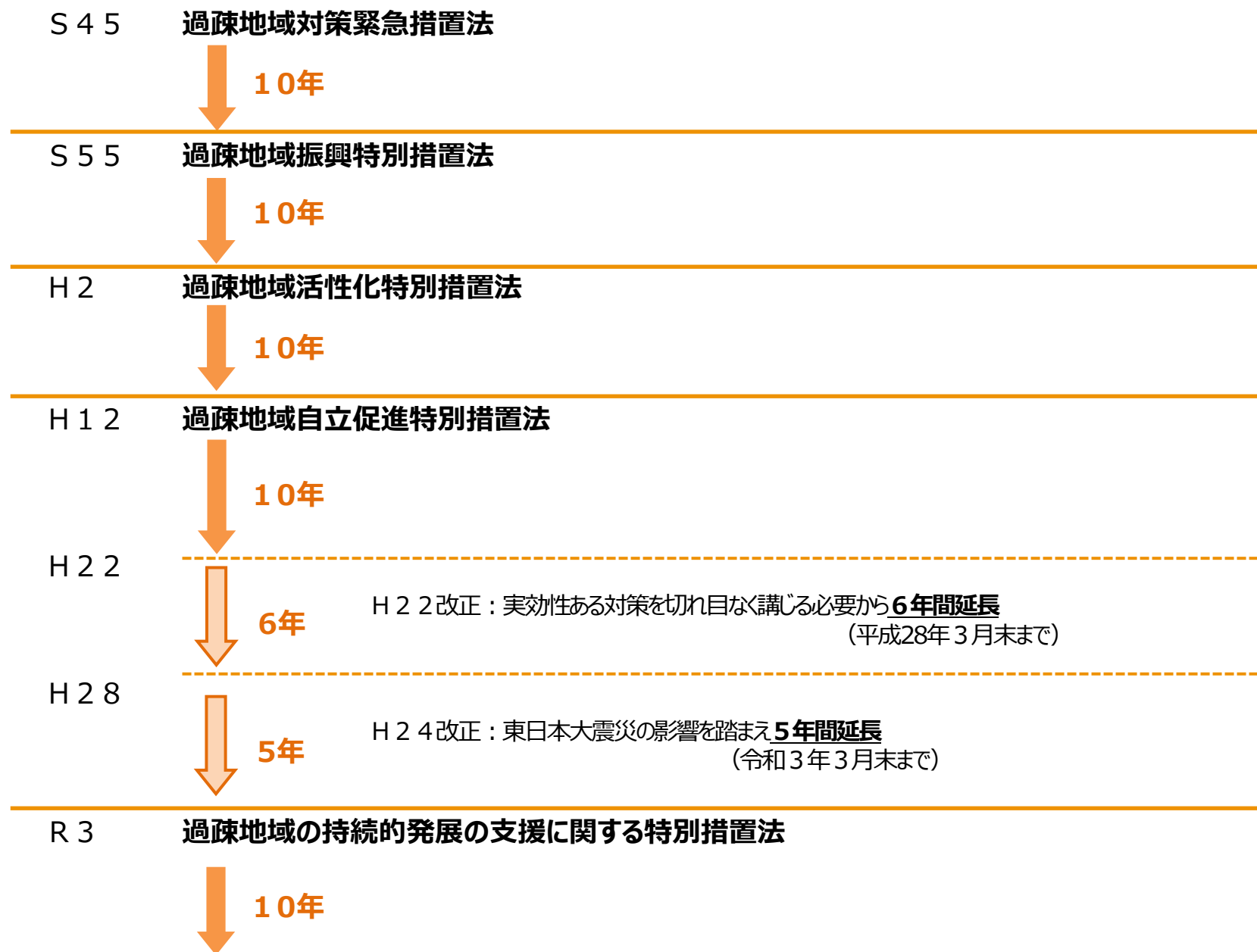


令和7年度過疎対策関係予算案 関係資料

総務省	・ ・ ・ ・ ・ 1	経済産業省	・ ・ ・ ・ ・ 78
農林水産省	・ ・ ・ ・ ・ 27	環境省	・ ・ ・ ・ ・ 86
国土交通省	・ ・ ・ ・ ・ 37	内閣府・内閣官房	・ ・ ・ ・ 102
文部科学省	・ ・ ・ ・ ・ 51	こども家庭庁	・ ・ ・ ・ 108
厚生労働省	・ ・ ・ ・ ・ 62		

過疎対策の流れ



過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 概要

1. 前文・目的 (1条)

- ・過疎地域の役割、課題、目指す姿を前文で明らかにするとともに、法の目的を「過疎地域の持続的発展」に見直し

2. 過疎地域の要件 (2条、3条、41条～43条)

市町村毎に、「人口要件」及び「財政力要件」で判定

<見直しのポイント>

- ・長期の人口減少率の基準年の見直し（昭和35年→昭和50年）
- ・財政力が低い市町村に対する長期の人口減少率要件の緩和（28%→23%）
- ・平成の合併による合併市町村の「一部過疎」の要件設定
（財政力指数は市町村平均（0.51）以下ではなく市平均（0.64）以下）
- ・旧法の過疎地域を対象に、長期の人口減少率の基準年（昭和35年）の併用、「みなし過疎」の継続措置

<令和2年国勢調査結果による過疎地域の増減>

令和3年4月1日時点	820団体
新規団体	+ 65団体
令和4年4月1日時点	885団体

※令和7年国勢調査についてもその結果に応じ、追加公示を実施

3. 卒業団体への経過措置 (附則4条～8条)

- ・期間を6年間（財政力が低い団体は7年間）に延長（旧法：5年間）
- ・対象に国税の特例及び地方税の減収補填措置を追加
（旧法：国庫補助、過疎対策事業債、都道府県代行）

4. 過疎対策の目標 (4条)

- ・目標の項目の追加（人材の確保・育成、情報通信技術の活用、再生可能エネルギーの利用推進等）

5. 支援措置 (12条～40条)

- ・**国税の特例・地方税の減収補填措置**
業種に「情報サービス業等」を追加、新增設以外の改築、修繕等を追加
- ・**都道府県代行（基幹道路、公共下水道）**
基幹道路に関し、都道府県が市町村から負担金を徴収できることを明確化
- ・**配慮措置**
市町村からの提案があったときの規制の見直しの配慮など配慮措置を充実
- ・**過疎対策事業債**
ハード事業、ソフト事業を対象とした地方債措置を継続
- ・**国庫補助率のかさ上げ**
公立小中学校、保育所等に関する国庫補助率のかさ上げを継続

6. その他 (6条、8条、9条、45条)

- ・都道府県の責務を規定（広域施策、市町村に対する人的・技術的援助等）
- ・市町村・都道府県計画記載事項の追加（目標、計画の達成状況の評価等）
- ・主務大臣の追加（文部科学、厚生労働、経済産業及び環境の各大臣）

7. 施行期日 (附則1条)

令和3年4月1日 ※令和13年3月31日まで10年間の時限

都道府県別過疎関係市町村数（令和4年4月1日時点）

都道府県名	市町村数計(A)	過疎関係市町村数計(B)	過疎市町村	一部過疎を有する市町村	みなし過疎市町村	構成割合(B/A)
北海道	179	152	145	6	1	85%
青森	40	30	26	4	0	75%
岩手	33	25	21	3	1	76%
宮城	35	16	11	5	0	46%
秋田	25	23	21	1	1	92%
山形	35	22	20	1	1	63%
福島	59	34	30	4	0	58%
茨城	44	11	6	5	0	25%
栃木	25	6	4	2	0	24%
群馬	35	13	9	4	0	37%
埼玉	63	7	5	2	0	11%
千葉	54	13	7	6	0	24%
東京	39	7	7	0	0	18%
神奈川	33	1	1	0	0	3%
新潟	30	19	12	7	0	63%
富山	15	4	3	1	0	27%
石川	19	10	8	2	0	53%
福井	17	8	4	4	0	47%
山梨	27	14	9	5	0	52%
長野	77	40	32	8	0	52%
岐阜	42	17	10	7	0	40%
静岡	35	7	7	0	0	20%
愛知	54	4	3	1	0	7%
三重	29	10	8	2	0	34%

都道府県名	市町村数計(A)	過疎関係市町村数計(B)	過疎市町村	一部過疎を有する市町村	みなし過疎市町村	構成割合(B/A)
滋賀	19	4	1	3	0	21%
京都	26	12	9	2	1	46%
大阪	43	4	4	0	0	9%
兵庫	41	16	10	6	0	39%
奈良	39	19	19	0	0	49%
和歌山	30	23	17	4	2	77%
鳥取	19	15	10	5	0	79%
島根	19	19	16	2	1	100%
岡山	27	19	14	4	1	70%
広島	23	14	10	4	0	61%
山口	19	10	6	4	0	53%
徳島	24	13	11	2	0	54%
香川	17	10	6	4	0	59%
愛媛	20	14	10	3	1	70%
高知	34	29	26	3	0	85%
福岡	60	23	18	5	0	38%
佐賀	20	11	5	6	0	55%
長崎	21	15	12	3	0	71%
熊本	45	32	26	5	1	71%
大分	18	15	11	2	2	83%
宮崎	26	16	12	4	0	62%
鹿児島	43	42	36	6	0	98%
沖縄	41	17	15	1	1	41%
全国	1,718	885	713	158	14	52%

(備考) 1 市町村数は令和4年4月1日現在
2 過疎関係市町村数計は、過疎市町村（第2条第1項、第41条第1項）、一部過疎（第3条第1項、2項、第41条第2項、3項）みなし過疎（第42条）のすべてを合算。
3 備考欄に記載した市町村は、過疎関係の政令市、中核市、県庁所在市であり、「政令」「中核」「県庁」と区分を表記している。
4 東京都特別区は市町村数に含まない。

内訳	市町村別団体数		
	市	町	村
	311	449	125

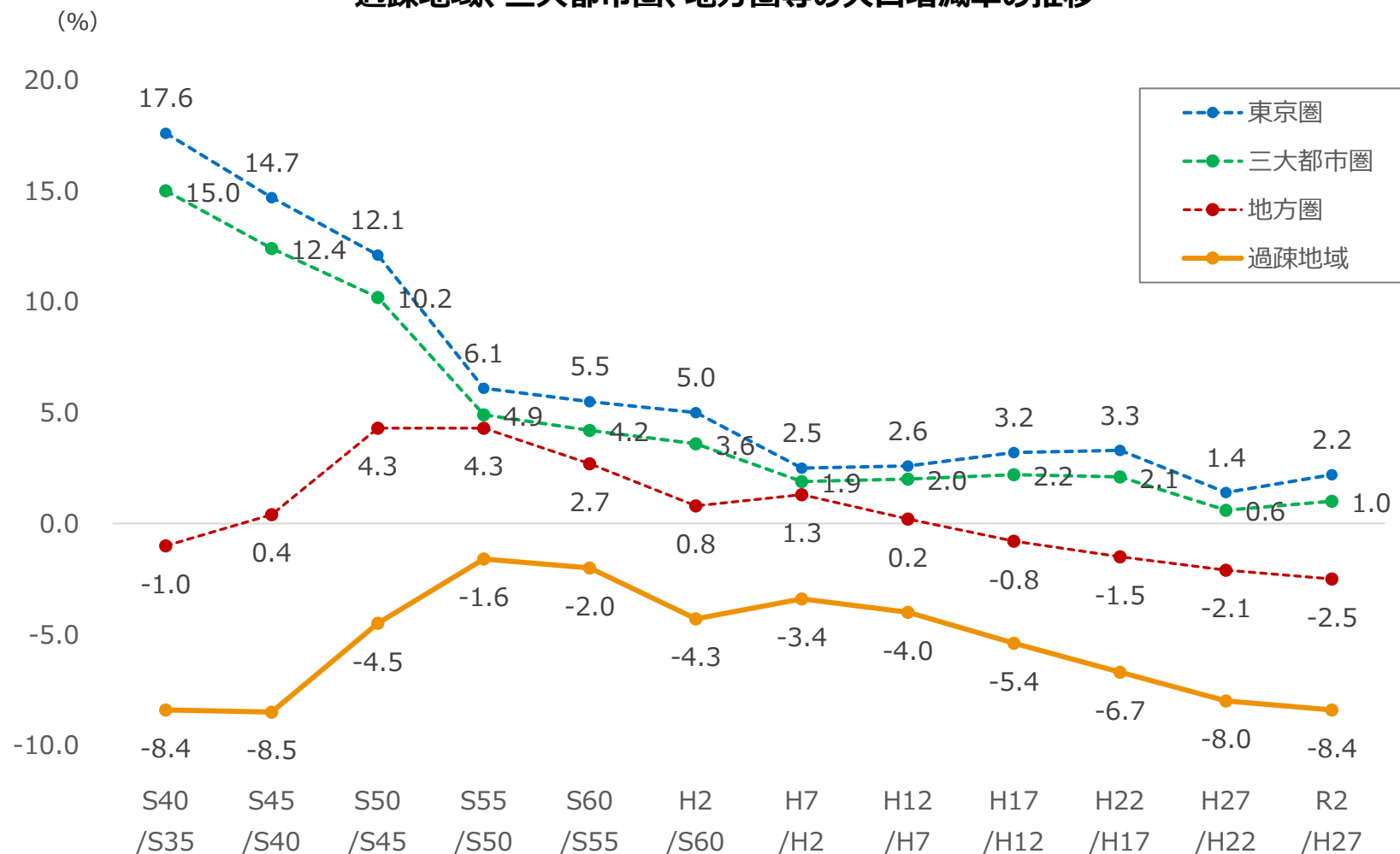
経過措置適用団体（卒業団体）一覧（令和4年4月1日時点）

	都道府県名	市町村名	過疎区分 (旧法)	経過措置の 期間
1	北海道	函館市	全部過疎	～R8年度
2	北海道	京極町	全部過疎	～R8年度
3	青森県	八戸市	一部過疎	～R8年度
4	青森県	東通村	全部過疎	～R8年度
5	秋田県	秋田市	一部過疎	～R8年度
6	福島県	湯川村	全部過疎	～R9年度
7	茨城県	常陸太田市	一部過疎	～R8年度
8	群馬県	高崎市	一部過疎	～R8年度
9	群馬県	藤岡市	一部過疎	～R8年度
10	群馬県	上野村	全部過疎	～R8年度
11	群馬県	嬬恋村	全部過疎	～R8年度
12	新潟県	柏崎市	一部過疎	～R8年度
13	富山県	富山市	一部過疎	～R8年度
14	石川県	白山市	一部過疎	～R8年度
15	福井県	福井市	一部過疎	～R8年度
16	福井県	おおい町	一部過疎	～R8年度
17	山梨県	甲府市	一部過疎	～R8年度
18	山梨県	富士河口湖町	一部過疎	～R8年度
19	長野県	長野市	一部過疎	～R8年度
20	長野県	松本市	一部過疎	～R8年度
21	長野県	南相木村	全部過疎	～R8年度
22	静岡県	浜松市	一部過疎	～R8年度

	都道府県名	市町村名	過疎区分 (旧法)	経過措置の 期間
23	静岡県	沼津市	一部過疎	～R8年度
24	静岡県	島田市	一部過疎	～R8年度
25	愛知県	豊田市	一部過疎	～R8年度
26	三重県	津市	一部過疎	～R8年度
27	京都府	京都市	一部過疎	～R8年度
28	岡山県	岡山市	一部過疎	～R8年度
29	広島県	福山市	一部過疎	～R8年度
30	広島県	東広島市	一部過疎	～R8年度
31	山口県	宇部市	一部過疎	～R8年度
32	山口県	周南市	一部過疎	～R8年度
33	徳島県	東みよし町	一部過疎	～R9年度
34	香川県	高松市	一部過疎	～R8年度
35	愛媛県	松山市	一部過疎	～R8年度
36	愛媛県	新居浜市	一部過疎	～R8年度
37	愛媛県	四国中央市	一部過疎	～R8年度
38	福岡県	大牟田市	全部過疎	～R8年度
39	大分県	大分市	一部過疎	～R8年度
40	宮崎県	木城町	全部過疎	～R8年度
41	鹿児島県	鹿児島市	一部過疎	～R8年度
42	沖縄県	北大東村	全部過疎	～R9年度
43	沖縄県	竹富町	全部過疎	～R9年度

過疎地域における人口増減の状況

過疎地域、三大都市圏、地方圏等の人口増減率の推移



注 国勢調査人口を用いて算出した人口増減率であり、過疎地域は令和4年4月1日現在。

「三大都市圏」とは、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）、大阪圏（京都府、大阪府及び兵庫県）、名古屋圏（岐阜県、愛知県及び三重県）をいい、「地方圏」とは三大都市圏以外の区域をいう。

令和7年度過疎対策関係予算案

府省名:総務省

(単位:百万円)

事 項	令和6年度 当初予算額 (A)	令和7年度 予算案 (B)	対前年度比較 増(△)減額 (B－A)	対前年度比 (B／A)	令和6年度 補正予算額
1. 過疎地域持続的発展支援交付金	805	805	0	100.0%	0
2. 人口減少地域における買物サービス確保のための 地域と民間事業者の連携に関する調査研究事業	0	0	0		50
3. 地域経済循環創造事業交付金	600	615	15	102.5%	2,055
4. 地域おこし協力隊の推進に要する経費	248	248	0	100.0%	145
5. 地域活性化起業人の更なる推進	0	0	0		95
6. 関係人口を活用した地域の担い手確保事業	6	6	0	100.0%	0
7. 都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業	18	18	0	100.0%	0
8. 地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究	31	31	0	100.0%	0
9. 過疎対策事業債	570,000	590,000	20,000	103.5%	3,000
10. 辺地対策事業債	57,000	59,000	2,000	103.5%	400

令和7年度過疎対策関係予算案

府省名:総務省

(単位:百万円)

事 項	令和6年度 当初予算額 (A)	令和7年度 予算案 (B)	対前年度比較 増(△)減額 (B-A)	対前年度比 (B/A)	令和6年度 補正予算額
11. デジタル活用支援推進事業	0	0	0		2,098
12. 地域情報化の推進(本省)	104	0	△ 104	0.0%	0
13. 地域社会DX推進パッケージ事業	0	50 の内数	50 の内数		7,399 の内数
14. テレワーク普及展開推進事業	255	130	△ 125	51.0%	0
15. ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業	1,248	815	△ 433	65.3%	2,110
16. 情報通信インフラ整備加速化パッケージ	7,804 の内数	3,986 の内数	△ 3,818	51.1%	2,618 の内数

※:2～7、9～15については、過疎対策分として明確な区分ができないため、全国分を一括計上している。

総務省の地域力創造施策の新規・拡充事業について

- **人の流れの創出・拡大、地域経済の好循環、自治体DXに関する施策を強化**
- **特に『地域の担い手』としての潜在力が高い『女性、若者、シニア、外国人、副業人材』へのアプローチ強化**

1 地方への人の流れの創出・拡大

① 二地域居住・関係人口

- ・二地域居住促進法の成立（R6.5月）を踏まえ、自治体の**二地域居住・関係人口**の取組に係る**特別交付税措置を創設【新規】**

② 地域活性化起業人

- ・**企業退職後のシニア層**の活用も可能とする「**地域活性化シニア起業人**」を創設【新規】
- ・三大都市圏外の政令市等に所在する企業へ対象拡大
- ・マッチングプラットフォームの構築【国費】

③ 地域おこし協力隊

- ・**若者**（20～30代が隊員の7割）をメインターゲットとしつ、**女性、シニア、外国人向け**の**戦略的広報強化**【国費】
- ・隊員の募集・活動に関する**特別交付税措置を拡充**
- ・**J E T**（語学指導等を行う外国青年招致事業）終了者が同じ地域で地域おこし協力隊になれるよう地域要件を緩和

④ ふるさとミライカレッジ

- ・**女性・若者**に魅力的な地域づくり、地域おこし協力隊等の**担い手の裾野拡大**のため、**大学と地域が連携**した課題解決プロジェクトに関する**特別交付税措置を創設【新規】**
- ・モデル事業、マッチングプラットフォームの構築【国費】

2 地域経済の好循環による付加価値の創造

① 事業承継等人材マッチング

- ・**事業承継人材、都市部の副業人材、若者・女性・シニア・外国人等**の**地域内外の人材と地域企業とのマッチング**に係る**特別交付税措置を創設【新規】**
- ・事業承継等の地域ネットワークづくりを推進【国費】

② ローカル10,000プロジェクト

- ・創業・第二創業等への**支援件数拡大**。**重点支援**（補助率1/2→3/4にかさ上げ）の対象に従来の「デジタル」「脱炭素」に加えて「**女性・若者活躍**」追加【国費】
- ・創業等の地域ネットワークづくりを推進【国費】

③ 特定地域づくり事業協同組合

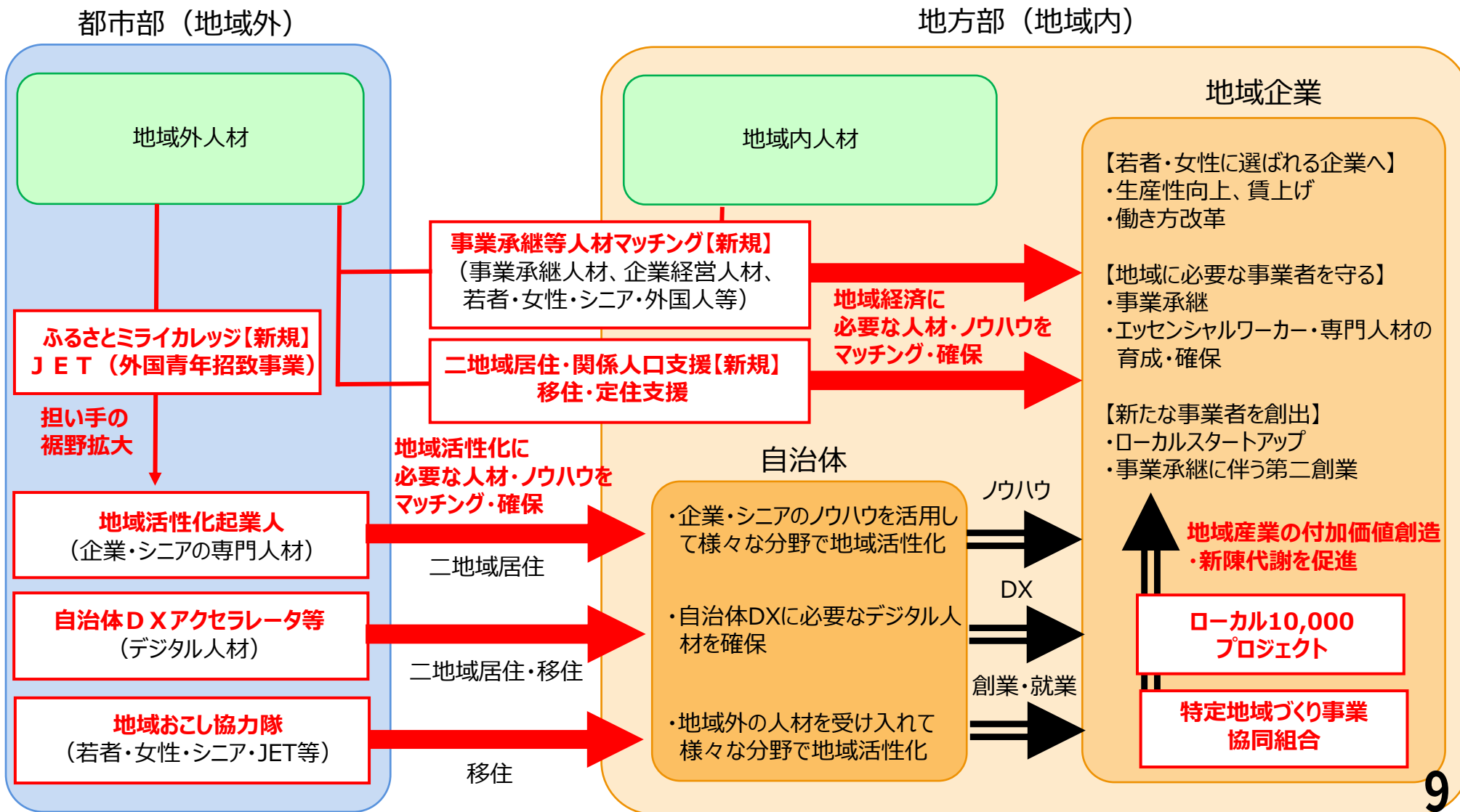
- ・**中小企業関係団体との連携**による設立支援を強化
- ・地域おこし協力隊任期後の受け皿、女性、若者、シニア等の定着につなげるよう各施策と連携

3 自治体DXの推進（デジタル人材確保）

- ・**市町村の求める人材プール機能**を都道府県が**確保**できるよう、**地方交付税措置を拡充**
- ・都道府県の人材確保を支援するため外部専門人材・協力企業リストの拡充、自治体と企業等をコーディネート、アクセラレータの任命【国費】

地域活性化・地域経済に必要な人材・ノウハウの地方への流れの創出・拡大

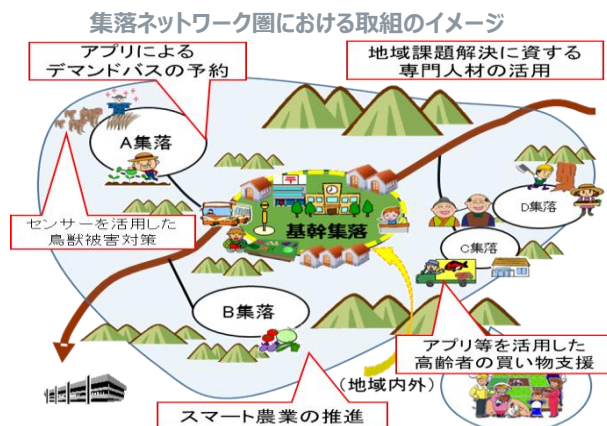
○ 『地域の担い手』としての潜在力が高い『女性、若者、シニア、外国人、副業人材』へのアプローチ強化



- 過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援。

1 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援。
（過疎地域以外の条件不利地域も対象）（定額補助）

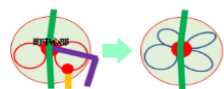


役場所在地域

【事業例】佐賀県伊万里市（H29～） 地域公共交通（バス）

- 黒川町まちづくり運営協議会が主体となり、住民アンケート、住民参加の検討委員会の開催により、
- ① バスの運行形態を見直し
 - ② スマホ等で運行状況・乗換案内の確認等ができるアプリの開発

【効果】コミュニティバス利用者数の増加、地域コミュニティ活性化



路線見直しのイメージ



アプリのイメージ



コミュニティバス

2 過疎地域持続的発展支援事業

過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村・都道府県が実施するICT等技術活用事業、人材育成事業を支援。（都道府県は人材育成事業のみが対象）

（市町村：定額補助 都道府県：6/10、1/2補助）

【事業例】熊本県水俣市（R3～） 遠隔診療

水俣市立総合医療センターとへき地診療所、市内医療機関、介護施設等（13箇所）を結んだオンライン診療を実証的に実施。



3 過疎地域集落再編整備事業

過疎市町村が過疎地域の集落再編を図るために行う定住促進団地整備、定住促進空き家活用等の事業に対して補助。
（1/2補助）

4 過疎地域遊休施設再整備事業

過疎市町村が過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興、地域課題解決を図るための施設整備に対して補助。（1/3補助）

人口減少地域における買物サービスの確保のための地域と民間事業者の連携に関する調査研究事業

人口減少地域における買物サービスの確保に向けて、移動販売などを地域と民間事業者が連携して実施する取組について、調査研究を実施

<現状と課題>

- 人口減少に伴う、商店の閉店等により、地域住民の日常の買物の機会の確保が課題となってきた
- 一方、このような課題に対応するため、移動販売などを地域と民間事業者が連携して実施する取組が出てきている
- 今後も人口減少が見込まれる中、地域住民・地元自治体と民間事業者が連携した買物サービスの効果的な普及・展開を図る必要がある

<事業概要>

- 地域と民間事業者が連携した先進事例を調査研究
 - ・地域住民・地元自治体と民間事業者が連携した事例を調査
 - ・民間事業者のビジネスモデルや課題を調査

など

- 地域と民間事業者が連携した取組の見える化
- 地方自治体や地域運営組織等への情報提供、普及・展開

<地域と民間事業者が連携した取組事例>



移動販売・宅配事業の取組

地元住民を社員とする一般社団法人が、

- 地元スーパーと連携して、販売代行による移動販売を実施
- 民間事業者と連携して、宅配事業を実施（地域で整備した拠点倉庫に配送された商品を配送代行により個配）



店舗設置の取組

国交付金を活用して村が整備し、地元三セクが指定管理を行う道の駅に、

- テナントとして、地元スーパーを誘致して店舗を開設（テナント料として使用料を徴収）
- 当該スーパーは、村からの補助金を受けて、買物バスを運行

ローカル10,000プロジェクト等

R7年度当初予算額（案）：地域経済循環創造事業交付金 615百万円

R6年度補正予算額：地域経済循環創造事業交付金 等 2,110百万円

（R6年度当初予算額：地域経済循環創造事業交付金 600百万円の内数）

※ 令和6年度は12月末時点で、計57事業（1県42市町村）に対して交付決定を行った。

○ 産官学金労言の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の創業・第二創業・新規事業立ち上げを支援。

○ 新たに「女性・若者活躍」に関する事業を重点支援。

事業スキーム

支援対象

民間事業者等の初期投資費用

- ・ 地域密着型（地域資源の活用）
- ・ 地域課題への対応（公共的な課題の解決）
- ・ 地域金融機関等による融資等
- ・ 新規性（新規事業）
- ・ モデル性

対象経費は、
・ 施設整備費
・ 機械装置費
・ 備品費

原則 1/2

※条件不利地域かつ財政力の弱い市町村
の事業は国費2/3, 3/4

重点支援（嵩上げ）

- ・ 「デジタル技術」 国費3/4
- ・ 「ローカル脱炭素」国費3/4
- ・ 「女性・若者活躍」国費3/4【新規】

公費による交付額 ※

国費

地方費

地域金融機関による融資等
（原則、無担保融資）

・ 公費による交付額以上

自己
資金等

※ 上限2,500万円。

融資額（又は出資額）が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円

事例

岩手県久慈市

ハウス内環境制御と木質バイオマスエネルギーを活用した
菌床しいたけ栽培による地域
経済循環創出事業



山梨県都留市

富士の麓の小さな城下町都留市
織物業再興×ふるさと納税活用
プロジェクト



長野県佐久市

循環型醸造事業
～Ferment Base～



島根県松江市

歴史文化の港町・美保関の
古民家を活用した宿泊施設
とレトロなBAR整備事業



徳島県美馬市

うだつの町並み周辺古民家
等活用支援事業



鹿児島県長島町

ぶりと茶どころ
鹿児島活性化事業



ネットワークづくりの推進

ローカルスタートアップ等のための地域のネットワークづくりを推進するため、中間支援組織と自治体とのマッチングセミナー等を開催

地域おこし協力隊の推進に要する経費

- 地域おこし協力隊の隊員数は、令和5年度は7,200人であり、令和8年度までに10,000人とする目標を掲げている（デジタル田園都市国家構想総合戦略）。
- 目標の達成に向けて、**情報発信の強化、現役隊員・自治体職員双方へのサポートの充実等の取組**により地域おこし協力隊の取組を更に強化し、**地方への新たな人の流れを力強く創出する。**

制度周知・隊員募集

■ 戦略的な広報の取組強化

拡充 インターネット広告やホームページ、SNS等による制度の周知を、ターゲットに応じて戦略的に実施する取組を強化し、隊員のなり手の更なる掘り起こしを行う。

■ 課題を抱えている自治体に対する伴走支援の強化

拡充 「地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業」の更なる拡充を行い、課題を抱えている自治体に対する伴走支援を強化する。

■ 「地域おこし協力隊全国サミット」の開催

・地域おこし協力隊や自治体関係者のほか広く一般の方が参加できる「地域おこし協力隊全国サミット」を開催し、制度を周知するとともに、隊員同士の学びや交流の場等を提供する。



隊員活動期間中

■ 「地域おこし協力隊全国ネットワーク」等の推進

- ・「地域おこし協力隊全国ネットワーク」において、令和6年度中に立ち上げた会員専用の情報共有・交流プラットフォームを活用し、情報収集・発信、隊員や協力隊経験者の活動支援等に取り組む。
- ・各地域における、協力隊経験者等によるネットワークの円滑な運営を推進することにより、より身近できめ細やかなサポート体制を構築する。

■ 「地域おこし協力隊サポートデスク」による相談体制の確保

- ・隊員や自治体職員からの相談に一元的に対応できるよう「地域おこし協力隊サポートデスク」において効果的なアドバイスを提供する。

■ 各種研修会等の実施

- ・初任者研修やステップアップ研修といった隊員の「段階別」の研修を実施するとともに、隊員の孤立化の防止に向けて、同じ分野で活動する隊員間のつながりを強化し、任期終了後にも頼れる知己を得る場として「活動分野別」の研修を実施する。
- ・より一層の制度理解、隊員の円滑な活動の支援等のため、自治体職員向けの研修等を実施する。



■ 起業・事業化研修等の実施

- ・隊員の起業・事業化等を支援するため、専門家のアドバイスによるビジネスプランの磨き上げ、事業実現に向けたサポート等を実施する。

任期後

起業・定住

地域への
人材還流を
促進！

関係人口について

- **「関係人口」**とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、**特定の地域に継続的に多様な形で関わる者**。
- 地方圏は、人口減少・高齢化により地域づくりの担い手不足という課題に直面しているところ、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、**「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待できる**。

関係人口が増えることの意義

関係人口は、地域住民との信頼関係をベースに、**地域の社会課題解決や魅力向上**に貢献する存在である。関係人口の活発な往来により、地方の**経済活動**や様々な**魅力向上の取組の活性化**、更には**災害時の支え合い**にもつながる。とりわけ人口減少・高齢化の深刻な地域においては、関係人口が**地域住民の共助の取組に参画**し、地域の**内発的発展を誘発**することが期待される。
（「デジタル田園都市国家構想総合戦略」抜粋）

関係人口の取組例



＜宮崎県五ヶ瀬町（R元モデル事業）＞
県立中高一貫校の卒業生を対象とした
関係人口案内育成



＜鳥取県鳥取市（R元モデル事業）＞
地方の農業に関心のある都市部からの
滞在者との協働による農業用水路の修繕

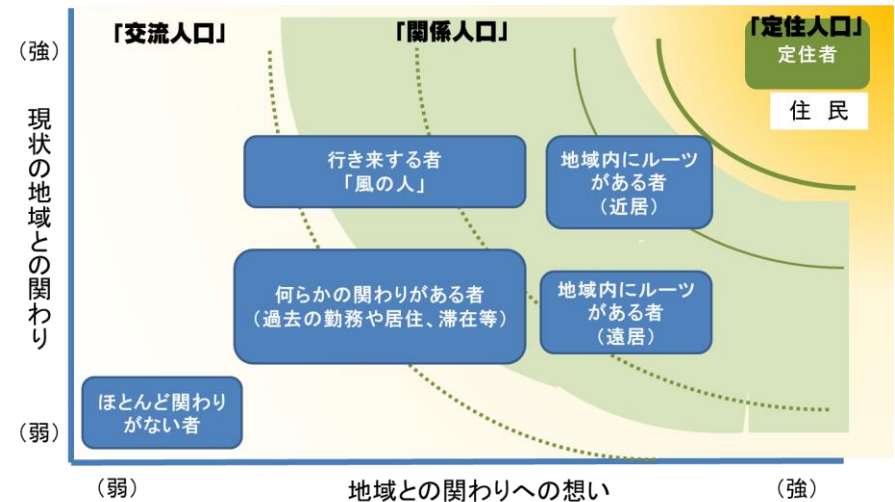


＜愛媛県西条市（H30モデル事業）＞
「自立循環型関係人口プラットフォーム構築事業」での
「LOVE SAIJO ファンクラブ」を活用した地場産品のPR



＜島根県邑南町（H30モデル事業）＞
「はすみファンと共に創る地域」事業
での「INAKAイルミ」の実施

関係人口のイメージ



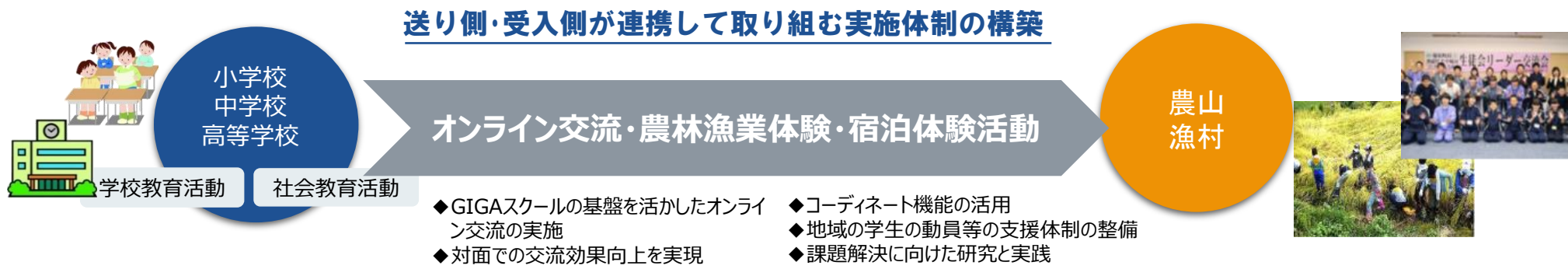
都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業

R7当初予算額(案) : 18百万円

(R6予算額 : 18百万円)

※令和6年度の執行率(見込み)は64.6%

- 農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、受入れ地域の活性化や交流による地域間の相互理解の深化に寄与。
- 子供の農山漁村体験交流の取組の拡大、定着を図るため、**送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援するモデル事業**を実施。また、継続的な実施体制の構築を目指す地方公共団体による「**子供の農山漁村体験交流計画**」策定を支援するモデル事業を実施。
- GIGAスクール・自治体DXによる情報通信環境整備の進展等を踏まえ、対面での交流効果をより高めるためのオンライン交流を支援。
- 課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するため、総務省、内閣官房、文部科学省、農林水産省、環境省の主催による**セミナー**を開催。



子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催

子供の農山漁村体験の取組を拡大、推進するため、先進事例や課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するためセミナーを開催。

体験交流計画策定支援事業

長期間継続できる体制を構築するため、効果的な取組内容や、取組にかかる課題解決について研究・検討を行い、この活動に取り組む地方公共団体のモデルとなる「子供の農山漁村体験交流計画」策定を推進。

【モデル事業対象経費の例】

- ・外部有識者等の旅費・謝金
- ・研修・会議に要する経費
- ・関係団体との調整に要する経費
- ・外部研修受講に係る受講料、旅費
- ・印刷製本費 等

子供農山漁村交流支援事業

送り側・受入側双方が連携して宿泊体験活動の実施体制の構築に取り組む地方公共団体をモデルとして実証調査を行い、その事例やノウハウを横展開することにより、子供の農山漁村交流を推進。

【モデル事業対象経費の例】

送り側	受入側
・コーディネートに要する経費 ・宿泊費用、体験料等の施設使用料 ・バスや備品等の借上げ料 ・補助員等への謝金 ・子供、教員、補助員等に係る保険料 ・オンライン交流に要する経費 (調整費、運営費、謝金、特産品の交換) 等	・コーディネートに要する経費 ・宿泊費用、体験料等の施設使用料 ・バスや備品等の借上げ料 ・指導員、NPOスタッフへの謝金 ・子供、教員、補助員等、指導者、NPOスタッフに係る保険料 ・オンライン交流に要する経費 ・受入体制の整備に係る経費

R7当初予算額（案）：5.6億円

（R6当初予算額：5.6億円）

※令和6年度は、計109組合（112市町村）に対して交付決定を行った。

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保する必要があるが、特定地域づくり事業協同組合が

域内外の若者等を雇用し、就業の機会を提供すること等により、地域づくり人材を育成するとともに地域社会の維持・地域経済の活性化を図る

事業背景

人口急減地域において

- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
- ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない

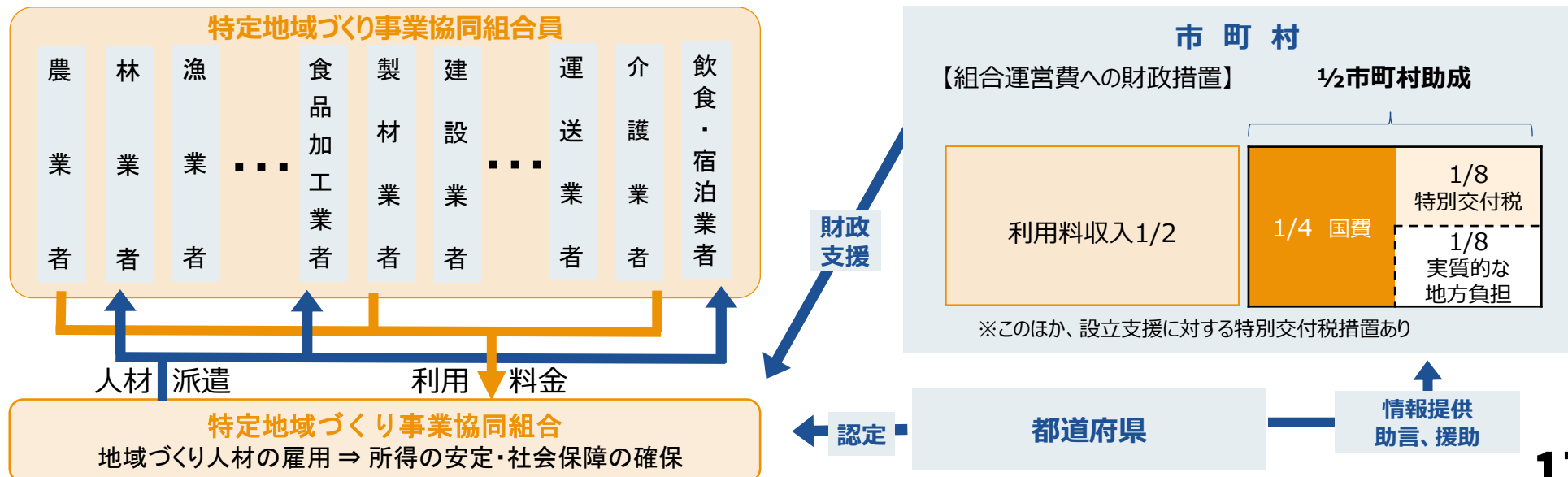
⇒人口流出の要因、Uターン障害

- 対象 人口規模や密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断 ※過疎地域に限られない
- 認定手続 事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 特例措置 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能
※派遣は建設業等を除く（建設業は在籍型出向が可能）
- その他 法施行後5年（令和7年6月）の見直し規定あり

取組内容

- ・地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
- ・組合で職員を雇用し事業者に派遣（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）

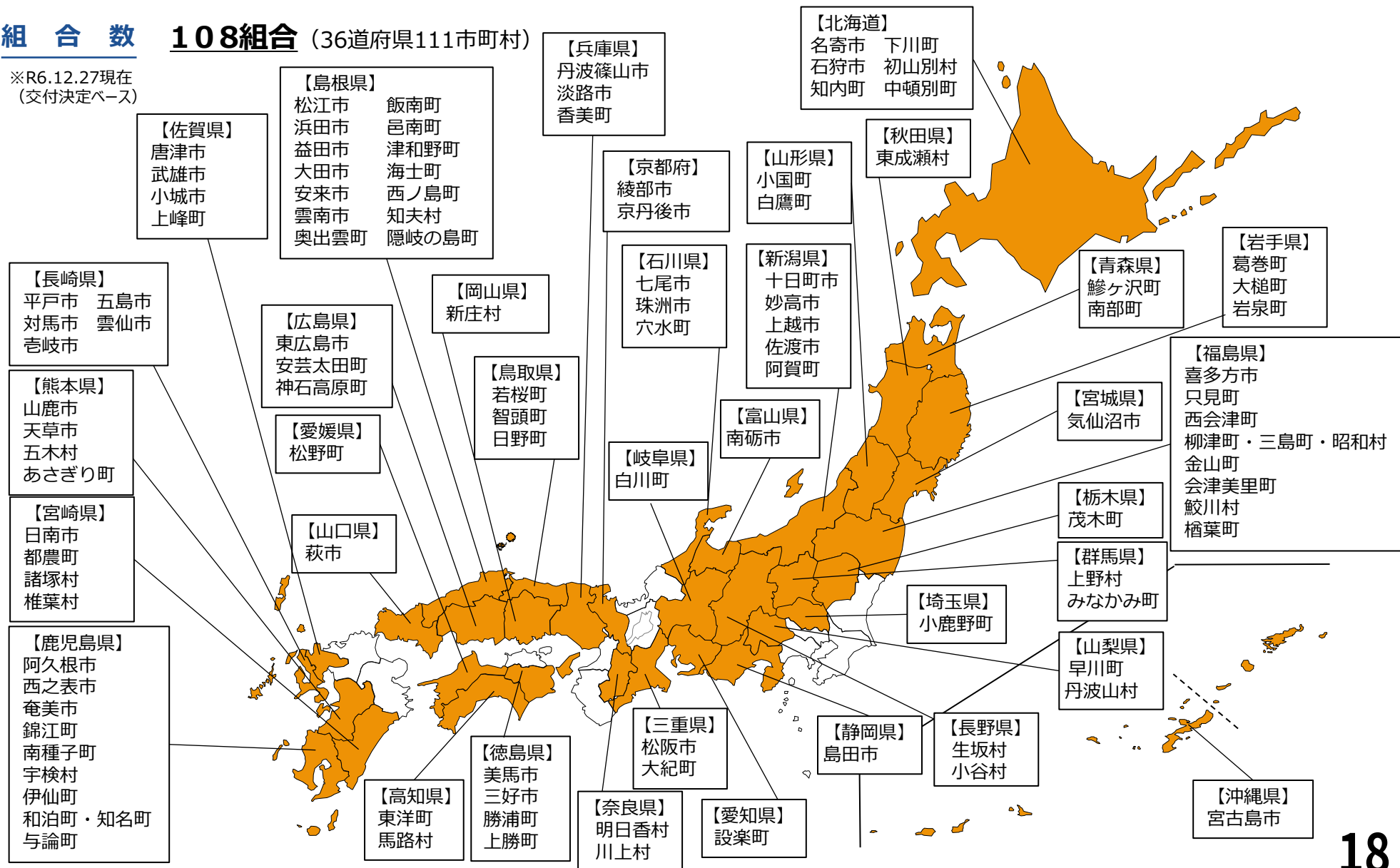
⇒地域の担い手を確保



特定地域づくり事業協同組合 認定状況

組 合 数 **108組合** (36道府県111市町村)

※R6.12.27現在
(交付決定ベース)



地域運営組織（RMO）の形成・運営 ※RMO：Region Management Organization

R7 予算額（案）：31 百万円
（R6 予算額：31 百万円）
※令和6年度の執行率は56.7%

地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織

※874市区町村で、おおむね小学校区単位に7,710団体が形成（令和5年度調査）

地域運営組織に対する支援

● 地域運営組織に関する調査研究

- ・実態把握調査
- ・先進事例調査
- ・研修用テキストの作成 等



● 全国セミナー

- ・国の施策説明、有識者の講演、先進団体の事例発表等を通じ、自治体職員や関係者等の学びの機会を創出



地方交付税措置（普通交付税・特別交付税）

- 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】
 - (1) 地域運営組織の運営支援
 - (2) 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援
- 地域運営組織の経営力支援【都道府県及び市町村】

地域運営組織の活動事例

（特非）かさおか島づくり海社（岡山県笠岡市）

- 島内の公共交通手段が乏しく、運転できない高齢者等の移動が困難な状況から、**公共ライドシェアを実施**
- 毎日運行の予約制タクシー（グリーンスローモビリティを使用）及び毎週金曜、定時定路線のコミュニティバスの2種類を運行



いけくわ

生桑振興会（広島県安芸高田市）

- 地域にあったガソリンスタンドが閉鎖されることとなったが、生桑振興会が中心となり施設の更新等を実施し、**ガソリンスタンドを運営**
- 給油以外にも、日用品店舗やサロンスペース等の拠点にもなっている



過疎対策事業債

○「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、過疎市町村が過疎地域持続的発展市町村計画に位置付けて実施する事業の財源として、特別に発行が認められた地方債

【対象事業】

<ハード分>

産業振興施設等	○地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資 ○産業の振興を図るために必要な市町村道、農道、林道、漁港関連道 ○漁港、港湾施設 ○地場産業の振興に資する施設 ○中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場、事務所 ○観光、レクリエーションに関する施設 ○産業の振興を図るために必要な市町村が管理する都道府県道 ○林業用作業路 ○農林漁業の経営の近代化のための施設 ○商店街振興のために必要な共同利用施設	厚生施設等	○下水処理のための施設 ○一般廃棄物処理のための施設 ○火葬場 ○消防施設 ○保育所及び児童館 ○認定こども園 ○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 ○障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設 ○診療施設 ○簡易水道施設及び簡易水道施設であった水道施設(平成19年度以降の簡易水道事業統合により、簡易水道施設でなくなったもの) ○市町村保健センター、こども家庭センター
交通通信施設	○交通の確保を図るために必要な市町村道、農道、林道、漁港関連道 ○電気通信に関する施設 ○住民の交通手段の確保又は地域間交流のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両 ○交通の確保を図るために必要な市町村が管理する都道府県道 ○住民の交通の便に供するための自動車、渡船施設 ○除雪機械	教育文化施設	○公民館その他の集会施設 ○公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 ○市町村立の専修学校、各種学校 ○図書館 ○地域文化の振興等を図るための施設 ○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の学校給食施設・設備 ○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教職員住宅
○集落再編整備 ○再生可能エネルギーを利用するための施設			

<ソフト分> ※出資及び施設整備費を除く

- 住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業(基金の積立てを含む)

【充当率】 **100%**

【元利償還金に対する交付税措置率】 **70%**

【令和7年度事業費】 **5,900億円** (令和6年度地方債計画額(改正後) 5,730億円)

※令和6年度起債予定額 5,682億円

辺地対策事業債

- 辺地法は、辺地を包括する市町村について、当分の間、当該辺地に係る公共的施設の総合的、かつ、計画的な整備を促進するために必要な財政上の特別措置等を定め、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ることが目的
- 辺地法において、辺地債の対象施設である「公共的施設」とは、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため最低限度必要なものと定義
- 辺地対策事業債は、辺地を有する市町村が総合整備計画に基づいて行う公共的施設の整備の財源として特別に発行が認められた地方債

【対象事業】

産業振興施設	○産業の振興を図るために必要な市町村道、農道、林道 ○地場産業の振興に資する施設 ○観光、レクリエーションに関する施設 ○農林漁業の経営の近代化のための施設	厚生施設等	○下水処理のための施設 ○消防施設 ○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 ○保育所、幼保連携型認定こども園、児童館 ○こども家庭センター ○診療施設 ○簡易水道施設及び簡易水道施設であった水道施設(平成19年度以降の簡易水道事業統合により、簡易水道施設でなくなったもの)
交通通信施設	○市町村道・橋りょう ○農林道 ○電気通信に関する施設 ○住民の交通の便に供するための自動車、渡船施設 ○除雪機械	教育文化施設	○公立の小中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期 課程のスクールバス・ボート、寄宿舎、教職員住宅、学校給食施設・設備、へき地集会室 ○公民館その他の集会施設
		○電灯用電気供給施設	

【充当率】 **100%**

【元利償還金に対する交付税措置率】 **80%**

【令和7年度事業費】 **590億円** (令和6年度地方債計画額(改正後) 574億円)
 ※令和6年度起債予定額 569億円

デジタル活用支援推進事業

R7予算額(案)0円

(R6補正予算額:2,098百万円)

※ 令和6年度は、計87団体に対して採択を行った。

- 高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けて、**スマートフォンを利用したオンライン行政手続等に対する助言・相談等を行う「講習会」**を、令和3年度から全国の携帯ショップ、公民館等で実施（国費10/10補助、上限あり）

講座の例

応用講座

「マイナポータルを活用しよう」、「オンライン診療を使ってみよう」、「ハザードマップで様々な災害のリスクを確認しよう」、「デジタルリテラシーを身につけて安心・安全にインターネットを楽しもう」

基本講座

「電源の入れ方・ボタン操作の仕方を知ろう」、「電話・カメラを使おう」

- 令和3～7年度の5年間での実施を想定し、**携帯ショップがない市町村**(772市町村※)での実施も**引き続き推進**。 ※令和6年3月1日集計。

都市部を中心とした支援

令和3年度～ 全国展開型



- 携帯ショップなど全国に有している拠点等で支援を実施
- 主体は**携帯キャリア**を想定

携帯ショップ等を拠点として**全国規模での講習会の実施**を図る

地方部を中心とした支援

令和3年度～ 対面TYPE



- 携帯ショップのない市町村にて公民館等で支援を実施
- 主体は**地元ICT企業、社会福祉協議会等**

地域連携型

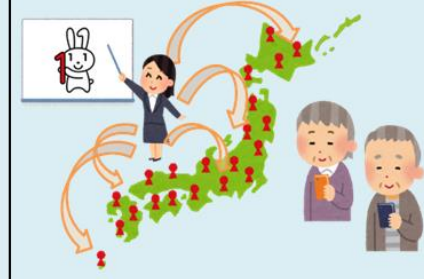
令和6年度～ オンラインTYPE



- 携帯ショップのない全国の市町村にてオンラインによる支援を実施
- 主体は**携帯キャリア**を想定

携帯ショップがない地域におけるデジタル活用支援の取組も強力に推進し、**全国津々浦々での講習会の実施**を図る

令和4年度～ 講師派遣型



- 講師を地方公共団体等に派遣して支援を実施
- 主体は**携帯キャリア、地元ICT企業等**

- デジタル人材/体制の確保支援、AI・自動運転等の先進的ソリューションや先進無線システムの実証、地域の通信インフラ整備の補助等の総合的な施策を通じて、デジタル実装の好事例を創出し、全国における早期実用化を目指す。

【施策の背景】

人口減少・少子高齢化や経済構造変化等が進行する中、持続可能な地域社会を形成するには、デジタル技術の実装（地域社会DX）を通じた省力化・地域活性化等による地域社会課題の解決が重要。

【施策の具体的内容(地域情報化アドバイザー派遣制度)】

地域情報化を担う専門人材の不足が課題となる中、地方公共団体におけるICTを活用した業務の効率化や住民サービスの向上を実現するための人的支援方策として、「地域情報化アドバイザー」の派遣等を通じて、地域活性化・地域課題の解決に資する地域情報化を推進。

地域に対する人的支援

ICT等の知見を有する専門家を地方公共団体に派遣

地域情報化アドバイザーの派遣

地域情報化の推進

地域情報化アドバイザーによる人材の育成・供給を支援

国

地方公共団体等

テレワーク普及展開推進事業

R7予算額(案)130百万円(R6予算額:255百万円)

※ 令和6年度においては、
相談支援を行う専門家(テレワークマネージャー)の登録70名、
自治体、商工会議所等との連携による地域相談窓口を
約240箇所設置している。

● テレワークの普及・定着を図るため、テレワークを導入しようとする企業等に対する相談支援等やテレワークに関する普及啓発を実施する。

■施策の概要

① テレワーク・ワンストップ・サポート

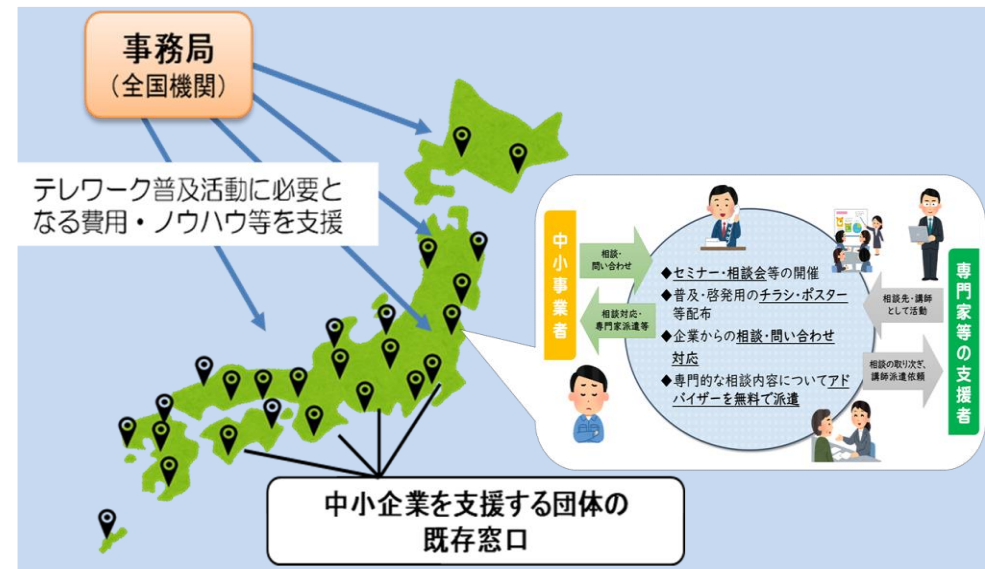
・テレワークの導入・改善を検討している企業・団体の希望に応じ、専門家(※)が無料コンサルティングを実施。

※ テレワークに係るセキュリティ、ICTツール、労務管理の専門家(テレワークマネージャー)

・各地域にテレワークの一次相談窓口を整備するとともに相談内容等に係る調査・分析等を実施。

② テレワーク月間における普及啓発

・企業等にテレワークの実施を呼びかけるテレワーク月間(11月)を開催し、テレワークに関する普及啓発を行うほか、テレワークトップランナー総務大臣賞等の表彰イベントを開催。



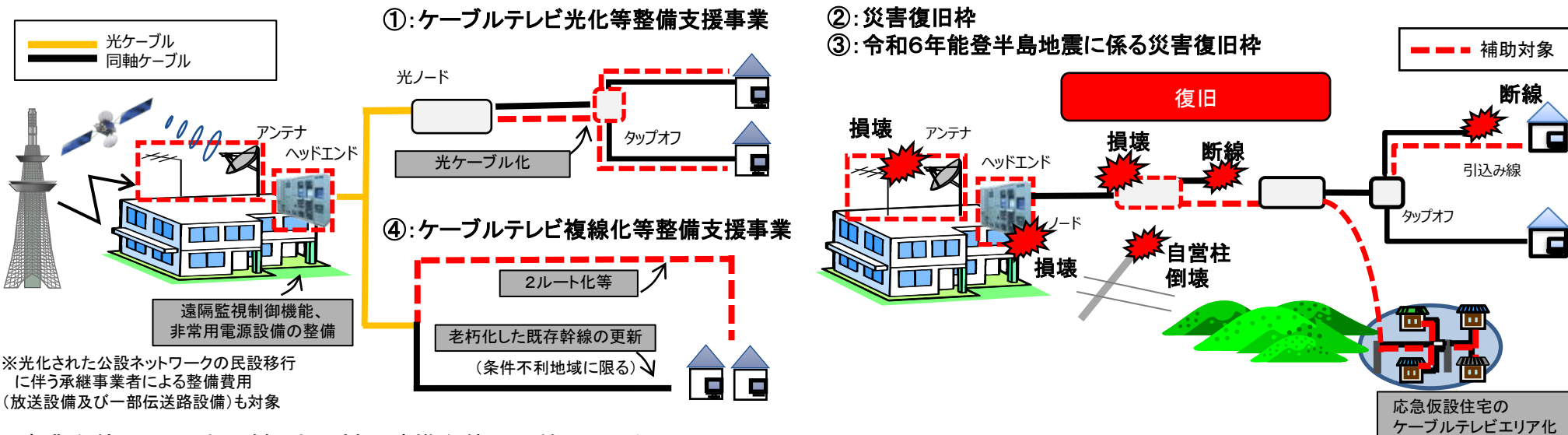
テレワーク月間ロゴ



ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業

R7予算額(案)815百万円
R6予算額1,249百万円(補正額2,110百万)
執行実績 令和6年度 12件

- 近年、多発・激甚化する自然災害を踏まえ、災害時に確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化・複線化等による耐災害性強化の事業費の一部を補助。
- 令和6年能登半島地震により被害を受けた地域のケーブルテレビ関連設備の復旧に係る事業費の一部を補助。



- (事業主体) 市町村、市町村の連携主体又は第三セクター
(これらの者から施設の譲渡を受ける等により、ケーブルテレビの業務提供に係る役割を継続して果たす者(承継事業者)を含む。)
- (事業スキーム) 補助事業
- (補助対象地域) ①ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村
※業務区域の市町村の数が10を超える者が行う事業にあっては、条件不利地域に限る
- (補助率) ①④(1)市町村及び市町村の連携主体(承継事業者): 1/2、(2)第三セクター(承継事業者): 1/3
①※財政力指数0.5超の自治体は1/3
※光化された公設ネットワークの民設移行に伴う承継事業者による整備は1/3
②: 1/2、③: 2/3
- (補助対象経費(上図の赤線部分)) 光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ 等
③※総務省予算で過去に整備した設備以外の復旧、仮設住宅のエリア化も対象
④※非常用電源設備単独の整備も対象
- (計画年度) 平成30年度～

情報通信インフラ整備加速化パッケージ

令和7年度当初予算(案)	3,986百万円
(令和6年度当初予算額)	7,804百万円
令和6年度補正予算額	2,618百万円)
※令和6年度の交付決定実績	
高度無線環境整備推進事業	7箇所
携帯電話等エリア整備事業	33箇所

・デジタル田園都市国家構想の実現のためには光ファイバ、5G等のデジタル基盤の整備が不可欠であることから、下記の整備目標（デジタル田園都市国家インフラ整備計画（改訂版））の達成に向けて、情報通信インフラ整備を加速化

- － 光ファイバ等：令和9年度末までに世帯カバー率99.9%
 - － 携帯電話：令和12年度末までに5G人口カバー率全国・各都道府県99%
- 令和12年度末までに道路カバー率（高速道路・国道）99%（高速道路については100%）等

携帯電話基地局の整備加速化

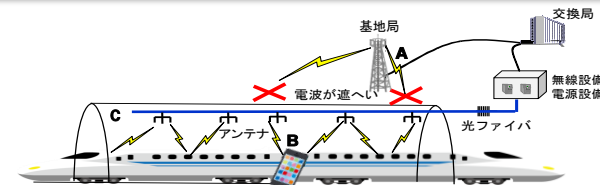


離島等条件不利地域

○携帯電話等エリア整備事業

- ・条件不利地域において、携帯電話基地局の整備費等の一部を補助

トンネル等における移動通信用中継施設の整備加速化



○電波遮へい対策事業

- ・トンネル等において、移動通信用中継施設の整備費の一部を補助

光ファイバの整備加速化

高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ(伝送路)



○高度無線環境整備推進事業

- ・条件不利地域において、光ファイバの整備費等(離島地域における維持管理費用を含む)の一部を補助

○伝送路設備の効率的な地中化に係る調査(令和6年度補正限り)

- ・伝送路設備の効率的な地中化について、通信ネットワークの敷設状況等を踏まえた調査を実施

令和7年度過疎対策関係予算案

府省名:農林水産省 (単位:百万円)

事 項	令和6年度 当初予算額 (A)	令和7年度 予算案 (B)	対前年度比較 増(△)減額 (B－A)	対前年度比 (B／A)	令和6年度 補正予算額
1. 農山漁村振興交付金	8,389	7,389	△ 1,000	88.1%	1,325
2. 中山間地農業ルネッサンス事業〈一部公共〉 (優先枠等を設けて実施)	41,114	41,152	38	100.1%	－
3. 多面的機能支払交付金	48,589	50,048	1,459	103.0%	－
4. 中山間地域等直接支払交付金	26,100	28,460	2,360	109.0%	－
5. 環境保全型農業直接支払交付金	2,641	2,804	163	106.2%	－
6. 農地耕作条件改善事業	19,843	19,843	0	100.0%	－
7. 農業水路等長寿命化・防災減災事業	28,150	28,150	0	100.0%	－
8. 畑作等促進整備事業	2,200	2,200	0	100.0%	－
9. 鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進	10,009	10,009	0	100.0%	5,460
10. 新規就農者育成総合対策	9,638	10,748	1,110	111.5%	5,416
11. 農業労働力等の確保	2,785	3,234	449	116.1%	1,275
12. 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち 森林・林業担い手育成総合対策	4,744	4,725	△ 19	99.6%	552

令和7年度過疎対策関係予算案

府省名:農林水産省 (単位:百万円)

事 項	令和6年度 当初予算額 (A)	令和7年度 予算案 (B)	対前年度比較 増(△)減額 (B－A)	対前年度比 (B／A)	令和6年度 補正予算額
13. 漁業・漁村を支える人材の確保・育成	450	363	△ 87	80.7%	450
14. 強い農業づくり総合支援交付金	12,051	11,952	△ 99	99.2%	－
15. 野菜価格安定対策事業のうち 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業	15,621 の内数	15,618 の内数			－
16. スマート農業技術活用促進総合対策	1,212 の内数	1,686 の内数			3,525 の内数
17. 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち 林業デジタル・イノベーション総合対策	403	276	△ 127	68.5%	450
18. 水産業のスマート化の推進	161	80	△ 81	49.7%	120
19. みどりの食料システム戦略推進総合対策	650	612	△ 38	94.2%	3,828 の内数
20. 持続可能な食品等流通総合対策	150	120	△ 30	80.0%	2,973
21. 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち 林業・木材産業循環成長対策	6,511	6,186	△ 325	95.0%	11,647
22. 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち 森林・山村地域活性化振興対策のうち 里山林活性化による多面的機能発揮対策	851	951	100	111.8%	－
23. 漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業	1,452	1,366	△ 86	111.9%	721
24. 農業農村整備事業	332,623	333,139	516	100.2%	203,660

令和7年度過疎対策関係予算案

府省名:農林水産省

(単位:百万円)

事 項	令和6年度 当初予算額 (A)	令和7年度 予算案 (B)	対前年度比較 増(△)減額 (B－A)	対前年度比 (B／A)	令和6年度 補正予算額
25.農山漁村地域整備交付金	76,999	76,249	△ 750	99.0%	－
26. 森林整備事業	125,370	125,565	195	100.2%	50,607
27. 治山事業	62,351	62,453	102	100.2%	31,045
28. 水産基盤整備事業	72,976	73,091	115	100.2%	32,000

注:すべての事業について、過疎対策分として明確な区分ができないため、全国分を一括計上している。

令和7年度過疎対策関係予算案の概要 (過疎対策に資する主なもの)

農林水産省

農山漁村振興交付金

【 7, 389 (8, 389) 百万円】

令和6年度補正【 1, 325 百万円】

令和6年度執行率 70 % (交付決定ベース)

農山漁村において、「しごと」「くらし」「活力」「土地利用」の観点から農村振興施策を総合的に推進することにより、関係人口の創出・拡大を図るとともに、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を支援

- ・地域資源活用価値創出対策: 地域活性化のための活動計画づくり、農山漁村の地域資源を活用し新たな価値を創出する取組、施設整備を支援
- ・中山間地農業推進対策: 複数集落の機能を補完する農村型地域運営組織(農村RMO)の形成、収益力向上や販売力強化等に関する取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援
- ・最適土地利用総合対策: 地域における土地利用構想の作成から実現までの取組を総合的に支援
- ・山村活性化対策: 振興山村での地域資源を用いた地域経済の活性化の取組を支援 等

中山間地農業ルネッサンス事業<一部公共> (優先枠等を設けて実施)

【 41, 152 (41, 114) 百万円】

令和6年度執行率 93 % (交付決定ベース)

地域別農業振興計画に基づき、収益力向上や販売力強化等の取組、農村RMOの形成、デジタル技術の導入・定着の推進を支援するとともに、各種支援事業の優遇措置等により、中山間地域等の多様な取組を総合的に支援

※1. ()は令和6年度予算額。また、全ての事業において、過疎対策分として明確な区分ができないため、全国分を記載。

2. R6執行率は全国ベースを記載。

令和7年度過疎対策関係予算案の概要 (過疎対策に資する主なもの)

農林水産省

多面的機能支払交付金

【 50, 048 (48, 589) 百万円】
令和6年度執行率 99 % (交付決定ベース)

農業・農村の多面的機能の維持・発揮や地域全体で担い手を支えることを目的として、農用地、水路、農道等を適切に保全管理するために農業者等が地域共同で行う活動を支援

中山間地域等直接支払交付金

【 28, 460 (26, 100) 百万円】
令和6年度執行率 100 % (交付決定ベース)

中山間地域等における農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援

環境保全型農業直接支払交付金

【 2, 804 (2, 641) 百万円】
令和6年度執行率 99 % (交付決定ベース)

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組に加えて、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を行う農業者団体等に対し、取組の拡大に必要な支援を含めて交付金を交付

※1. () は令和6年度予算額。また、全ての事業において、過疎対策分として明確な区分ができないため、全国分を記載。

2. R6執行率は全国ベースを記載。

令和7年度過疎対策関係予算案の概要 (過疎対策に資する主なもの)

農林水産省

農地耕作条件改善事業

【 19, 843 (19, 843) 百万円】
令和6年度執行率 91 % (交付決定ベース)

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換、麦・大豆の増産に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせ支援

農業水路等長寿命化・防災減災事業

【 28, 150 (28, 150) 百万円】
令和6年度執行率 98 % (交付決定ベース)

農業生産活動の基盤となる農業水利施設の機能を安定的に発揮させるため、機動的・効率的な長寿命化・防災減災対策を支援

鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

【 10, 009 (10, 009) 百万円】
令和6年度補正【 5, 460 百万円】
令和6年度執行率 62 % (交付決定ベース)

農作物被害のみならず農山漁村の生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、鳥獣の捕獲等の強化やジビエ利活用拡大への取組等を支援
森林における効果的・効率的なシカ捕獲の取組を実施、支援

※1. ()は令和6年度予算額。また、全ての事業において、過疎対策分として明確な区分ができないため、全国分を記載。

2. R6執行率は全国ベースを記載。

令和7年度過疎対策関係予算案の概要 (過疎対策に資する主なもの)

農林水産省

新規就農者育成総合対策

【 10, 748 (9, 638) 百万円】

令和6年度補正【 5, 416 百万円】

令和6年度執行率 100 % (交付決定ベース)

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、経営発展のための機械・施設等の導入を地方と連携して親元就農も含めて支援するとともに、就農に向けた研修資金、経営開始資金の交付、地域において就農前から就農後までをトータルサポートできる体制の充実、農地の受け手確保に向けた新規就農者の誘致環境の整備等の取組を支援。また、農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化、就農相談会の開催等の取組を支援

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち森林・林業担い手育成総合対策

【 4, 725 (4, 744) 百万円】

令和6年度補正【 552 百万円】

令和6年度執行率 87 % (交付決定ベース)

新規就業者等への体系的な研修、林業大学校で学ぶ就業前の青年への給付金給付、高校生の就業や女性の活躍の促進、森林プランナーの育成、技能評価の推進、外国人材受入に向けた条件整備、労働安全対策等の取組を推進

※1. () は令和6年度予算額。また、全ての事業において、過疎対策分として明確な区分ができないため、全国分を記載。

2. R6執行率は全国ベースを記載。

令和7年度過疎対策関係予算案の概要 (過疎対策に資する主なもの)

農林水産省

漁業・漁村を支える人材の確保・育成

【 363(450)百万円】

令和6年度補正【 450百万円】

令和6年度執行率 100 %(交付決定ベース)

漁業・漁村を支える人材の確保・育成を強化するため、漁業への就業前の者に対する資金の交付、インターンシップの受入れ、漁業現場での長期研修を通じた就業・定着促進、若手漁業者の経営能力の向上及び海技資格の取得等を支援

強い農業づくり総合支援交付金

【 11, 952(12, 051)百万円】

令和6年度執行率 95 %(交付決定ベース)

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた食料システムを構築するため、生産から流通に至るまでの課題解決に向けた取組を一体的に支援

産地の収益力の強化のため、農畜産物の生産・供給の基幹となる施設の整備を支援

スマート農業技術活用促進総合対策

【 1, 686(1, 212)百万円の内数】

令和6年度補正【 3, 525百万円の内数】

令和6年度当初予算執行率 98 %(交付決定ベース)

ロボット、AI、IoT等先端技術の実装に向けた取組を総合的に展開するため、スマート農業技術の開発・供給、スマート農業普及のための環境整備を支援(令和6年度補正予算においては、中山間地域を含む現場ニーズに対応した機動的な研究開発を支援)

※1. ()は令和6年度予算額。また、全ての事業において、過疎対策分として明確な区分ができないため、全国分を記載。
2. R6執行率は全国ベースを記載。

令和7年度過疎対策関係予算案の概要 (過疎対策に資する主なもの)

農林水産省

農業農村整備事業

【 333, 139(332, 623)百万円】
令和6年度補正【 203, 660百万円】
令和6年度執行率 90 %(交付決定ベース)

農業の競争力強化や農村地域の国土強靱化を図るため、農地の大区画化や水田の汎用化・畑地化、新たな農業水利システムの構築、農業水利施設の計画的な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保全管理、農地等の湛水被害防止対策、ため池の防災・減災対策、流域治水対策、農道や集落排水等の生活インフラの整備等を推進

農山漁村地域整備交付金

【 76, 249(76, 999)百万円】
令和6年度執行率 99 %(交付決定ベース)

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策に必要な交付金を交付

森林整備事業

【 125, 565(125, 370)百万円】
令和6年度補正【 50, 607百万円】
令和6年度執行率 100 %(交付決定ベース)

カーボンニュートラルを見据えたグリーン成長を実現するため、森林吸収量の確保・強化や国土強靱化、林業の持続的発展等を図るべく、間伐の着実な実施に加え、主伐後の再造林や、幹線となる林道の開設・改良等を推進

※1. ()は令和6年度予算額。また、全ての事業において、過疎対策分として明確な区分ができないため、全国分を記載。

2. R6執行率は全国ベースを記載。

令和7年度過疎対策関係予算案の概要 (過疎対策に資する主なもの)

農林水産省

治山事業

【 62, 453 (62, 351) 百万円】
令和6年度補正【 31, 045 百万円】
令和6年度執行率 100 % (交付決定ベース)

豪雨や地震等に起因する山地災害から国民の生命・財産を守るため、令和6年能登半島地震・豪雨からの早期復旧に加え、地震の教訓を踏まえた津波避難路を保全する治山対策の強化等を図るとともに、豪雨災害の激甚化に対応した治山対策の実施など、国土強靱化に向けた取組を推進

水産基盤整備事業

【 73, 091 (72, 976) 百万円】
令和6年度補正【 32, 000 百万円】
令和6年度執行率 68 % (交付決定ベース)

拠点漁港等における流通機能強化と養殖拠点の整備を推進。併せて、持続可能な漁業生産を確保するため、魚種変化・分布拡大等の環境変化に対応した漁場整備や藻場・干潟の保全・創造、CO2排出抑制・固定化に資する漁港・漁場の整備、漁港施設の強靱化・長寿命化対策を推進
さらに、漁村の活性化や漁港の利用促進のため、漁港施設等活用事業に係る漁港の環境整備や生活・就労環境改善対策等を推進

※1. ()は令和6年度予算額。また、全ての事業において、過疎対策分として明確な区分ができないため、全国分を記載。
2. R6執行率は全国ベースを記載。

令和7年度過疎対策関係予算案

府省名:国土交通省						(単位:百万円)
事 項	令和6年度 当初予算額	令和7年度 予算案	対前年度比較 増(△)減額	対前年度比	令和6年度 補正予算額	
	(A)	(B)	(B－A)	(B／A)		
1. 道路事業 ※1※2※3	2,118,300 の内数	2,118,885 の内数	585	100.0%	440,530 の内数	
2. 治水事業等 ※1※2※3	877,058 の内数	884,860 の内数	7,802	100.9%	329,884 の内数	
3. 海岸事業 ※1※2※3	32,223 の内数	32,223 の内数	0	100.0%	17,705 の内数	
4. 上下水道事業 ※3	3,100 の内数	6,409 の内数	3,309	206.7%	1,483 の内数	
5. 水道事業 ※2※3	17,133 の内数	20,269 の内数	3,136	118.3%	0	
6. 下水道事業 ※1※2※3	92,542 の内数	111,697 の内数	19,155	120.7%	10,876 の内数	
7. 港湾の整備 ※1※2※3	244,903 の内数	245,603 の内数	700	100.3%	92,931 の内数	
8. 地域公共交通確保維持改善事業	21,405 の内数	20,905 の内数	－500	97.7%	32,600 の内数	
9. インバウンド支援策の充実	50,232 の内数	52,934 の内数	2,702	105.4%	54,320 の内数	
10. 除雪体制の確保のための支援の充実	84 の内数	69 の内数	－15	82.1%	100 の内数	
11. 克雪住宅整備に対する支援 ※4	506,453 の内数	487,410 の内数	－19,043	96.2%	0	
	870,652 の内数	846,955 の内数	－23,697	97.3%	0	
12. 空き家の活用や除却の支援の強化 ※1※2	5,900 の内数	5,900 の内数	0	100.0%	0	

・金額については、すべての事項について過疎地域分を分計できないため全国一括計上している。また、この他に、地方創生推進交付金(内閣府計上)がある。
※1 この他に、社会資本整備総合交付金(令和6年度当初予算額:5,065億円、令和7年度予算案:4,874億円)がある。
※2 この他に、防災・安全交付金(令和6年度当初予算額:8,707億円、令和7年度予算案:8,470億円)がある。
※3 デジタル庁一括計上分を含まない。
※4 上段は社会資本整備総合交付金、下段は防災・安全交付金である。

R7予算額(案) 2兆1,189億円の内数
(R6予算額: 2兆1,183億円の内数 (R6補正額: 4,405億円の内数))
※ 他に社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金がある
※ 令和6年度は、計23箇所(12県)に対して交付決定を行った

- 過疎地域における道路整備は、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等により支援
- 都道府県による代行事業制度の活用を図る等、過疎地域における道路整備を推進

<対象事業例>

改築事業



○ 物流拠点等へのアクセス道路整備



○ 公共交通走行空間の整備

交通安全対策事業



○ 安全な通学路空間に向けた整備



○ 橋梁の耐震補強

防災対策事業



○ 落石防止対策(法面工)

治水関係事業

R7予算額(案)8,849億円の内数

(R6予算額:8,771億円の内数(R6補正額:3,299億円の内数))

※ 他に社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金がある

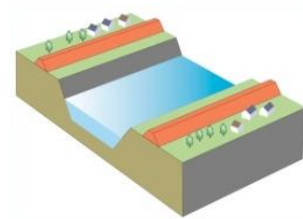
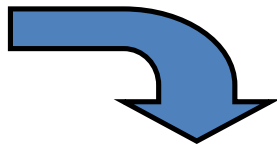
※令和6年度は、直轄事業において109水系で治水事業を実施した

○過疎地域等を対象に、治水対策を実施。

○築堤や河道掘削、ダムの整備等を計画的に推進し、地域の水害の防止・軽減を図る。

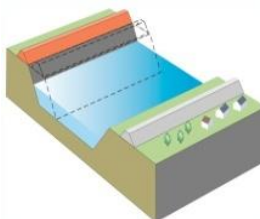
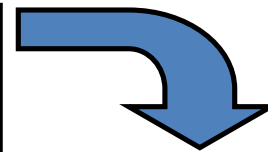
◆築堤・かさ上げ

堤防を造り水の流れる断面を大きくする。



◆引堤

川幅を広げることにより河川の水の流れる断面を大きくし、水位を下げる。



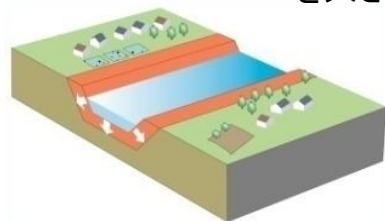
◆ダム

洪水時の流量が多いときに河川水を一時的に貯留する。



◆河道掘削

河道を掘削して水の流れる断面を大きくし水位を下げる。



砂防関係事業

R7予算額(案)8,849億円の内数

(R6予算額:8,771億円の内数(R6補正予算額:3,299億円の内数)

※ 他に社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金がある

※令和6年度は、計58箇所(30道府県)直轄砂防事業等を実施した。

○過疎地域等を対象に、土砂災害対策を実施。

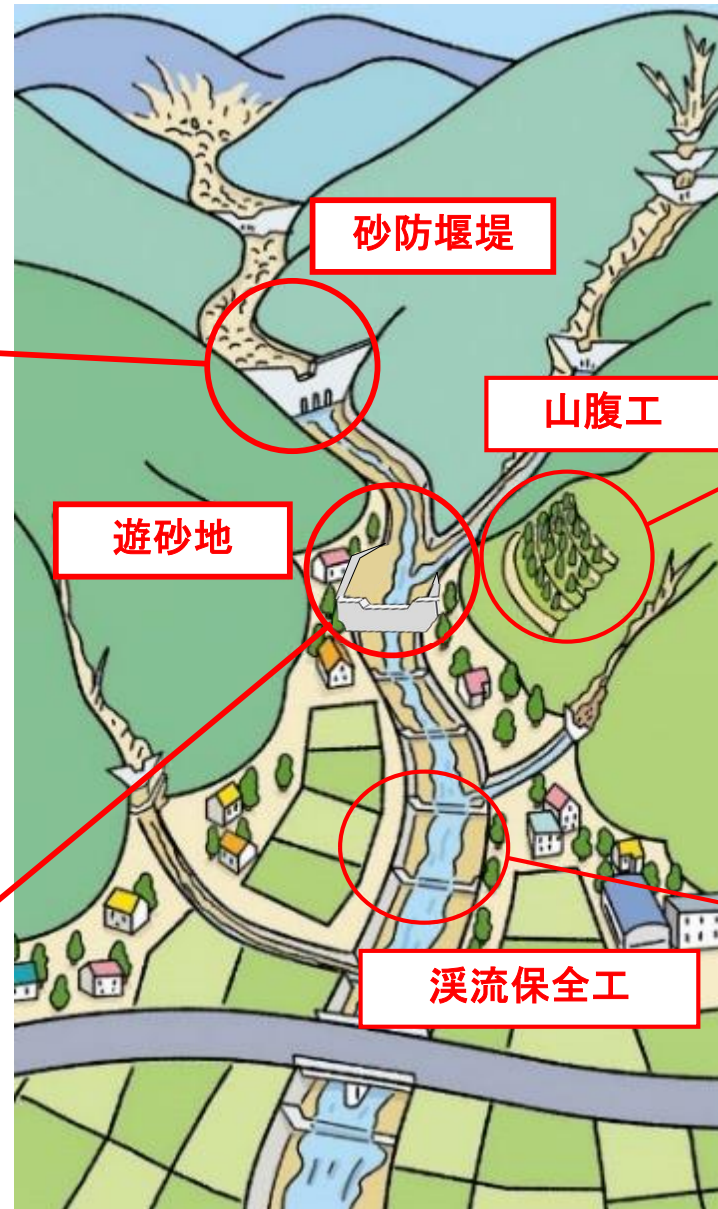
●砂防堰堤

上流からの土砂流出をコントロールする(調節機能)とともに、溪岸の崩壊、溪床の侵食、流木の流出を防ぎ、下流での被害を未然に防ぐ。



●遊砂地

河川流路を広くすることにより、上流からの流出土砂を貯留し、下流での被害を未然に防ぐ。



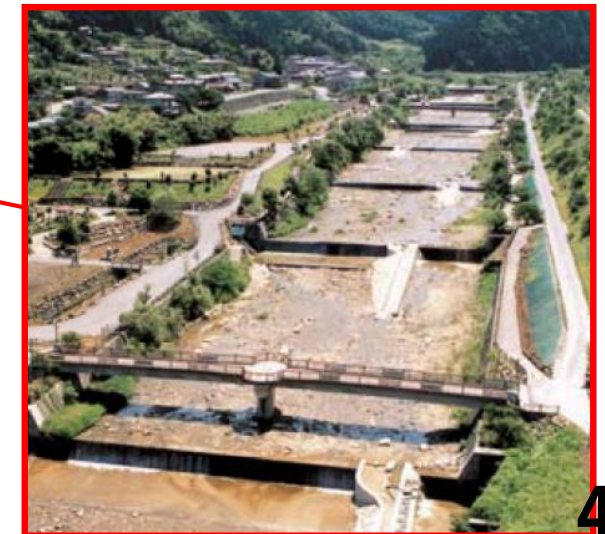
●山腹工

山腹に土留、排水工、植栽等を施工することで、山腹の崩壊や土砂流出を防ぎ、植生の回復を図る。



●溪流保全工

扇状地などにおいて床固工、護岸工などを組み合わせることにより、乱流・偏流を制御するとともに、溪岸・溪床の侵食を防止する。



海岸事業における津波・高潮・侵食対策

R7予算額(案)322億円の内数

(R6予算額:322億円の内数(R6補正額:177億円の内数))

※他に社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金がある

※令和6年度は、計39の都道府県で海岸事業を実施した

人工リーフ

人工リーフに波が当たり消波することによって越波を減少させ、また、漂砂を抑制することによって汀線の維持・回復を行う

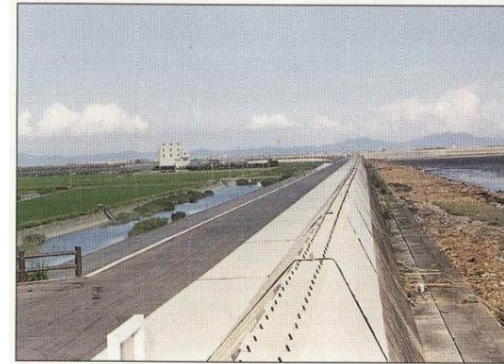


水門 背後地への津波・高潮の侵入を防ぐ



海岸堤防

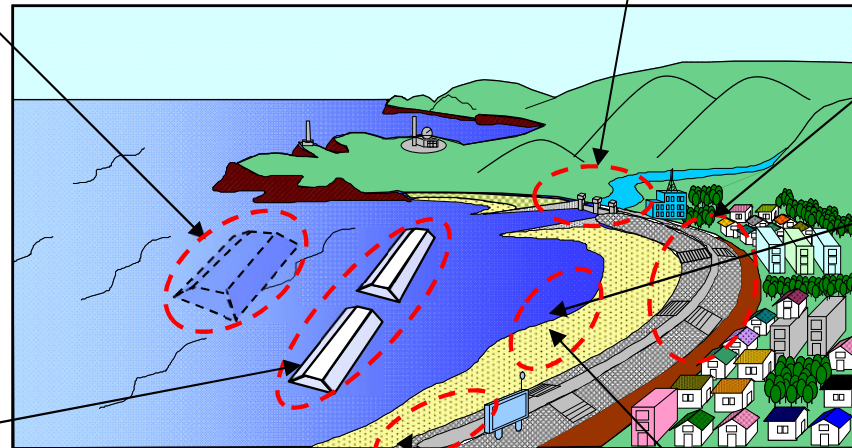
背後地への津波・高潮による海水の侵入を防止し、また波浪による越波の減少や、海岸侵食も防止する



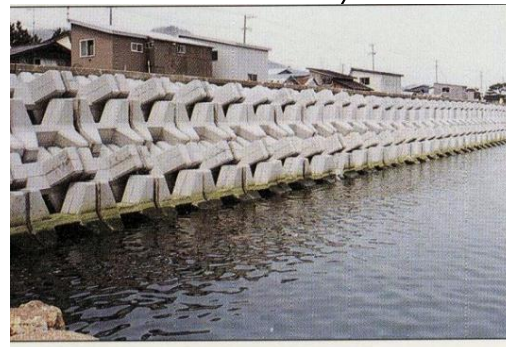
離岸堤



離岸堤に波が当たり消波することによって越波を減少させ、また、漂砂を抑制することによって汀線の維持・回復を行う



消波工



外海から侵入する波のエネルギーを減殺して、堤防等の構造物に作用する波の力を小さくする

サンドリサイクル

流れの上手側の海岸で侵食を受け、下手側の海岸にたまった砂を上手海岸に戻し、砂浜を復元する



養浜

波によって海岸の砂が削り取られた海岸等に再び砂を戻す



上下水道一体効率化・基盤強化推進事業

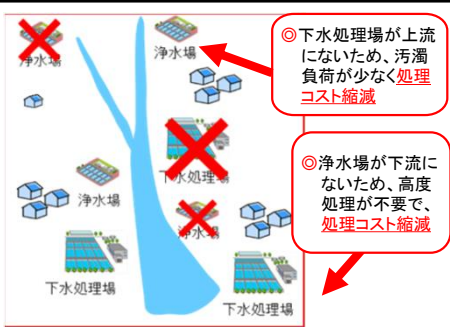
R7予算額(案) 64億円の内数
(R6予算額:31億円の内数(R6補正額 15億円))
※令和6年度は、過疎地域を含む計182箇所に対して交付決定を行った。

○ 上下水道基盤強化に向け、その経営効率化等を図るための一体的な施設再編や官民連携、地震対策等の取組に対して集中的に支援。

<事業メニュー>

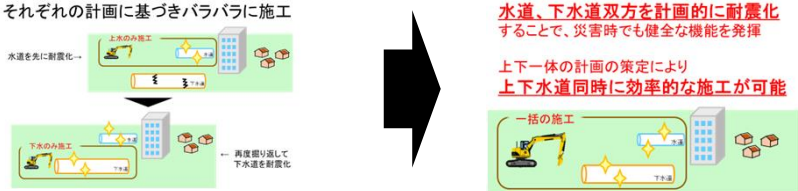
(1) 上下水道施設再編推進事業

事業主体: 地方公共団体等
内容: 流域全体として最適な上下水道施設の施設再編の検討を推進するため、計画策定経費を補助



(2) 上下水道施設耐震化推進事業

事業主体: 地方公共団体等
内容: 上下水道が連携した耐震化を推進するため計画策定経費を補助



(3) 官民連携等基盤強化推進事業

事業主体: 地方公共団体等
内容: ウォーターPPPの導入を加速化するため、ウォーターPPPの導入検討経費を補助

(例)維持管理・更新を一体マネジメントするウォーターPPPイメージ



(4) 上下水道DX推進事業

事業主体: 地方公共団体等
内容: DXによる業務効率化等のため、先端技術を活用した設備の導入経費を補助



設備の故障・劣化を無人で自動感知

(5) 業務継続計画策定事業

事業主体: 地方公共団体等
内容: 近年、激甚化・頻発化する自然災害に対し、上下水道の機能確保するため、業務継続計画の策定を補助

(6) 汚泥資源肥料利用推進事業

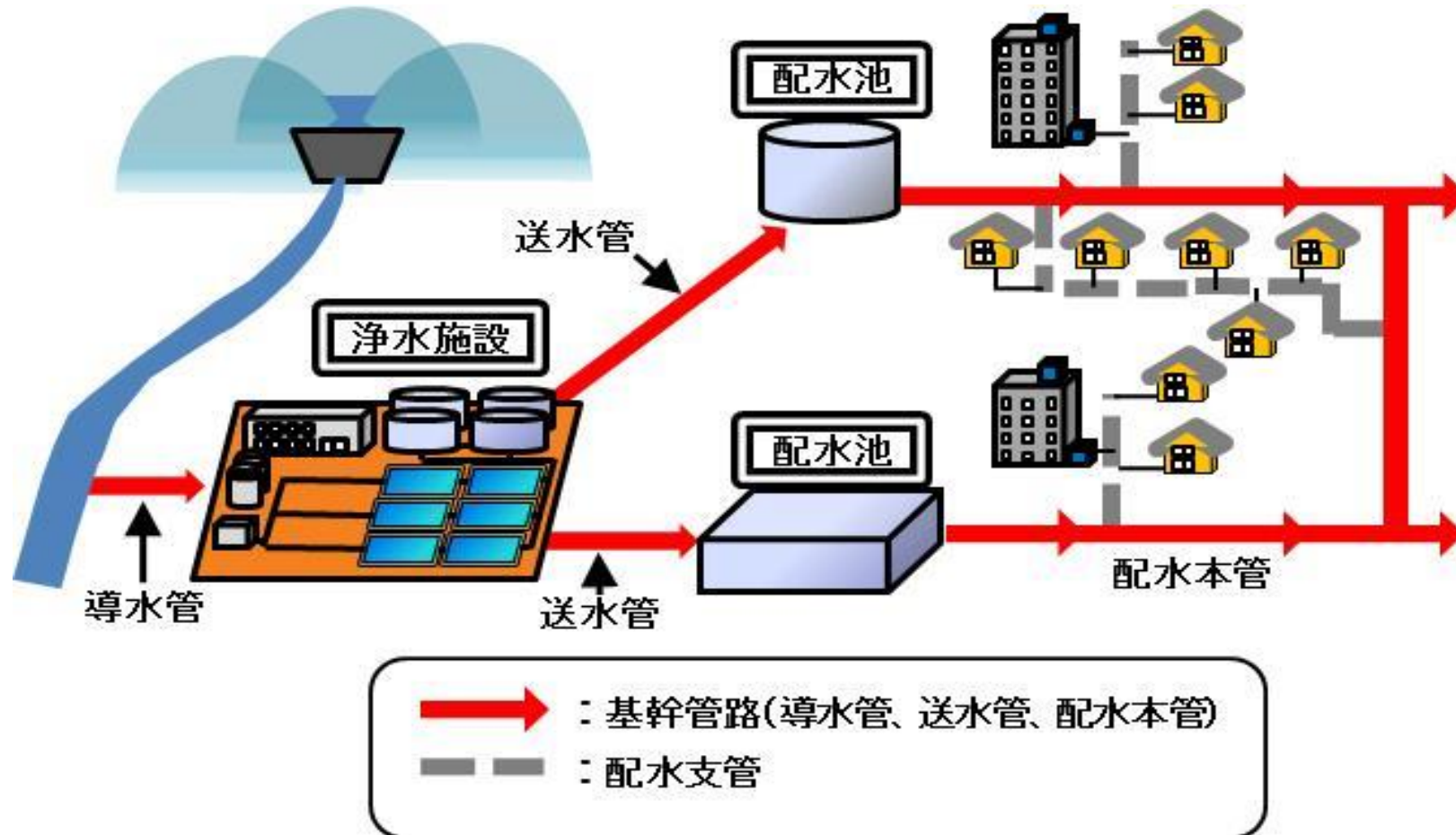
事業主体: 地方公共団体等
内容: 汚泥資源の肥料利用を推進するため、肥料成分や重金属の分析調査、計画策定、分析機器の導入経費を補助



○過疎地域を含めた水道事業又は水道用水供給事業を経営する地方公共団体に対し、その事業に要する費用の一部を補助することにより、安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保する。

- 布設条件の特に厳しい農山漁村における簡易水道の整備
- 水道施設の耐震化
- 水道事業の広域化 等を実施

※ 簡易水道事業・・・給水人口101～5,000人の水道事業
上水道事業・・・給水人口5,001人以上の水道事業

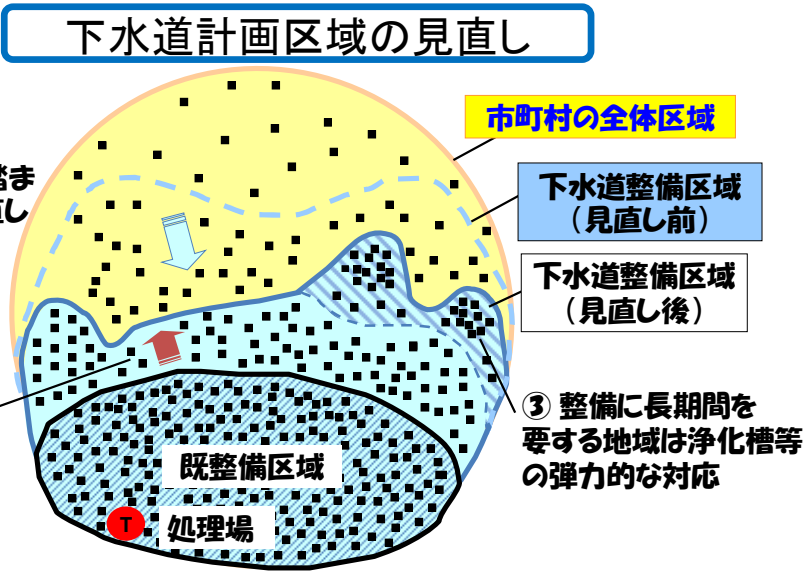


R7予算案:1,117億円の内数
(R6予算額:925億円の内数(R6補正額 109億円))
※他に社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金がある
※令和6年度は、過疎地域を含む計235箇所に対して交付決定を行った

○ 過疎対策関係予算に係る下水道事業については、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等により、推進している。

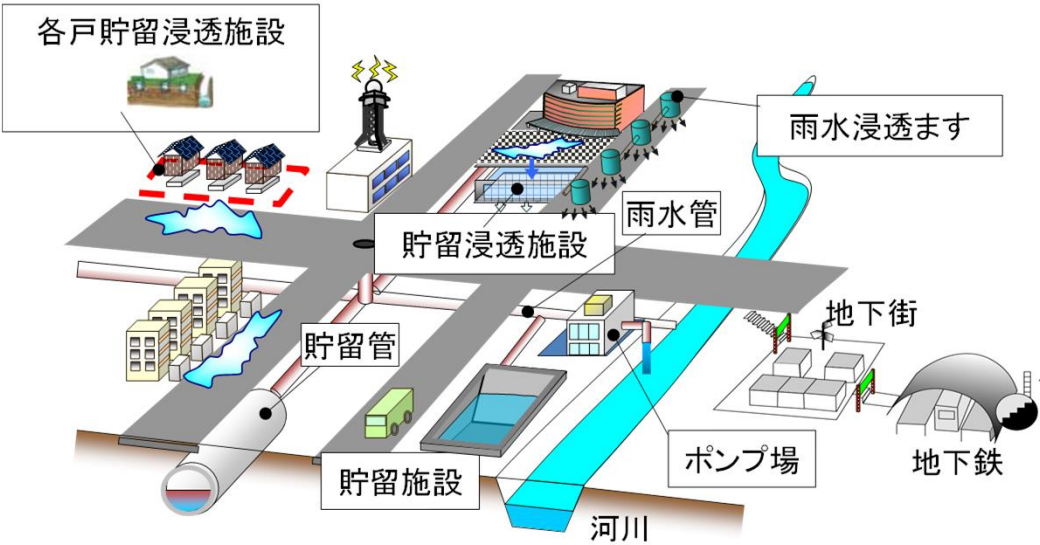
未普及対策

○ 地域の実情に応じた下水道区域の見直し、低コスト技術の導入、民間活用の推進等により、汚水処理の概成を実現。



浸水対策

○ 被害の重大性、対策の緊急性を踏まえ、雨水管や雨水貯留施設の整備等の浸水対策を推進。



港湾の整備

R7予算額(案) 2,456億円の内数
(R6予算額:2,449億円の内数(R6補正額:929億円の内数))
※ 他に社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金がある
※ 令和6年度は香深港、名瀬港や両津港等で事業を実施した

- 公共交通は「地域の足」として不可欠なサービスであり、条件不利地域の離島における住民生活の安定の確保をするため、離島航路の就航率の向上や人流・物流の安全確保のための防波堤及び岸壁等の整備を推進する。

荒天が発生した際の離島への影響例



定期船欠航に伴う生活物資の品切れ
(令和6年台風10号による影響)



荒天時の定期船の入港(神湊港)
かみなと

就航率の向上や人流・物流の安全確保のための整備例



かふか
香深港(礼文島)



なぜ
名瀬港(奄美大島)



りょうつ
両津港(佐渡島)

「交通空白」の解消等に向けた地域交通のリ・デザインの全面展開 (令和6年度補正・令和7年度予算)

地域公共交通確保維持改善事業等
R7予算額(案) 209億円(R6予算額:214億円(R6補正額326億円))
※令和5年度は、3,159件に対して交付を行った。

「交通空白」の解消、多様な関係者の連携・協働等による 持続可能な地域交通への進化

■「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト

喫緊の課題である「交通空白」の早期解消等に向け、

- ・「交通空白」の課題がある自治体において、都道府県が先導する場合も含め、公共/日本版ライドシェア導入等を総合的に後押し

(調査・計画策定・合意形成、実証運行に係る車両・システム・運行費等の支援)

- ・地域の多様な主体の連携・協働による「共創」実証運行、MaaSの広域化等支援

- ・『「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム』パイロットプロジェクト推進

(官民連携、地域間連携、モード間連携の広域的解決モデルを横展開)



■訪日外国人旅行者受入環境整備（観光庁予算）

訪日外国人旅行者の「観光の足」確保に向け、

- ・公共/日本版ライドシェア等活用による観光地の二次交通の高度化
- ・乗場・待合環境整備等の二次交通へのアクセスの円滑化
- ・多言語対応、キャッシュレス決済の普及や、観光車両導入等の公共交通機関における受入環境整備

■交通DX・GXによる省力化・経営改善支援

配車・運行管理システムの導入・共通化、
キャッシュレス決済の導入等支援



■自動運転の社会実装に向けた支援

自動運転大型バス等への支援を強化



■交通分野における人材確保支援

2種免許取得、採用活動等、人材確保を支援

■財政投融资（鉄道、バス、タクシー等のDX・GX投資に対する出融資）

(令和7年度:135億円)

■地域公共交通計画・協議会のアップデート支援

「交通空白」解消に向けた実態把握やモビリティデータの利活用等の支援

■ローカル鉄道再構築

再構築に向けた協議の場の設置、調査・実証事業を支援



■地域公共交通再構築（社会資本整備総合交付金）

地域交通ネットワーク再構築に必要なバス・鉄道施設整備支援



■EV車両・自動運転車両等の先進車両導入支援

地域公共交通の維持・確保等

■生活の基盤となる地域公共交通の維持確保等

- 離島航路、離島航空路、幹線・地域内フィーダー系統の運行費等に対する支援
- バリアフリー対応車両導入や施設整備等、公共交通機関のバリアフリー化支援

- 地域鉄道における安全対策（鉄道施設総合安全対策事業費等）
- 安全に問題があるバス停の移設等

上記のほか、関係予算として公共予算のうち、道路整備費（自動運転の走行環境整備等）、都市・地域交通戦略推進事業（公共交通に係る支援等）がある。

過疎地域におけるインバウンド支援策の充実(例)

観光資源を活用した地域への誘客の促進

令和7年度予算(案):529億円の内数

(令和6年度当初予算額:502億円の内数(令和6年度補正額:543億円の内数))

※令和6年度は広島県庄原市や長崎県平戸市等の地域に対して支援を行っている。

支援イメージ

①調査・戦略策定

データに基づき、旅行者に対し訴求力のある取組を実施するための調査・戦略策定を支援。



マーケティング調査

②滞在コンテンツの充実

地域独自の観光資源を活用した滞在コンテンツの造成を支援。



滞在コンテンツの造成

③受入環境整備

二次交通情報の検索システムや観光地の案内アプリの整備等を支援。



観光地の案内アプリの整備

④旅行商品流通環境整備

旅行商品の国内外OTAへの掲載、旅行会社との商談会などを支援。



商談会への参加

⑤情報発信・プロモーション

WEB・SNSを活用したエリア内のコンテンツの魅力等に関する効果的な情報発信を支援。



SNSを活用した魅力発信

除雪体制の確保のための支援

R7予算額(案) 69百万円

(R6予算額:84百万円(R6補正額100百万円))

※令和6年度は計32箇所(2県30市町村)に対して交付決定を行った

豪雪地帯安全確保緊急対策交付金

【概要】

- 豪雪地帯において、除排雪時の死傷事故が多発していることを踏まえ、将来を見据えた戦略的な方針の策定と、持続可能な除排雪体制の整備等に取り組む自治体（道府県及び市町村）を支援する。

【対象事業】

- **地域安全克雪方針策定事業**(補助率10/10) ※策定主体は市町村
自立的で安全な地域を実現するための将来構想を地域ぐるみで設定し、その達成のための地域のルールや各主体の取組を定める地域安全克雪方針の策定に対して重点的な支援を行う。（関係機関との事前調整を含む）
- **安全克雪事業**(補助率1/2) ※事業実施主体は道府県・市町村
地域の除排雪体制整備や安全対策の普及など方針策定に並行して行う試行的な取組及び、方針に位置づけた除排雪体制の定着に向けた実装化の取組（方針策定後3年以内）に対して支援を行う。

※下線部分につき令和6年度補正で拡充

＜試行的な取組の例＞

- ・ 地域の除排雪の体制づくり（除排雪体制の構築、除排雪のための装備・資機材の購入等）
- ・ 要援護世帯等における除排雪の支援（要援護世帯等への屋根雪下ろし・間口除雪支援等）
- ・ 所有者不明空き家の屋根雪下ろし等による落雪被害防止に係る体制づくり
- ・ 安全講習会の開催等、除排雪の担い手の育成（移住間もない世帯への支援を含む）
- ・ 克雪住宅化やアンカー設置に関する普及活動
- ・ 除排雪に関する自動化、省力化等に資する技術の導入

＜実装化の取組の例＞

- ・ 地域の除排雪体制の定着（地域間の連携体制の構築、除排雪活動の担い手の増加・定着、安全な除排雪作業の浸透、除排雪業務の効率化等） 等



雪下ろし実技講習

豪雪地帯基礎調査

- 豪雪地帯対策を総合的に推進するため、豪雪地帯の現状や施策の実施状況等を調査
- 自治体の共助除排雪体制整備の取組について深堀調査を行い、「共助除排雪体制の整備の手引き」を作成し先進的な事例の横展開を図る
- 民地における安全な除排雪の普及促進等に関する意見交換会や克雪体制づくりアドバイザーの派遣を実施

社会資本整備総合交付金
(R7年度予算額(案) 4,874億円)の内数
防災・安全交付金
(R7年度当初予算額(案) 8,470億円)の内数
※令和5年度は、219件(17市町村)に交付した。(速報値)



社会資本整備総合交付金等による克雪住宅等整備の支援

○ 社会資本整備総合交付金等を活用した雪に強い居住環境の形成促進

社会資本整備総合交付金等により、地域の住宅政策の一環として行われる雪に強い居住環境の整備に向けた取り組みを支援。
(地方公共団体が、克雪住宅等※を整備する住宅所有者等に対して整備費の一部を助成する場合に、当該交付金等を活用することが可能。)

※除雪時の落下事故防止のための命綱固定アンカー設置を含む。

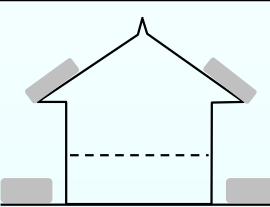
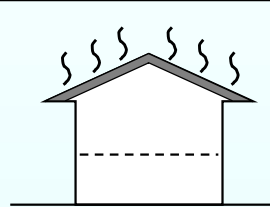
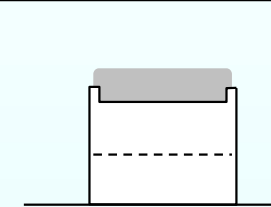
○ 令和5年度、市町村の助成により整備された克雪住宅は674戸

(うち219戸を社会資本整備総合交付金等を活用し整備。) 【出典】国土交通省:豪雪地帯基礎調査(速報値)

(参考) 豪雪地帯対策特別措置法 (昭和37年法律第73号)

第十三条の二の二 国及び地方公共団体は、克雪住宅(融雪等の措置が講じられた住宅をいう。)の普及が促進されるよう適切な配慮をするものとする。
第十三条の二の三 国及び地方公共団体は、除排雪中の事故の発生を防止するため、既存の住宅等への命綱固定アンカー(命綱(転落を防止するために人が装着する墜落制止用器具に接続するロープをいう。以下この条において同じ。))の一端を固定するために建築物の屋根に堅固に固定された金具その他これに類する設備をいう。)の設置の促進及び命綱等の除排雪の安全を確保するための装備の普及が図られるよう適切な配慮をするものとする。

克雪住宅の種類

①落雪式	②融雪式	③耐雪式
		
屋根の急勾配、又は滑りやすい屋根材を用いて雪を自然に滑り落とす方式	灯油、ガス、電気等のエネルギーを用いて屋根雪を融かす方式	2～3m程度の積雪荷重に耐えられるように住宅の構造を強くする方式

活用事例

【新潟県十日町市】

落雪式住宅



フッ素加工の屋根にあわせて高床式化した自然落雪構造の住宅の新築に対する助成。

【富山県南砺市】

融雪式住宅



既存住宅への屋根融雪装置の設置に対する助成。

空家法の空家等対策計画に基づき市区町村が実施する空き家の除却・活用に係る取組や、NPOや民間事業者等が行うモデル性の高い空き家の活用・改修工事等に対して支援（事業期間：平成28年度～令和7年度）

■ 空き家の除却・活用への支援（市区町村向け）

＜空き家対策基本事業＞

- 空き家の**除却**（特定空家等の除却、跡地を地域活性化のために計画的に利用する除却等）
- 空き家の**活用**（地域コミュニティ維持・再生のために10年以上活用）
- 空き家を除却した後の**土地の整備**
- 空き家の活用か除却かを判断するための**フィージビリティスタディ**
- 空家等対策計画の策定等に必要な空き家の**実態把握**
- 空き家の**所有者の特定**

※上記6項目は空き家再生等推進事業（社会資本整備総合交付金）でも支援が可能

- **空家等管理活用支援法人**による空き家の活用等を図るための業務

＜空き家対策附帯事業＞

- 空家法に基づく代執行等の円滑化のための**法務的手続等**を行う事業
（行政代執行等に係る弁護士相談費用、財産管理制度の活用に伴い発生する予納金等）

＜空き家対策関連事業＞

- 空き家対策基本事業とあわせて実施する事業

＜空き家対策促進事業＞

- 空き家対策基本事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業

■ モデル的な取組への支援（NPO・民間事業者等向け）

＜空き家対策モデル事業＞

- 調査検討等支援事業（ソフト）
（創意工夫を凝らしたモデル性の高い取組に係る調査検討やその普及・広報等への支援）
- 改修工事等支援事業（ハード）
（創意工夫を凝らしたモデル性の高い空き家の改修工事・除却工事等への支援）

※モデル事業の補助率

調査検討等：定額 除却：国2/5、事業者3/5 活用：国1/3、事業者2/3

＜補助率＞

空家家の所有者が実施		
除却	国 2/5	地方公共団体 2/5 所有者 1/5
※市区町村が実施する場合は国2/5、市区町村3/5 ※代執行等の場合は国1/2、市区町村1/2		

空家家の所有者が実施		
活用	国 1/3	地方公共団体 1/3 所有者 1/3
※市区町村が実施する場合は国1/2、市区町村1/2		

空家等管理活用支援法人が実施		
支援法人による業務	国 1/2	地方公共団体 1/2

空き家の活用



地域活性化のため、空き家を地域交流施設に活用

令和7年度過疎対策関係予算案

府省名:文部科学省・文化庁

(単位:百万円)

事 項	令和6年度 当初予算額 (A)	令和7年度 予算案 (B)	対前年度比較 増(△)減額 (B-A)	対前年度比 (B/A)	令和6年度 補正予算額
＜文部科学省＞					
1. 公立学校施設整備費(※)	68,346	68,134	△ 212	99.7%	207, 566
2. へき地児童生徒援助費等補助金(※)	2,071	2,054	△ 17	99.2%	0
(1)スクールバス等購入費	616	616	0	100.0%	0
(2)遠距離通学費等	1,455	1,438	△ 17	98.8%	0
3. 少子化に対応した活力ある学校教育への支援(※)	68,962	68,750	△ 212	99.7%	0
(1)公立学校施設整備費【再掲】	68,346	68,134	△ 212	99.7%	207, 566
(2)スクールバス等購入費【再掲】	616	616	0	100.0%	0
4. GIGAスクール構想支援体制整備事業等(※)	508	456	△ 52	89.8%	26, 591
5. GIGAスクールにおける学びの充実(※)	321	164	△ 157	51.1%	207
6. 学習者用デジタル教科書の導入(※)	1,689	1,672	△ 17	99.0%	0

令和7年度過疎対策関係予算案

府省名:文部科学省・文化庁

(単位:百万円)

事 項	令和6年度 当初予算額 (A)	令和7年度 予算案 (B)	対前年度比較 増(△)減額 (B-A)	対前年度比 (B/A)	令和6年度 補正予算額
7. 文部科学省CBTシステム(MEXCBT)の改善・活用推進(※)	714	812	98	113.7%	399
8. 健全育成のための体験活動推進事業(※)	99	99	0	100.0%	0
9. 地域と学校の連携・協働体制構築事業(※)	7,050	7,052	2	100.0%	0
10. 新しい時代に対応した高等学校教育改革の推進(※)	219	98	△ 121	44.7%	0
11.各学校・課程・学科の垣根を超える 高等学校改革推進事業(※)	120	105	△ 15	87.5%	0
12. 私立高等学校等経常費助成費補助金 (過疎高等学校特別経費)	156	151	△ 5	96.8%	0
13. 過疎地域と大学との交流への支援(※)	1,377,113	1,377,049	△ 64	100.0%	0
(1)国立大学法人運営費交付金	1,078,350	1,078,350	0	100.0%	0
(2)私立大学等経常費補助	297,800	297,901	101	100.0%	0
(3)地域活性化人材育成事業	878	798	△ 80	90.9%	0

令和7年度過疎対策関係予算案

府省名:文部科学省・文化庁

(単位:百万円)

事 項	令和6年度 当初予算額 (A)	令和7年度 予算案 (B)	対前年度比較 増(△)減額 (B-A)	対前年度比 (B/A)	令和6年度 補正予算額
14. サテライトキャンパスの設置促進に係る支援(※)	1,376,150	1,376,251	101	100.0%	0
(1) 国立大学法人運営費交付金【再掲】	1,078,350	1,078,350	0	100.0%	0
(2) 私立大学等経常費補助【再掲】	297,800	297,901	101	100.0%	0
15. 「生活者としての外国人」のための 日本語教室空白地域解消推進事業(※)	148	147	△ 1	99.3%	0
16. 外国人材の受入れ・共生のための 地域日本語教育推進事業(※)	495	550	55	111.1%	0

令和7年度過疎対策関係予算案

府省名:文部科学省・文化庁

(単位:百万円)

事 項	令和6年度 当初予算額 (A)	令和7年度 予算案 (B)	対前年度比較 増(△)減額 (B-A)	対前年度比 (B/A)	令和6年度 補正予算額
<文化庁> 17. 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金(※)	24,598	24,073	△ 525	97.9%	14, 591
18. 国宝重要文化財等防災施設整備費補助金(※)	2,314	2,314	0	100.0%	8, 406
19. 学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業(※)	5,546	5,579	33	100.6%	0

※過疎対策分として明確な区分ができないため、全国分を一括計上している。

公立学校施設整備費

- ◆**予 算** 令和7年度当初予算額(案): 681億円の内数(前年度当初予算額: 683億円の内数)
(単価改定: 対令和6年度比+10.0%)
- 令和6年度補正予算額: 2,076億円の内数
※学校施設の避難所機能を強化し、耐災害性の向上を図る観点から、避難所となる全国の学校体育館等への空調整備を加速するために必要な経費も含めた所要額を計上。
- ◆**内 容** 新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境等を実現するため、学校設置者である地方公共団体が行う公立学校施設整備に必要な経費の一部を支援する。
- ◆**過疎地域における補助率**
- ・統合に伴う小中学校等施設の新増築
事業概要: 公立小中学校等の校舎・屋内運動場の新増築に要する経費の一部を国庫補助
算定割合: 通常1/2 → 過疎地域 5.5/10
 - ・小中学校等施設の改築等
事業概要: 公立小中学校等の校舎・屋内運動場等の改築等に要する経費の一部を国庫補助
算定割合: 通常 1/3 または 1/2 → 過疎地域 5.5/10
- ◆**実 績(令和6年度)**
- ・新増築: 18自治体、19校、152億円 (R7.1月時点)
 - ・改築等: 49自治体、58校、63億円 (R7.1月時点)
- ※改築等に関しては全部過疎、一部過疎等指定に基づく嵩上げ事業を含む設置者の交付決定額を記載。

へき地児童生徒援助費等補助金

- ◆**予 算** 令和7年度当初予算額(案): 21億円の内数(前年度当初予算額: 21億円の内数)
- ◆**内 容** 交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在する公立学校(へき地学校等)の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づいて所要の措置を講じる。
- ・スクールバス等購入費等
へき地学校等の通学条件の改善を図るため、スクールバス等を購入する都道府県及び市町村に対する補助(補助率1/2)
- ◆**実 績(令和6年度)** スクールバス等購入費補助: 116自治体、5.7億円(R7.2月時点交付決定額)

少子化に対応した活力ある学校教育への支援

少子化等の更なる進展による学校の小規模化に伴い、児童生徒が集団の中で切磋琢磨しながら学んだり、社会性を高めたりすることが難しくなる等の課題の顕在化が懸念

⇒学校の設置者である市町村においては、こうした課題を教育的な視点から解消していくことが喫緊の課題

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定（平成27年1月）

学校統合の適否やその進め方、小規模校を存置する場合の充実策等について、地方自治体が検討する際の基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等を取りまとめ、地方自治体の主体的な取り組みを総合的に支援

当省ウェブサイト「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等」に掲載

<学校統合による魅力ある学校づくり>

● 施設整備への補助

統合に伴う学校施設の新増築（負担割合：原則1/2）や、改修（算定割合：原則1/2）に対して補助

◆公立学校施設整備費

令和7年度当初予算額（案）681億円の内数

（前年度当初予算額 683億円の内数）

令和6年度補正予算額 2,076億円の内数

● 教員定数の加配措置

・統合前後の一定期間における指導・運営体制の構築を支援

◆義務教育費国庫負担金

令和7年度当初予算額（案）1兆6,210億円の内数（260人）

● 都道府県による市町村のニーズや実情を踏まえた適切な指導・助言・援助を支援

● スクールバス等購入費補助

◆へき地児童生徒援助費等補助金

令和7年度当初予算額（案）21億円の内数（21億円の内数）

うち、スクールバス等購入費 6億円の内数（6億円の内数）

● 統合による魅力ある学校づくりの取組モデルを普及

<小規模校を存続させる場合の教育活動の高度化>

● 小規模校への教員定数の加配措置

◆義務教育費国庫負担金の内数

令和7年度当初予算額（案）1兆6,210億円の内数（135人）

● 都道府県による市町村のニーズや実情を踏まえた適切な指導・助言・援助を支援【後掲】

● 統合困難な地域における教育環境の充実の取組モデルを普及

● 中山間地域・離島等の小規模高校の教育環境改善のためのネットワークを構築

<休校している学校の再開支援>

● 学校再開に関する文部科学省の相談窓口のワンストップ化

● スクールバス等購入費補助【再掲】

● 施設の大規模改造・長寿命化改良への補助

◆公立学校施設整備費【後掲】

<地域コミュニティの維持・強化等>

● コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進などを通じた学校を核とした地域の教育力の向上

◆学校を核とした地域力強化プラン 76億円の内数（76億円の内数）

● 義務教育学校を含む小中一貫教育への支援

◆義務教育費国庫負担金の内数

令和7年度当初予算額（案）1兆6,210億円の内数（601人）

● 廃校の有効活用の推進

（注）金額は令和7年度当初予算額（案）。（ ）内は前年度予算額

GIGAスクール構想の着実な推進と学びの充実

- ・GIGAスクール構想支援体制整備事業等
令和7年度当初予算額(案): 4.6億円の内数(前年度当初予算額: 5.1億円の内数)
令和6年度補正予算額: 266億円の内数
- ・GIGAスクールにおける学びの充実
令和7年度当初予算額(案): 1.6億円の内数(前年度当初予算額: 3.2億円の内数)
令和6年度補正予算額: 2.1億円の内数
- ・学習者用デジタル教科書の導入
令和7年度当初予算額(案): 17億円の内数(前年度当初予算額: 17億円の内数)
- ・文部科学省CBTシステム(MEXCBT)の改善・活用推進
令和7年度当初予算額(案): 8.1億円の内数(前年度当初予算額: 7.1億円の内数)
令和6年度補正予算額: 4.0億円の内数

◆実績(令和6年度) 上記事業については、過疎地域も含めて全国的に実施。

健全育成のための体験活動推進事業（「学校を核とした地域力強化プラン」の1メニュー）

◆予算 令和7年度当初予算額(案): 1.0億円の内数(前年度当初予算額: 1.0億円の内数)

◆内容 様々な体験活動を通じた児童生徒の健全育成を図るため、学校等における宿泊体験活動や農村漁村体験活動等の取組について支援。(補助率1/3)

- ・小学校、中学校、高等学校等における取組
- ・学校教育における農山漁村体験活動の導入のための取組
- ・教育支援センター(適応指導教室)等における体験活動の取組

◆実績(令和6年度) 1.0億円の内数(25自治体(R6.8月末時点)(過疎地域を含む))に対して交付決定を行った)

地域と学校の連携・協働体制構築事業（「学校を核とした地域力強化プラン」の1メニュー）

◆予算 令和7年度当初予算額(案): 71億円の内数(前年度当初予算額: 71億円の内数)

◆内容 コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)と地域学校協働活動を一体的に推進するとともに、地域における学習支援や体験活動などの取組を支援する。

◆実績(令和6年度) 1,366自治体(過疎地域を含む))に対して交付決定を行った。

新しい時代に対応した高等学校教育改革の推進

◆予算 令和7年度当初予算額(案)：1.0億円の内数(前年度当初予算額：2.2億円の内数)

◆内容 地域ならではの新しい価値を創造する人材等の育成を強化するため、2022年度から設置が可能となった地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科等の設置に向けて、高等学校と地域をつなぐ人材(コーディネーター)の配置や高等学校と関係機関等との連携(コンソーシアムの構築)等の支援を実施する。

◆実績(令和6年度) 35校(過疎地域を含む)

各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業

◆予算 令和7年度当初予算額(案)：1.0億円の内数(前年度当初予算額：1.2億円の内数)

◆内容 地理的状況や各学校・課程・学科の枠に関わらず、いずれの高等学校においても、全ての生徒の可能性を最大限引き出すため、遠隔授業や通信による教育方法の活用、学校間連携の推進など柔軟で質の高い学びを実現し、生徒の多様な学習ニーズへの対応や特色ある教育の展開、生徒同士の学び合いの深化等を可能とする体制・環境の整備を図る。

◆実績(令和6年度) 計11か所で実施

私立高等学校等経常費助成費補助金(過疎高等学校特別経費)

◆予算 令和7年度当初予算額(案)：1.5億円(前年度当初予算額：1.6億円)

◆内容 生徒数の減少が著しい地域(過疎地域)に所在する私立高等学校の教育条件の維持向上を図るため、都道府県が私立高等学校の経常的経費に対して助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助する。

◆過疎地域における補助率

都道府県が、過疎地域に所在する私立高等学校に以下の助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。(補助率1/3)

- ・昭和45年に対して生徒数が一定割合以上減少している高校に対する経常費助成
- ・生徒数減少に対応して、学校規模の縮小や統合をした場合に対する特別の補助

◆実績(令和6年度) 令和6年度末に交付予定 (参考)令和5年度実績：9道府県(31校)

過疎地域と大学との交流への支援

- ◆予算 ●国立大学法人運営費交付金の内数 令和7年度当初予算額(案)：1兆784億円の内数(前年度当初予算額：1兆784億円の内数)
●私立大学等経常費補助金の内数 令和7年度当初予算額(案)：2,979億円の内数(前年度当初予算額：2,978億円の内数)
- ◆内容 地域と連携した教育課程の編成や地域の課題解決に向けた取組について、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金を通じて支援。
- ◆実績(令和6年度) ※国立大学法人運営費交付金の内数。全法人に交付。
※私立大学等経常費補助金の内数。令和6年度末に交付予定。

- ◆予算 ●地域活性化人材育成事業 令和7年度当初予算額(案)：8.0億円の内数(前年度当初予算額：8.8億円の内数)
- ◆内容 新たな大学間連携制度等を基盤として、地域社会のリソースを総結集したプラットフォームを形成し、STEAM教育や起業家教育、地域課題に立脚した社会実装教育プログラム等を通じて、地域産業の高度化、地域発イノベーションを担う高度人材を育成。
- ◆実績(令和6年度) 計6箇所(事業実施大学)に対して交付決定を行った。(R6.8月時点)

サテライトキャンパスの設置促進に係る支援

- ◆予算 ●国立大学法人運営費交付金の内数 令和7年度当初予算額(案)：1兆784億円の内数(前年度当初予算額：1兆784億円の内数)
●私立大学等経常費補助金の内数 令和7年度当初予算額(案)：2,979億円の内数(前年度当初予算額：2,978億円の内数)
- ◆内容 大学の発意に基づいて行われるサテライトキャンパス等を通じて地域の発展に貢献する取組について、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金を通じて支援。
- ◆実績(令和6年度) ※国立大学法人運営費交付金の内数。全法人に交付。
※私立大学等経常費補助金の内数。令和6年度末に交付予定。

「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業

◆予算 令和7年度当初予算額(案)：1.5億円の内数(前年度当初予算額：1.5億円の内数)

◆内容

①地域日本語教育スタートアッププログラム

日本語教室が開設されていない市区町村(令和4年度 834/1,896市区町村(政令市の行政区を含む))に対して、日本語教育の専門家(アドバイザー)を派遣することに加えて、日本語教室の開設・安定化に必要なコーディネーター、日本語教室の日本語教師、日本語教室運営のための人材養成、教材作成等に係る経費を支援する。

②日本語学習教材(ICT教材)の開発・提供

日本語教室に通うことができない外国人に対するICT教材に、「日本語教育の参照枠」に基づく生活場面の動画及び言語を追加し、提供する。

合計18言語 中国語(簡体字)・中国語(繁体字)・英語・フィリピン語・フランス語・インドネシア語・クメール(カンボジア)語・韓国語・モンゴル語・ミャンマー語・ネパール語・ポルトガル語・ロシア語・スペイン語・タイ語・ウクライナ語・ベトナム語・日本語

◆実績(令和6年度) 過疎地域の石狩市(北海道)、小野町(福島県)、吉野町(奈良県)、吉賀町(島根県)等を含む全国16団体

外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業

◆予算 令和7年度当初予算額(案)：5.5億円の内数(前年度当初予算額：4.9億円の内数)

◆内容

地域における日本語教育環境の強化のため、都道府県・政令指定都市等が関係機関と連携して行う総合的な体制づくりや、日本語教育水準の向上、地域における日本語教育の実施(市町村への支援を含む)に対して補助を行う。

(1)広域での総合的な体制づくり【普通交付税措置】

「総合調整会議」設置、「総括コーディネーター」及び「地域日本語教育コーディネーター」配置

(2)地域の日本語教育水準の向上【普通交付税措置】

①域内への普及・啓発のための先導的な日本語教育の実施

②「生活」に関する日本語教育プログラムの提供を目的とした取組の開発・試行

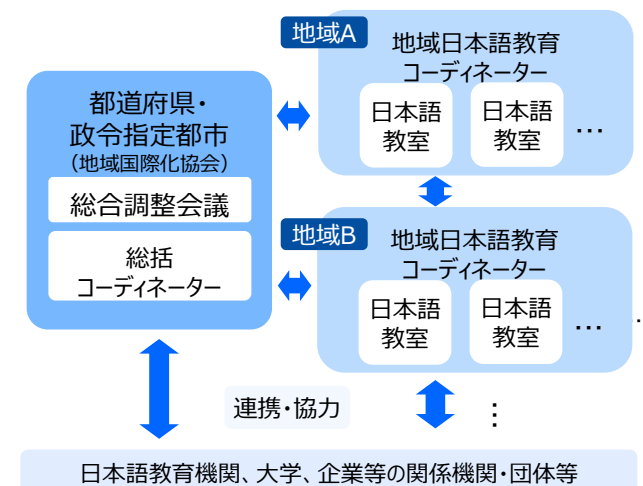
(3)都道府県等を通じた市町村への支援【市町村分(間接補助)：特別交付税措置】

市町村が都道府県等の関係機関と連携して行う日本語教育、日本語教育に関連する取組等への支援

◆補助率 1/2 ※(2)②を実施する団体に対する補助率加算【最大2/3】

◆実績(令和6年度) 全国57団体

＜事業イメージ図＞



国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金

- ◆予算 令和7年度当初予算額(案): 241億円の内数 (前年度当初予算額: 246億円の内数)
令和6年度補正予算額: 146億円の内数
- ◆内容 国民共有の財産である文化財を次世代に継承するため、過疎地域に所在する事業者に対して国指定等文化財の保存修理や整備活用事業のほか、発掘調査や埋蔵文化財活用事業などに対して補助を実施する。
- ◆過疎地域における補助率 通常補助率: 50% → 過疎地域補助率: 65%
- ◆実績(令和6年度) 過疎地域補助率対象事業: 104件

国宝重要文化財等防災施設整備費補助金

- ◆予算 令和7年度当初予算額(案): 23億円の内数 (前年度当初予算額: 23億円の内数)
令和6年度補正予算額: 84億円の内数
- ◆内容 国民共有の財産である文化財を次世代に継承するため、過疎地域に所在する事業者に対して国指定等文化財の防火対策、耐震対策に係る施設整備に対して補助を実施する。
- ◆過疎地域における補助率 通常補助率: 50% → 過疎地域補助率: 65%
- ◆実績(令和6年度) 過疎地域補助率対象事業: 15件

学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業

- ◆予算 令和7年度当初予算額(案): 56億円の内数 (前年度当初予算額: 55億円の内数)
- ◆内容 文化芸術により子供たちの豊かな感性・情操や創造力等を育むため、学校・地域において、子供たちが質の高い文化芸術や地域の伝統文化など多様な文化芸術に触れる環境の充実を図る。
 - 学校巡回公演
小学校・中学校等の授業において一流の文化芸術団体による実演芸術(オーケストラ、演劇、バレエ、能などの他、メディア芸術を追加した15種目)の巡回公演を実施。
 - 芸術家の派遣 小学校・中学校等に個人又は少人数の芸術家を派遣。 ほか
- ◆実績(令和6年度)
 - ・過疎地域採択校数: 学校巡回公演403校、芸術家の派遣150校

令和7年度過疎対策関係予算案

府省名:厚生労働省

(単位:百万円)

事 項	令和6年度 当初予算額 (A)	令和7年度 予算案 (B)	対前年度比較 増(△)減額 (B-A)	対前年度比 (B/A)	令和6年度 補正予算額
1. へき地保健医療対策					
①へき地保健医療対策費	7,525 の内数	8,033 の内数	508	106.8%	29 の内数
②医療施設等整備費					
(1)医療施設等設備整備費	1,776 の内数	2,279 の内数	503	128.3%	9,051 の内数
うち遠隔医療設備整備事業	140 の内数	100 の内数	△ 40	71.4%	0
(2)医療施設等施設整備費	2,449 の内数	1,955 の内数	△ 494	79.8%	18,583 の内数
③ドクターヘリ導入促進事業	9,509 の内数	9,877 の内数	368	103.9%	0
④地域医療介護総合確保基金 (医療分)	73,299 の内数	61,299 の内数	△ 12,000	83.6%	0
2. 地域医療介護総合確保基金	34,944 の内数	34,944 の内数	0	100.0%	0
3. 中山間地域等の地域における加算に係る 利用者負担額軽減措置	0.35 の内数	0.35 の内数	0	100.0%	0

令和7年度過疎対策関係予算案

府省名:厚生労働省

(単位:百万円)

事 項	令和6年度 当初予算額 (A)	令和7年度 予算案 (B)	対前年度比較 増(△)減額 (B-A)	対前年度比 (B/A)	令和6年度 補正予算額
4. 離島等サービス確保対策事業	12 の内数	10 の内数	△ 2	83.3%	0
5. 地域雇用対策					
①地域雇用開発助成金 (地域雇用開発コース)	871 の内数	1,135 の内数	264	130.3%	0
②地域雇用活性化推進事業	1,176 の内数	1,169 の内数	△ 53	99.4%	0
6. 良質なテレワーク(雇用型)の推進	356 の内数	257 の内数	△ 99	72.2%	0
7. 農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト	212 の内数	212 の内数	0	100.0%	0
8. 社会福祉施設等施設整備費補助金	4,474 の内数	5,045 の内数	571	112.8%	1,085 の内数

※:1～8については、過疎対策分として明確な区分ができないため、全国分を一括計上している。

へき地保健医療対策関係予算について

へき地保健医療対策予算の概要

1 予算額

【令和6年度予算額】 75.3億円 → 【令和7年度当初予算案】 80.3億円

2 内 容

- (1) **へき地医療支援機構の運営** 259百万円
都道府県単位の広域的な支援体制を図るため、各都道府県に「へき地医療支援機構」を設置し、支援事業の企画、調整及び医師派遣の実施等を補助する。
- (2) **へき地医療拠点病院等の運営** 7,217百万円
へき地における医療の提供など支援事業を実施する医療機関等の運営に必要な経費を補助する。
ア へき地医療拠点病院運営費
イ へき地保健指導所運営費
ウ へき地診療所運営費(国保直診分(保険局計上分)含む)
エ へき地診療所医師派遣強化事業
- (3) **へき地巡回診療の実施** 150百万円
無医地区等の医療の確保を図るため、医師等の人件費及び巡回診療車等の運行に必要な経費を補助する。
ア へき地巡回診療車(船)(医科・歯科)
イ へき地巡回診療航空機(医科)
ウ 離島歯科診療班
- (4) **産科医療機関の運営** 281百万円
分娩可能な産科医療機関を確保するため産科医療機関の運営に必要な経費を補助する。
- (5) **へき地患者輸送車(艇・航空機)運行支援事業** 126百万円
無医地区等の医療の確保を図るため、無医地区等から近隣医療機関等の輸送に必要な経費を補助する。
ア へき地患者輸送車(艇)
イ メディカルジェット(へき地患者輸送航空機) など

医療施設等 設備 整備費補助金の概要

1 予算額

【令和6年度予算額】 17.8億円 → 【令和7年度当初予算案】 22.8億円

2 要 旨

へき地・離島などの過疎地の住民に対する医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図るため、医療施設や臨床研修病院等の設備整備を支援するもの。

3 補助対象

補助対象事業《メニュー区分》 (事業実施主体)

へき地医療拠点病院 (公立・公的・民間・独法)

へき地診療所 (公立・公的・民間・独法)

へき地患者輸送車(艇) (公立・公的・民間・独法)

へき地巡回診療車(船) (公立・公的・民間・独法)

へき地・離島診療支援システム (公立・公的・民間・独法) など

医療施設等 施設 整備費補助金の概要

1 予算額

【令和6年度予算額】 24.5億円 → 【令和7年度当初予算案】 19.5億円

2 要 旨

へき地・離島などの過疎地の住民に対する医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図るため、医療施設や臨床研修病院等の施設整備を支援するもの。

3 補助対象

補助対象事業《メニュー区分》 (事業実施主体)

へき地医療拠点病院 (公立・公的・民間・独法)

へき地診療所 (公立・公的・民間・独法) など

地域医療の充実のための遠隔医療補助事業（遠隔医療設備整備事業）

令和7年度予算案 1.0億円（1.4億円）※（ ）内は令和6年度当初予算額

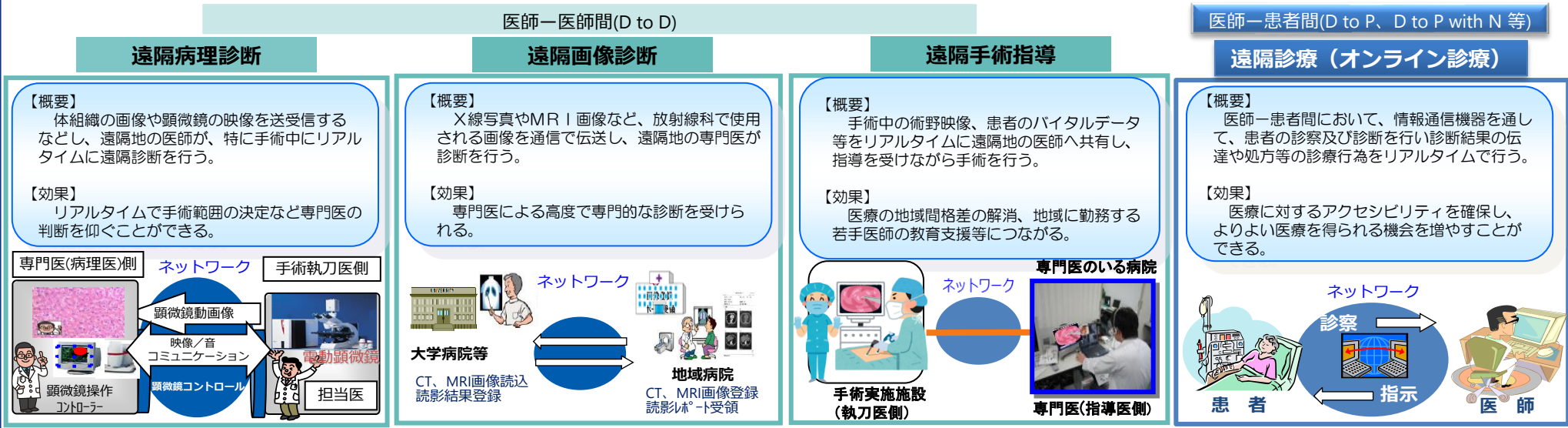
※医療施設等設備整備費補助金のメニュー予算

1 事業の目的

この事業は、情報技術を応用した遠隔医療を実施することにより、医療の地域格差を解消し、医療の質及び信頼性を確保することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

情報通信機器を活用して病理画像・X線画像等を遠隔地の医療機関に伝送し、専門医の診断・助言を得ることで、適切な対応を可能とする。また、患者の通院負担軽減や医師の移動負担軽減、医療資源の柔軟な活用などの観点から、情報通信機器を活用して、医師と患者間における遠隔地からの診療を行う。 ※「遠隔手術指導」は令和7年度より適用予定



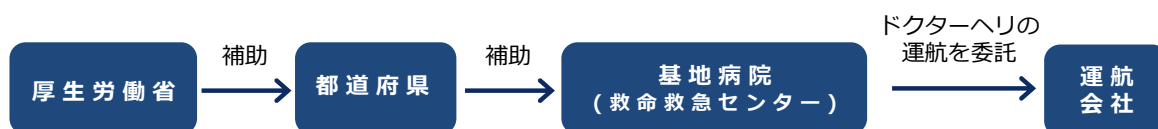
3 実施主体等

実施主体：都道府県、市町村、厚生労働大臣の認める者
補助率：2分の1
補助実績（医療機関数）：令和5年度：41か所 102,765千円 令和6年度：81か所 80,308千円

※令和5年度は、計57箇所に対して交付決定を行った。

- 地域において必要な救急医療が適時適切に提供できる体制の構築を目指し、早期の治療開始、迅速な搬送を可能とするドクターヘリの運航体制を確立する。

- ドクターヘリの運航に必要な経費及び夜間運航を行う場合に必要経費等について財政支援を行い、救命率の向上及び広域患者搬送体制の確保を図る。



◆実施主体：都道府県
(基地病院（救命救急センター））

◆補助率：1/2

◆補助基準額（R6予定）：8区分

◆補助基準額（R6予定）：8区分
3.26億円（飛行時間350時間以上）

3.19億円（飛行時間300以上350時間未満）～ 2.81億円（飛行時間50以上100時間未満）

2.74億円（飛行時間50時間未満）

◆負担割合：国1/2、都道府県1/2

◆補助基準額：
令和5年度の運輸経費の実績に
基づく見直しを行う

○ 導入状況 46都道府県57機にて事業を実施（令和6年2月1日現在）
※ 京都府は、関西広域連合として一体的に運用している。

平成13年度	5県	岡山県、静岡県、千葉県、愛知県、福岡県
平成14年度	2県	神奈川県、和歌山県
平成17年度	2道県	北海道、長野県
平成18年度	1県	長崎県
平成19年度	3府県	埼玉県、大阪府、福島県
平成20年度	3県	青森県、群馬県、沖縄県
平成21年度	4道県	千葉県(2機目)、静岡県(2機目)、 北海道(2機目、3機目)、栃木県
平成22年度	5県	兵庫県、茨城県、岐阜県、山口県、高知県
平成23年度	6県	島根県、長野県(2機目)、鹿児島県、熊本県、 秋田県、三重県
平成24年度	8県	青森県(2機目)、岩手県、山形県、新潟県、山梨県、 徳島県、大分県、宮崎県
平成25年度	3県	広島県、兵庫県(2機目)、佐賀県
平成26年度	1道	北海道(4機目)
平成27年度	2県	滋賀県、富山県
平成28年度	5県	宮城県、新潟県(2機目)、奈良県、愛媛県、 鹿児島県(2機目)
平成29年度	1県	鳥取県
平成30年度	1県	石川県
令和3年度	2都県	福井県、東京都
令和4年度	1県	香川県
令和5年度	1県	愛知県(2機目)
令和7年度(予定)	1県	長崎県(2機目)

地域医療介護総合確保基金（医療分）

令和7年度当初予算案 613億円（733億円） ※（）内は前年度当初予算額

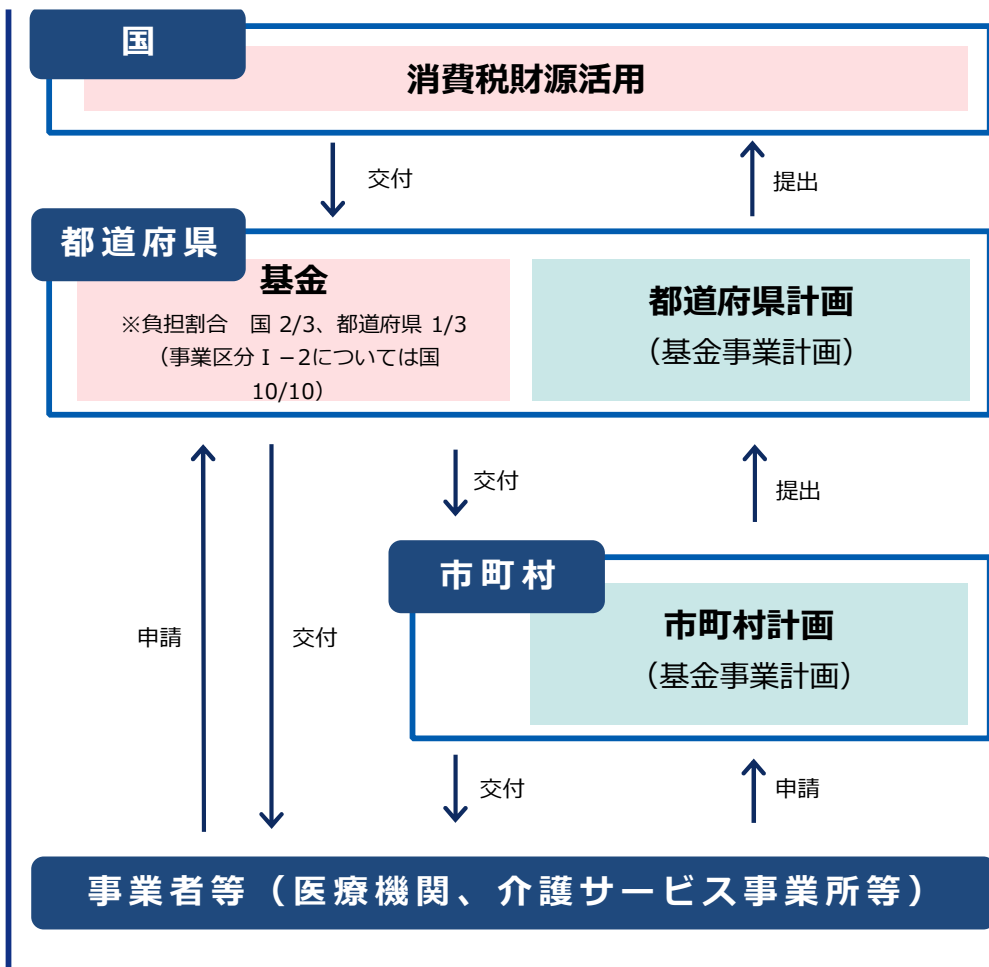
※国負担：医療分 613億円

※公費：医療分 909億円

1 事業の目的

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。

2 事業の概要・スキーム・実施主体



3 都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- **基金に関する基本的事項**
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**
 - 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間（原則1年間） / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用。
- **都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成**

4 対象事業

- I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- III 介護施設等の設備に関する事業（地域密着型サービス等）
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- V 介護従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の設備に関する事業

5 事業実績

- ◆ 令和5年度交付決定額：522億円（47都道府県で実施）

1 事業の目的

- 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」等に資する事業を支援する。

2 事業の概要・実施主体等

都道府県計画を踏まえて事業を実施。（実施主体：都道府県、負担割合：国2/3・都道府県1/3）

※**赤字下線**は令和7年度新規・拡充等

参入促進

- 地域における介護のしごとの魅力発信
- 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
- 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援
- 介護未経験者に対する研修支援
- 介護事業所におけるインターンシップや介護の周辺業務等の体験など、多様な世代を対象とした介護の職場体験支援
- 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、参入促進セミナーの実施、ボランティアセンターやシルバー人材センター等との連携強化
- 人材確保のためのボランティアポイント活用支援
- 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進
- 介護福祉士国家資格取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受入環境整備
- 福祉系高校修学資金貸付、時短勤務、副業・兼業、選択的週休3日制等の多様な働き方のモデル実施
- **介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制の強化** 等

資質の向上

- 介護人材キャリアアップ研修支援
 - ・経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修、喀痰吸引等研修、介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講
 - ・介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修
- 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施
- 潜在介護福祉士の再就業促進
 - ・知識や技術を再確認するための研修の実施
 - ・離職した介護福祉士の所在やニーズ等の把握
- チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修
- 地域における認知症施策の底上げ・充実支援
- 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成
 - ・生活支援コーディネーターの養成のための研修
- 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成
- 介護施設等防災リーダーの養成
- 外国人介護人材の研修支援
- 外国人介護福祉士候補者に対する受入施設における学習支援 等

労働環境・処遇の改善

- 新人介護職員に対するエルダー・メンター（新人指導担当者）養成研修
- 管理者等に対する雇用改善方策の普及
 - ・管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催、両立支援等環境整備
 - ・介護従事者の負担軽減に資する介護テクノロジー（介護ロボット・ICT）の導入支援（**拡充・変更**）
 - ・総合相談センターの設置等、介護生産性向上の推進
- 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援
- 子育て支援のための代替職員のマッチング等の介護職員に対する育児支援
- 介護職員に対する悩み相談窓口の設置
- ハラスメント対策の推進
- 若手介護職員の交流の推進
- 外国人介護人材受入施設等環境整備
- **訪問介護等サービス提供体制確保支援事業**

等

- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置
- 介護人材育成や雇用管理体制の改善等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営・事業者表彰支援
- 離島、中山間地域等への人材確保支援

地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業分）

令和7年度当初予算案 252億円（252億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみ世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行うとともに、令和7年度においては、地域のニーズ等に即した事業の充実や、令和6年度が終期となっている事業の期限の撤廃を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 基金を活用し、以下の事業を、都道府県計画を踏まえて実施。

【対象事業】 ※ 配分基礎単価の上限額の引き上げ

1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成

- ① 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備に対して支援。
※定員30人以上の広域型施設の整備費は平成18年度に一般財源化され、各都道府県が支援を実施。
- ② 対象施設を合築・併設を行う場合に、それぞれ補助単価の5%加算を実施。
- ③ 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を実施。
- ④ 介護離職受け皿整備と老朽化した広域型施設の大規模修繕を同時に進めるため、介護離職ゼロ対象サービスを整備する際に、あわせて行う広域型特別養護老人ホーム等の大規模修繕・耐震化について支援を実施。【期限の撤廃】
- ⑤ 一定の条件の下で、災害レッドゾーン・災害イエローゾーンに立地する老朽化等した広域型介護施設の移転建替（災害イエローゾーンにおいては現地建替も含む。）にかかる整備費の支援を実施。
- ⑥ 移転用地の確保が困難な大都市において、老朽化した介護施設の改築・大規模修繕等を促進させるため、工事中に介護施設の利用者を受け入れる代替施設の整備を公有地において実施する場合の費用の支援を実施。
- ⑦ 地域の介護ニーズに応じて、地域密着型施設から広域型施設への転換による受け皿の拡大、2施設以上の施設の集約化・ダウンサイジング等（サービス転換含む）に取り組む施設整備費（大規模修繕含む）の支援を実施。※ 都市部においては、5%の加算を設定。
- ⑧ 2040年までに全国平均以上に高齢者が増加と予測される地域について、小規模な介護付きホームの対象地域を拡大（11箇所）する。

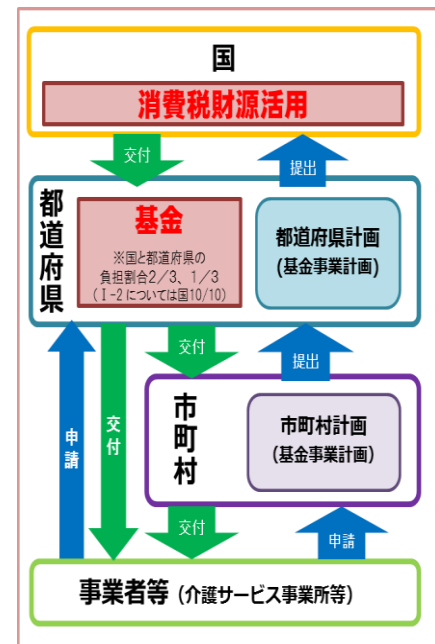
2. 介護施設の開設準備経費等への支援

- ① 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費の支援を実施。
※定員30人以上の広域型施設を含む。
- ② 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。
- ③ 土地取得が困難な地域での施設整備を支援するため、定期借地権（一定の条件の下、普通借地権）の設定のための一時金の支援を実施。
- ④ 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備、介護職員用の宿舍の整備に対して支援を実施。

3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善等

- ① 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室における多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を実施。
- ② 特別養護老人ホーム等のユニット化改修費用について支援を実施。
- ③ 施設の看取りに対応できる環境を整備するため、看取り・家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費用について支援を実施。
- ④ 共生型サービス事業所の整備を推進するため、介護保険事業所において、障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備について支援を実施。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行したことを踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業の補助率を縮小（2/3から1/3）する。

<実施主体等>



<令和5年度交付実績> 38都道府県

中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業

R7予算額(案)352千円(R6予算額:352千円)

※ 令和5年度交付実績:計12市町村
(過疎地域以外を含む)

事業内容

- 中山間地域等においては、訪問系・多機能系の介護サービスを利用した場合、介護報酬に10%相当の加算が行われることから、利用者負担も増額されることになる。
- このため、中山間地域等の地域の利用者負担について、他地域との均衡を図る観点から、低所得者の利用者負担額の1割分を減額（通常10%の利用者負担を9%に軽減）するもの。

実施主体

- 市町村

補助内容

- 減額分について、社会福祉法人等が利用者に代わって負担した上で、その負担総額の1/2について、助成を行う（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）。

1 事業の目的

- 離島や中山間地域等の実情を踏まえた介護サービス確保等のため、これらの地域におけるホームヘルパー養成など、人材の確保対策に重点をおき、具体的な方策・事業の検討や試行的事業等を実施する。

2 事業の概要

都道府県が行う事業

- サービス確保対策検討委員会の開催、離島や中山間地域等で活用できる国や都道府県の制度について周知
離島や中山間地域等の状況調査、阻害要因の把握、分析、サービスの確保・充実のための具体的事業の提示を行うほか、市区町村や事業者向けの説明会やパンフレットの作成等を実施。

市区町村が行う事業

- 事業推進会議の開催、離島や中山間地域等で活用できる国や都道府県の制度についての周知
サービス確保対策検討委員会で提示された事業の実施に向けた準備を実施するほか、事業者向けの説明会の開催やパンフレットの作成等を実施。
- 介護サービスの提供体制を確立するための試行的事業の実施
サービスの提供体制を確立するための地域住民の参加と起業支援（ホームヘルパー養成等、介護人材の養成・確保支援）、環境整備等の試行的事業（タブレット等のICT 機器の導入や電動自転車等の購入支援）を実施。

離島や中山間地域等で介護サービス確保等のために行う事業

- 各自治体の実情に応じた介護サービス確保等のための事業の実施
高齢者の安心・安全で自立した生活が可能となるよう、次のような事業を実施。

介護人材の確保

介護従事者等が地元の学生等に対して、仕事内容ややりがいについて語り、進路相談等を行うことで、地元の介護職に就職してもらうための動機付けとなるような機会を確保する事業

意見交換の場の提供

介護従事者をはじめとする多職種が連携して、サービス提供に当たっての情報共有を行うことを目的として意見交換の場を提供する事業

サービス提供体制の確保

離島地域に所在する介護施設・事業所に対して、介護従事者が利用する定期船が、荒天等により欠航した場合に必要なサービス提供を行うなど、島内のサービス提供体制を確保するための事業

3 実施主体等

【実施主体及び補助率】

- 都道府県・指定都市・中核市
国 1 / 2、都道府県等 1 / 2
 - ・ 地域医療介護総合確保基金のメニュー「離島、中山間地域等における介護人材確保支援事業」と合わせて実施する場合
国 3 / 4、都道府県等 1 / 4
- 市区町村
国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市区町村 1 / 4
 - ・ 離島や中山間地域等で介護サービス確保等のために行う事業を実施し、地域づくり加速化事業による伴走的支援を受けている場合
国 2 / 3、都道府県 1 / 6、市区町村 1 / 6

※ 実施主体は、「厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準」又は「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域」に掲げる地域を管轄する自治体に限る。地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することも可能。

【事業実績】

- 実施箇所数：14自治体（令和5年度）

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

令和7年度当初予算案 7.7億円（8.7億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

地域雇用開発のための助成、援助等の措置を講ずる必要があると厚生労働大臣が認める地域（同意雇用開発促進地域）等において、事業所の設置・整備を行うとともに地域求職者等を雇い入れた事業主に対して助成を行い、地域的な雇用構造の改善を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

事業の概要

同意雇用開発促進地域等において、事業所の設置・整備を行うとともに地域求職者等を雇い入れた事業主に対して、設置・整備費用及び対象労働者の増加数等に応じて一定額を助成する（1年ごとに3回の助成）。

対象地域

雇用開発促進・改善地域メニュー	○ 同意雇用開発促進地域（下記全ての要件を満たし、かつ、厚生労働大臣が同意をした地域） （1）「最近3年間の有効求職者数／労働力人口」が全国平均以上 （2）「最近3年間の有効求人倍率」又は「最近1年間の有効求人倍率」が全国平均の2／3以下 ただし、全国平均の2／3が1以上の場合は1、0.67未満の場合は0.67以下 ○ 最近1年間の有効求人倍率が1倍未満の過疎・離島地域等であって、厚生労働大臣が指定する地域
特定有人国境離島地域等メニュー	○ 関係法に基づく特定有人国境離島地域、奄美群島及び小笠原諸島

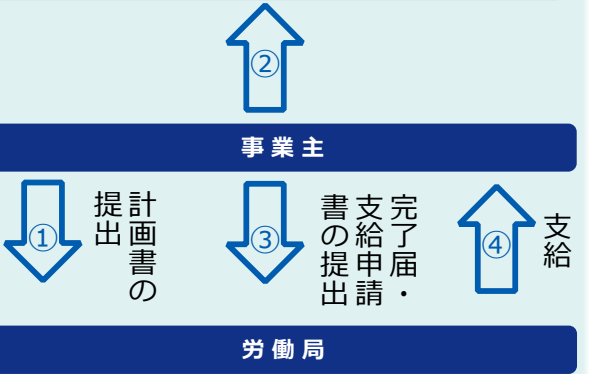
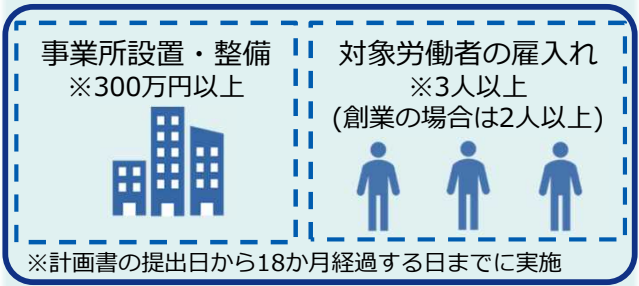
助成内容

設置・整備費用と対象労働者の増加数に応じて、下表の額を助成

設置・整備費用	対象労働者の増加人数			
	3（2）～4人 （注）括弧は創業の場合	5～9人	10～19人	20人～
300万円以上	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円以上	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円以上	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円

- ※1 中小企業事業主は、初回支給のみ、上表の額の1.5倍を支給
- ※2 創業の場合は、初回支給のみ、上表の額の2倍を支給
- ※3 「地域活性化雇用創造プロジェクト」参画事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象とするとともに、初回支給時、対象労働者1人あたり50万円を上乗せして支給
- ※4 「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」寄附事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象として支給
- ※5 大規模雇用開発計画を策定する事業主については、上表の額にかかわらず、設置・整備費用と対象労働者の増加数に応じて、最高2億円を支給

スキーム



実施主体

都道府県労働局

実績

令和5年度支給額：4.7億円

地域雇用開発助成金（能登半島地震特例）

令和7年度当初予算案 3.6億円（0億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

令和6年能登半島地震による被災地域の雇用機会を確保するため、当該地域において事業所を設置・整備し、それに伴い求職者を雇い入れる事業主に対して地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の特例による助成を行う。

2 事業の概要・助成内容

事業の概要

- 対象地域
石川県6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）
- 特例措置期間
1年限りの暫定措置とし、当該期間内に計画書を提出することが必要
- 支給要件
事業主が対象地域において、事業所の設置・整備（注1）及び対象労働者の雇入れ（注2）を行った場合に、設置・整備費用と対象労働者の増加人数に応じて、右記の一定額を助成
（注1）：復旧に伴う不動産・動産の修繕・修理を含む
従業員の新設・借上げ、通勤車両経費を含む
（注2）：地震発生から施行日前日に一時離職者となった者の再雇用を含む
- 助成期間
1年ごとに最大3年間（3回）の助成
- 施行期日：令和6年7月1日
※ 発災日（令和6年1月1日）以降、施行日前日までに実施した設置・整備及び雇入れも対象

助成内容

設置・整備費用と対象労働者の増加人数に応じて、下表の額を助成

設置・整備費用	対象労働者の増加人数			
	2人	3（2）～4人 （注）括弧は創業の場合	5～9人	10人以上～
100万円以上	30万円	50万円	80万円	100万円
300万円以上	60万円	100万円	160万円	300万円
1,000万円以上	80万円	120万円	200万円	400万円
3,000万円以上	120万円	180万円	300万円	600万円
5,000万円以上	160万円	240万円	400万円	800万円

- ※ 支給額は通常コースの原則2倍
- ※ 網掛け部分については、設置・整備費用、対象労働者の下限を緩和し、新たな区分を新設。

地域雇用活性化推進事業

令和7年度当初予算案 12億円 (12億円) ※()内は前年度当初予算額 ※令和6年度は21道県30地域で実施

1 事業の目的

雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等による、地域の特性を生かした「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を図るための創意工夫ある取組を支援する。

2 事業の概要

- 地域の課題・実情や地域企業、求職者のニーズ・シーズを把握した上で、事業構想を策定
 - 地域が提案する事業構想の中から、「魅力ある雇用や人材の維持・確保効果が高いと認められるもの」をコンテスト方式で選抜
- 【実施規模】各年度4千万円（複数市町村で連携する場合、1地域あたり2千万円／年を加算（加算上限1億円／年））
【実施期間】3年度以内 【事業実績（就職件数等）】3,199人（令和5年度）

3 事業のスキーム・実施主体等

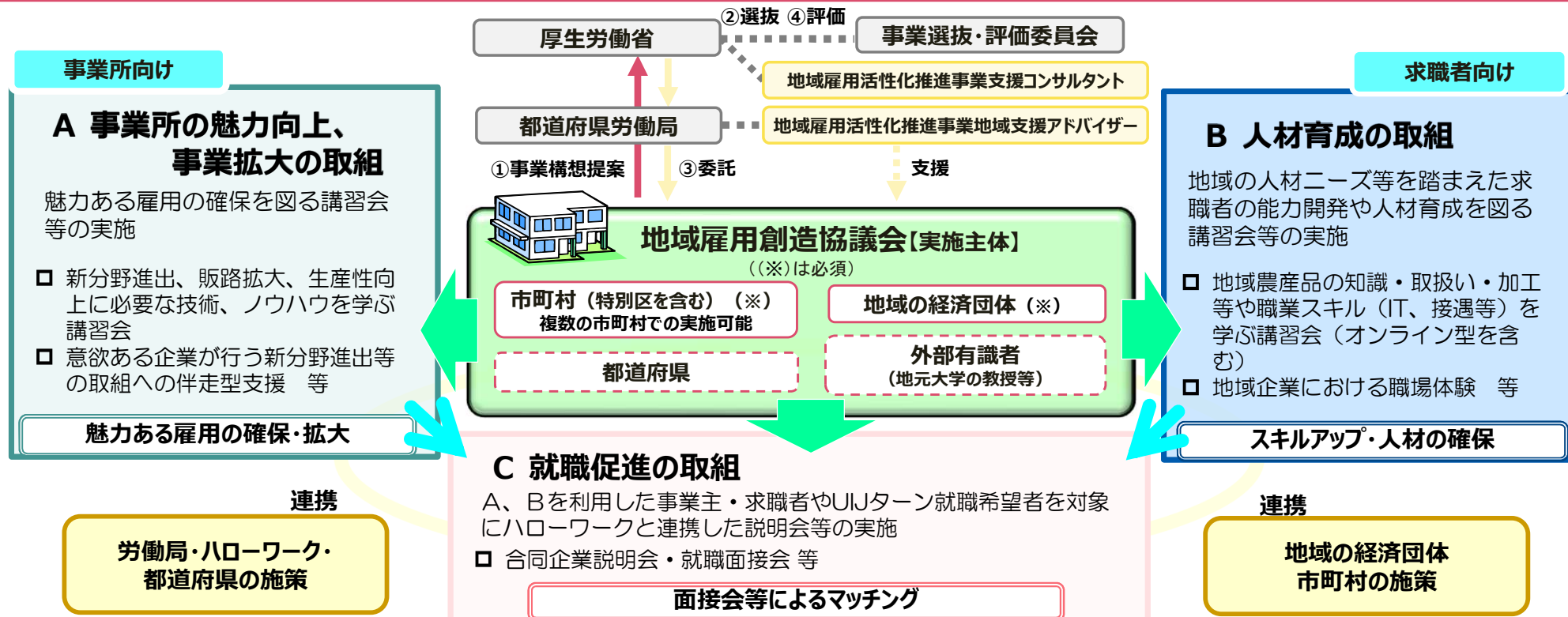
対象地域

I. 雇用機会不足地域（次の①、②いずれかに該当する地域）

- ① 最近3年間（平均）又は最近1年間（平均）の地域の有効求人倍率が全国平均（1を超える場合には1.00。0.67未満である場合には0.67）以下であること
- ② 最近3年間（平均）又は最近1年間（平均）の地域の有効求人倍率が1未満であって、最近5年間で人口が全国平均以上に減少していること

II. 過疎等地域

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年3月31日法律第19号）による過疎地域や重大な災害の被害を受けた地域として厚生労働大臣が別途定める地域



令和7年度 雇用型テレワークの導入・定着促進のための施策概要

- ▶ 適正な労務管理下におけるテレワークの導入・定着促進のため、テレワークガイドラインに沿った取組を企業に促すためのセミナー・表彰や、ワンストップでの相談窓口の設置、テレワークを制度として導入する中小企業事業主への助成等の事業を実施。

令和7年度予算案額：2.6億円（3.6億円） ※（）内は前年度当初予算額 ※令和5年度執行実績：1.4億円

1. 雇用型テレワークガイドライン等の周知

テレワークガイドラインの周知

テレワークを適切に導入及び実施するにあたっての注意すべき点について周知・啓発を実施。

テレワークモデル就業規則の周知

テレワークガイドラインに則したモデル就業規則を、各種セミナー等を通じて周知を行う。

2. 企業等への相談対応、テレワーク導入費用の助成による支援

テレワーク相談センターの設置・運営

- ・ テレワーク相談センターを設置し、無料相談・コンサルティング等導入支援を実施。特にアウトリーチ型コンサルティングを実施。
- ・ 働き方改革推進支援センターと連携し、地域の相談ニーズに対応。
- ・ 関係省庁と連携し、労務管理やICT活用をワンストップで相談できる窓口を設置。

人材確保等支援助成金(テレワークコース)

良質なテレワークを制度として導入し、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主に対し助成を行う。

3. 適正な労務管理下でテレワークを導入・定着させている企業の事例紹介等

セミナーの開催

総務省と連携し、労務管理上やセキュリティ上の留意点の解説や、企業の導入事例を紹介するセミナー等を開催。

厚生労働大臣表彰「輝くテレワーク賞」

総務省と連携し、先進企業等に対し表彰を行い、表彰企業等の取組を幅広く周知。

農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト（工賃向上計画支援等事業特別事業）

令和7年度予算案 2.1億円（2.1億円） ※（）内は前年度当初予算

※ 令和6年度は45道府県において実施

事業の趣旨

農業・林業・水産業等の分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上及び農業等の支え手の拡大を図るとともに、障害者が地域を支え地域で活躍する社会（「1億総活躍」社会）の実現に資するため、障害者就労施設への農業等に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援する。また、過疎地域における取組を後押しする。

実施主体

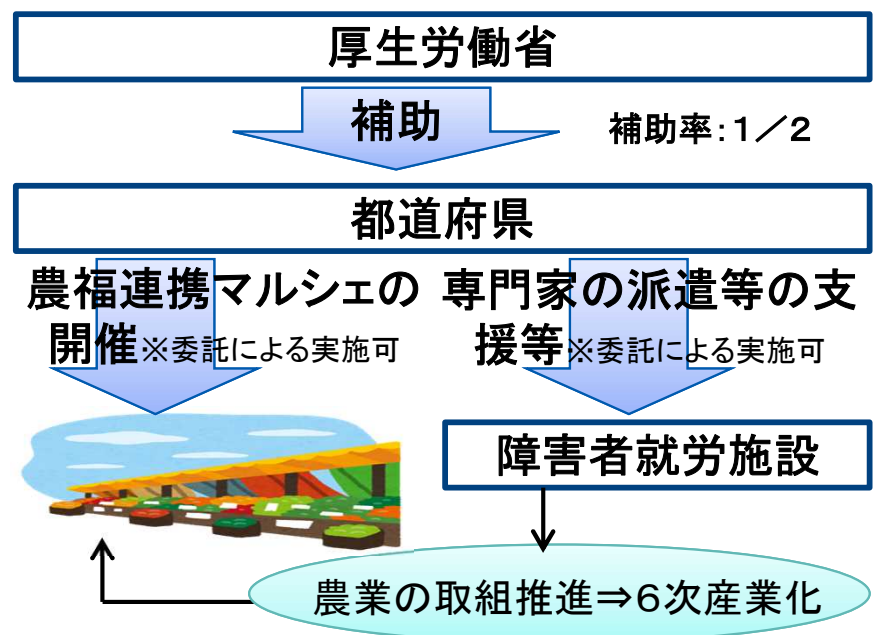
都道府県

※社会福祉法人等の民間団体へ委託して実施することも可

補助内容・補助率

- 農業等の専門家派遣による6次産業化の推進
農業等に関するノウハウを有していない障害者就労施設に対する技術指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費を補助する。
- 農福連携マルシェ開催支援事業
農業等に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催に係る経費を補助する。（ブロック単位でも開催可）
- 意識啓発等 農業等に取り組む障害者就労施設の好事例を収集し、セミナー等を開催する経費を補助する。
- マッチングから事業実施までの支援
コーディネーターによる伴走型支援など、農業等生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチングや事業の立ち上げ、事業実施の支援に係る経費を補助する。
※過疎地域における取組を優先的に補助。
- 障害福祉分野と農業等の分野の関係者の相互理解促進
障害者就労支援施設等の支援員や農業者等の相互理解が進むように、相互の事業所の訪問や農業体験会等を実施する経費を補助する。

<事業のスキーム>



農福連携マルシェへの参加



社会福祉施設等施設整備費補助金

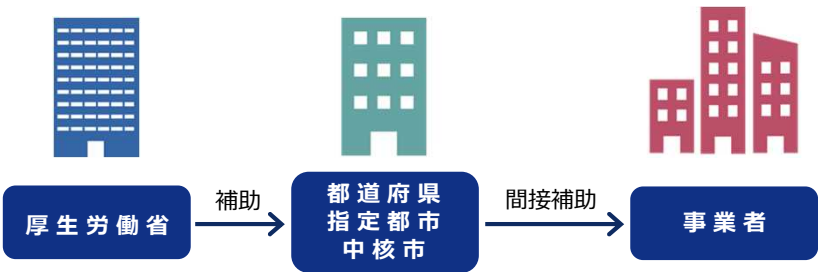
令和7年度当初予算案 50億円 (45億円) ※ ()内は前年度当初予算額
※令和6年度補正予算額 108億円 (102億円) * ()内は前年度補正予算額

1 事業の目的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「生活保護法」等の規定に基づく施設等の整備に要する費用の一部を補助することにより、入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要

障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するため、自治体の整備計画に基づいた民間事業者による通所施設等の整備を促進する。



3 実施主体等

実施主体：社会福祉法人等

補助率：1／2〔間接補助〕
（負担割合：国1／2、都道府県・指定都市・中核市1／4、設置者1／4）

- 対象施設：ア 障害者総合支援法関連
障害者支援施設、障害福祉サービス事業所（生活介護、就労継続支援）、居宅介護事業所（居宅介護、行動支援）、短期入所施設、共同生活援助事業所（グループホーム）等
- イ 生活保護法等関連
救護施設、更生施設、授産施設、宿泊提供施設 等
- ウ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律関連
女性自立支援施設 等

実施自治体数：95都道府県市（100都道府県市）
※令和6年度当初内示実績、括弧内は令和5年度当初内示実績
うち、過疎地域における実績：24市町村、25カ所（令和6年度当初内示実績）

令和7年度過疎対策関係予算案

府省名:経済産業省

(単位:百万円)

事 項	令和6年度 予算額 (A)	令和7年度 予算案額 (B)	対前年度比較 増(△)減額 (B－A)	対前年度比 (B／A)	令和6年度 補正予算額
1. 再生可能エネルギー導入拡大に向けた 分散型エネルギーリソース導入支援事業	1,500 の内数	1,100 の内数	—	—	0
2. 中小企業支援事業 (うち中小企業活性化・事業承継総合支援事業)	14,600 の内数	14,446 の内数	—	—	6,068 の内数
3. 小規模事業者対策推進等事業 (うち伴走型小規模事業者支援推進事業)	5,440 の内数	6,102 の内数	—	—	0
4. 小規模事業者対策推進等事業 (うち地域力活用新事業創出支援事業)	5,440 の内数	6,102 の内数	—	—	0
5. 地域における新たな燃料供給体制構築支援事業費 (うち、自治体によるSS承継等に向けた取組の支援)	530 の内数	530 の内数	—	—	0
6. 離島・SS過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業費 (うち環境・安全対策等)	4,408 の内数	4,408 の内数	—	—	0
7. 災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費 (うちSSにおける災害対応能力強化に係る設備導入支援)	665 の内数	665 の内数	—	—	0

※上記については、過疎対策分として明確な区分ができないため、全国分を一括計上している。

再生可能エネルギー導入拡大に向けた分散型エネルギーリソース導入支援等事業

令和7年度予算案額 **11億円（15億円）**

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギーシステム課

R6年度予算額：1,500百万円
(1) R6年度は、計2箇所において交付決定を行った。

事業の内容

事業目的

再生可能エネルギーの更なる導入拡大を進めるために、分散型エネルギーリソースの導入に関する支援を行う。

また、地域に根差した再生可能エネルギー事業の拡大のために、地域共生に取り組む優良事業の顕彰や、再生可能エネルギーや分散型エネルギーリソースの導入拡大に向けた課題や方策について調査・分析を行う。

これらを通じ、2050年カーボンニュートラルの実現に向け再生可能エネルギーの導入の加速化等を図ることを目的とする。

事業概要

(1) 配電事業等の参入を見据えた地域独立システムの構築支援事業

災害等による長期停電時に一般送配電事業者等が運営する電力システムから独立して電力を供給する「地域独立システム」の構築に係る費用を補助する。

(2) 地域共生型再生可能エネルギー顕彰事業

地域に根差し信頼される再生可能エネルギーの拡大を目的に、地域共生に取り組む優良事業を顕彰する。

(3) 分散型エネルギーリソース導入拡大に向けた調査分析事業

分散型エネルギーリソースの導入拡大に向け、定置用蓄電システム並びにアグリゲーションビジネス等に係る調査・分析を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1)

補助（1/2以内）

国

→

民間企業等

(2) (3)

委託

国

→

民間企業等

成果目標

これらの事業を通じ、第6次エネルギー基本計画で設定された2030年までの再生可能エネルギー電源構成比率36～38%の達成を目指す。

中小企業活性化・事業承継総合支援事業

令和6年度補正予算額 61億円

(1) 中小企業庁事業環境部金融課

(2) 中小企業庁事業環境部財務課

事業の内容

事業目的

財務上の問題を抱えている中小企業等に対して、収益力改善・事業再生等を支援するとともに、後継者不在の中小企業等に対しては、事業承継・事業引継ぎを支援することで、地域の経済と雇用の基盤を支えることを目的とする。

事業概要

(1) 中小企業活性化事業

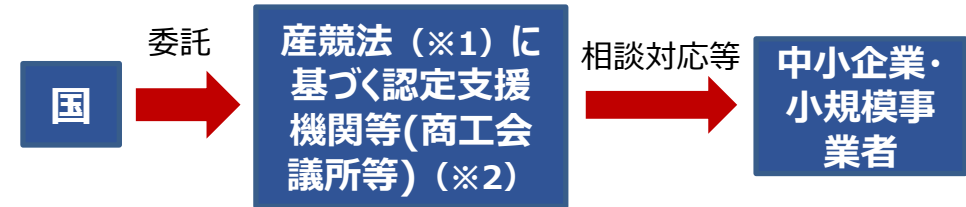
全国の認定支援機関に設置された中小企業活性化協議会において、常駐専門家が、再生等支援に関する相談を受け、課題解決に向けたアドバイスを実施する。そのうち、財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業について、外部専門家を含めた個別支援チームにより金融機関との調整等を行い、再生計画の策定支援等を実施する。また、事業再生が極めて困難であっても、意欲のある経営者等が円滑に再チャレンジできるよう、経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理等を通じて支援する。

(2) 事業承継総合支援事業

全国の認定支援機関等に設置された事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、後継者不在の中小企業・小規模事業者と事業等の譲受を希望する事業者とのマッチング支援や、プッシュ型の事業承継診断・事業承継計画の策定支援等を実施する。また、急増するニーズに対し、事業承継・引継ぎ推進に係る基盤整備等を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1)、(2)ともに以下の事業スキームにて運用



(※1) 産業競争力強化法

(※2) (1) は中小企業活性化協議会

(2) は事業承継・引継ぎ支援センター等

成果目標

(1) 中小企業活性化事業

二次破綻率(再生計画策定支援完了後、3年のモニタリング期間中に再度破綻した率)を1.9%(過去3年間の平均)以下に抑制することを目指す。

(2) 事業承継総合支援事業

全国の事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、3,400件の成約を目指す。

中小企業支援事業のうち、 (1) 中小企業活性化・事業承継総合支援事業 令和7年度当初予算案額 144億円 (146億円)

(1) 中小企業庁事業環境部金融課

(2) 中小企業庁事業環境部財務課

R6年度予算額：14,600百万円

(1) R6年度は、全47中小企業活性化協議会と委託契約を締結。

(2) R6年度は、全47都道府県に設置している事業承継・引継ぎ支援センターと委託契約を締結。

事業目的・概要

事業目的

財務上の問題を抱えている中小企業等に対して、収益力改善・事業再生等を支援するとともに、後継者不在の中小企業等に対しては、事業承継・事業引継ぎを支援することで、地域の経済と雇用の基盤を支えることを目的とする。

事業概要

(1) 中小企業活性化事業

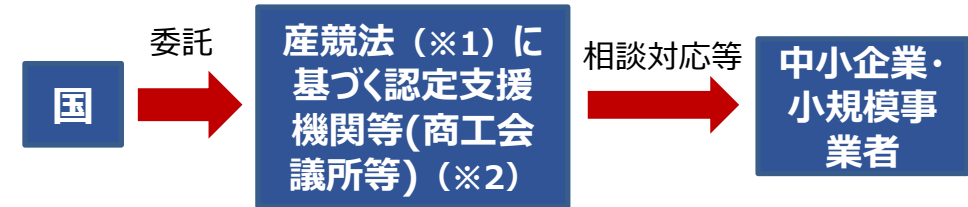
全国の認定支援機関に設置された中小企業活性化協議会において、常駐専門家が、再生等支援に関する相談を受け、課題解決に向けたアドバイスを実施する。そのうち、財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業について、外部専門家を含めた個別支援チームにより金融機関との調整等を行い、再生計画の策定支援等を実施する。また、事業再生が極めて困難であっても、意欲のある経営者等が円滑に再チャレンジできるよう、経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理等を通じて支援する。

(2) 事業承継総合支援事業

全国の認定支援機関等に設置された事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、後継者不在の中小企業・小規模事業者と事業等の譲受を希望する事業者とのマッチング支援や、プッシュ型の事業承継診断・事業承継計画の策定支援等を実施する。地域の事業承継を促す普及啓発や、M&A支援機関の登録制度といった事業承継・引継ぎ推進に係る基盤整備を実施する。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)

(1)、(2)ともに以下の事業スキームにて運用



(※1) 産業競争力強化法

(※2) (1) は中小企業活性化協議会

(2) は事業承継・引継ぎ支援センター等

成果目標・事業期間

(1) 中小企業活性化事業

二次破綻率(再生計画策定支援完了後、3年のモニタリング期間中に再度破綻した率)を1.9%(過去3年間の平均)以下に抑制することを目指す。

(2) 事業承継総合支援事業

全国の事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、3,400件の成約を目指す。

(4) 小規模事業者対策推進等事業

令和7年度予算案額 61億円 (54億円)

事業の内容

事業目的

商工会及び商工会議所が実施する経営改善のための支援事業を通じた小規模事業者の持続的発展の実現を目的とする。

事業概要

小規模事業者は、持続的成長・発展を通じた地域経済の活性化や地域の雇用創出などを担う極めて重要な存在。小規模事業者にとって身近な存在として経営指導を行っている商工会等が実施する以下の取組について、全国団体等を通じて支援を行う。

(1) 小規模事業者支援法に規定する「経営発達支援計画」「事業継続力強化支援計画」に基づき、商工会等が実施する小規模事業者の販路開拓や事業計画の策定、BCP計画の策定支援、広域的な支援体制の構築等に要する経費を支援する。

(2) 全国商工会連合会、日本商工会議所が商工会等と連携して実施する全国的な販路開拓など地域の持続的発展に向けた取組を支援する。

(3) 小規模事業者が直面する諸課題に円滑に対応できるよう、全国団体を通じ商工会等が行う制度・周知広報や窓口相談・巡回指導、セミナー開催等に対応する人員を派遣する取組を支援する。

(4) 全国商工会連合会、日本商工会議所が商工会等を指導するための人件費や全国団体、商工会等の支援能力向上のための研修開催費等を支援する。

(5) 経営発達支援計画等には一定の知識と経験を有した経営指導員を関与させる必要があるため、経営指導員に対する講習を実施する。

R6年度予算額：5,440百万円

(1)・(2) R6年度は、伴走型小規模事業者支援推進事業及び地域力活用新事業創出支援事業については全国商工会連合会、日本商工会議所と契約を締結。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)

(1) 伴走型小規模事業者支援推進事業



(2) 地域力活用新事業創出支援事業

(3) 制度改正等の課題解決環境整備事業

(4) 商工会・商工会議所等の指導事業



(5) 法定経営指導員講習事業



成果目標

商工会・商工会議所の経営発達支援計画等に基づく支援を受けた事業者のうち、売上高が増加した事業者の割合が50%以上となることや専門家派遣等による相談等対応件数のうち、解決的支援件数の割合100%を目指す。

地域における新たな燃料供給体制構築支援事業費

資源エネルギー庁

資源・燃料部

燃料流通政策室

令和7年度予算案額 **5.3億円（5.3億円）**

R6年度予算額：530百万円

（2）R6年度は、「（2）自治体によるSS承継等に向けた取組の支援」について計1件の交付決定を行った。

事業の内容

事業目的

地域の燃料供給体制については、2050年カーボンニュートラルに向けて生じる更なる石油製品の需要減や後継者・人手不足等により供給体制が脆弱になる地域の増加が懸念されるため、石油製品需要が少ない地域や後継者・人手不足が発生している地域においても、持続可能な燃料供給体制を構築することを目的とする。

事業概要

（1）先進的技術開発等支援

サービスステーション（以下「SS」）の総合エネルギー拠点化、地域コミュニティ・インフラ化、多機能化、AI等を活用した業務効率化に向けた、先進的な技術開発等を支援する。

（2）自治体によるSS承継等に向けた取組の支援

SS過疎地等において自治体主導による燃料供給体制の確保を円滑化させるため、①自治体による燃料供給に関する計画策定に要する経費、②自治体が策定した燃料供給に関する計画に基づくSSの設備整備・撤去費用等を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（1）先進的技術開発等支援



（2）自治体によるSS承継等に向けた取組の支援



成果目標

短期的には、SSの総合エネルギー拠点化、地域コミュニティ・インフラ化、多機能化、業務効率化に資する技術等の確立、燃料供給に関する計画を策定した自治体におけるSSの維持・確保を目指す。

最終的には、SSのカーボンニュートラル社会に向けた燃料供給体制の構築（SS減少率（前年比）がガソリン需要減少率（前年比）を下回ること）を目指す。

離島・SS過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業費

令和7年度予算案額 **44億円（44億円）**

R6年度予算額：4,408百万円
(3) R6年度は、「(3) 環境・安全対策等」について計3,381件の交付決定を行った。

事業の内容

事業目的

本事業を通じて、サービスステーション（以下「SS」）等による燃料供給条件の厳しい離島やSS過疎地を含めて燃料アクセスを維持し、国内の石油製品の安定的な供給等を確保することを目的とする。

事業概要

(1) 離島の高ソリン流通コスト対策事業費

輸送形態と本土からの距離に応じて補助単価を設定し、離島における高ソリンの追加的な輸送コスト相当分を補助する。

(2) 離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業費

地域ごとに関係者（自治体、事業者（元売・地元販売店）、需要家など）による検討の場を設け、石油製品の流通合理化策や安定供給体制を構築する取組等を支援する。加えて、自治体等が実施する離島における石油製品の流通合理化に資する事業に必要な諸設備の取得や維持のための経費（工事費、検査費等も含む）に対しても支援する。

(3) 環境・安全対策等

SS過疎地を中心として、SS設備に係る環境・安全対策や流通合理化対策のため、①地下タンクからの危険物漏洩防止のための補強工事や漏洩点検検査、②地下タンク等の撤去・効率化、簡易計量機の設置等を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) 離島の高ソリン流通コスト対策事業費

国 → 民間団体 → 民間企業等

補助（定額） 補助（定額, 10/10）

(2) 離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業

国 → 民間団体 → 自治体を含めたコンソーシアム等

補助（定額） 補助（10/10, 1/2）

(3) 環境・安全対策等

国 → 民間団体 → 民間企業等

補助（定額） 補助（3/4, 2/3, 1/3）

成果目標

(1) 離島の高ソリン流通コスト対策事業

高ソリン販売実績がある全ての離島に対する追加的な流通コスト相当分を支援する。

(2) 離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業

3地域程度において、その地域の実情に合わせた石油製品の流通合理化又は安定供給に向けた対策の策定や油槽所などの設備維持に対する支援を目指す。

(3) 環境・安全対策等

短期的には、環境・安全対策等関係工事に対する補助による事業継続に不可欠な地下タンク漏えい防止等工事を推進し、最終的には、燃料安定供給体制の維持・確保（SS減少率が高ソリン需要減少率を下回ること）を目指す。

災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費

資源エネルギー庁
資源・燃料部燃
料流通政策室

令和7年度予算案額 **6.7億円（6.7億円）**

R6年度予算額：670百万円

（2）R6年度は、「（1）SSにおける災害対応能力強化に係る設備導入支援」について計30件の採択を行った。

事業の内容

事業目的

災害時には、住民生活や復旧活動を支えるガソリン・軽油等の燃料供給拠点となるサービスステーション（以下「SS」）の機能を確保することが重要になる。そのため、近年頻発する災害等を踏まえ、SSの災害対応能力を更に強化することを目的とする。

事業概要

（1）SSにおける災害対応能力強化に係る設備導入支援
災害時に備えたSSにおけるガソリン、軽油等の石油製品の十分な在庫量を確保するための地下タンクの入換・大型化、ペーパー回収設備の導入、災害時に緊急車両等に優先給油を行う中核SSや被災地の住民向けに燃料供給を行う住民拠点SSの自家発電設備の入換を支援する。

（2）緊急時の石油製品供給に係る研修・訓練等の支援
災害時に円滑な対応ができるよう、緊急車両等へ給油訓練等を行う災害時対応実地訓練及び自家発電設備の点検研修等の実施を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（1）SSにおける災害対応能力強化に係る設備導入支援



※ 地下タンクの入換・大型化：3/4、2/3、1/4、
ペーパー回収設備：1/2、自家発電設備の入換：10/10

（2）緊急時の石油製品供給に係る研修・訓練等の支援



成果目標

災害時において本事業で支援を行ったSSのうち営業可能なSSの稼働率100%を目指す。

令和7年度過疎対策関係予算案

府省名:環境省

(単位:百万円)

事 項	令和6年度 当初予算額	令和7年度 予算案	対前年度比較 増(△)減額	対前年度比	令和6年度 補正予算額
	(A)	(B)	(B－A)	(B／A)	
1 指定管理鳥獣対策事業費	200	200	0	100.0%	2,500
2 鳥獣保護管理対策費	680	654	△ 26	96.2%	110
3 自然公園等事業費等	8,235	8,234	△ 1	100.0%	4,786
4 国立公園満喫プロジェクト等国立公園の保護と利用の推進 うち、国立公園等利用等推進事業費	651	449	△ 202	69.0%	279
5 国立・国定公園の海域適正管理強化事業(マリンワーカー)	87	87	0	100.0%	0
6 国立公園協働型管理運営体制強化事業	26	26	0	100.0%	0
7 国立公園等民間活用特定自然環境保全活動事業(グリーンワーカー)	251	251	0	100.0%	0
8 地域循環共生圏創造事業費	350	325	△ 25	92.9%	0
9 地域脱炭素推進交付金 (地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金)	42,520	38,521	△ 3,999	90.6%	36,500
10 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への 自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	2,000	2,000	0	100.0%	2,000
11 海岸漂着物等地域対策推進事業	170	170	0	100.0%	3,525
12 浄化槽整備事業	8,613	8,613	0	100.0%	500
13 一般廃棄物処理施設整備事業	49,518	52,636	3,118	106.3%	1,006

指定管理鳥獣対策事業費



【令和7年度予算（案） 200百万円（200百万円）】

【令和6年度補正予算額 2,500百万円】

都道府県と過疎地域の市町村が連携し、捕獲に取り組んだ例

【R6実績（見込み）】

北海道（日高・浦河様似区域/後志・真狩留寿都区域/上川・旭川鷹栖区域）、新潟県（三城市、加茂市）、京都府（宮津市、福知山市）、和歌山県（紀の川市、紀美野町、古座川町）、大分県（中津市、宇佐市、玖珠町）宮崎県（日之影町、延岡市）



都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、クマ類）の捕獲や被害対策等を支援します。

1. 事業目的

- ・ニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成に向けて、都道府県等が行う捕獲事業等を支援する。
- ・クマ類による被害防止に向けて、都道府県等が行う調査モニタリング、捕獲、出没防止対策等を総合的に支援する。

2. 事業内容

（1）ニホンジカ・イノシシ捕獲等事業

- ①指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定、生息状況調査等
- ②ニホンジカ・イノシシの捕獲等
- ③効果的な捕獲の促進（捕獲手法の技術開発、広域連携による捕獲等）
- ④認定鳥獣捕獲等事業者等の育成（認定鳥獣捕獲等事業者等育成の研修会等）
- ⑤ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成（狩猟者育成の講習会等）
- ⑥ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援（捕獲強化のための狩猟捕獲経費補助等）

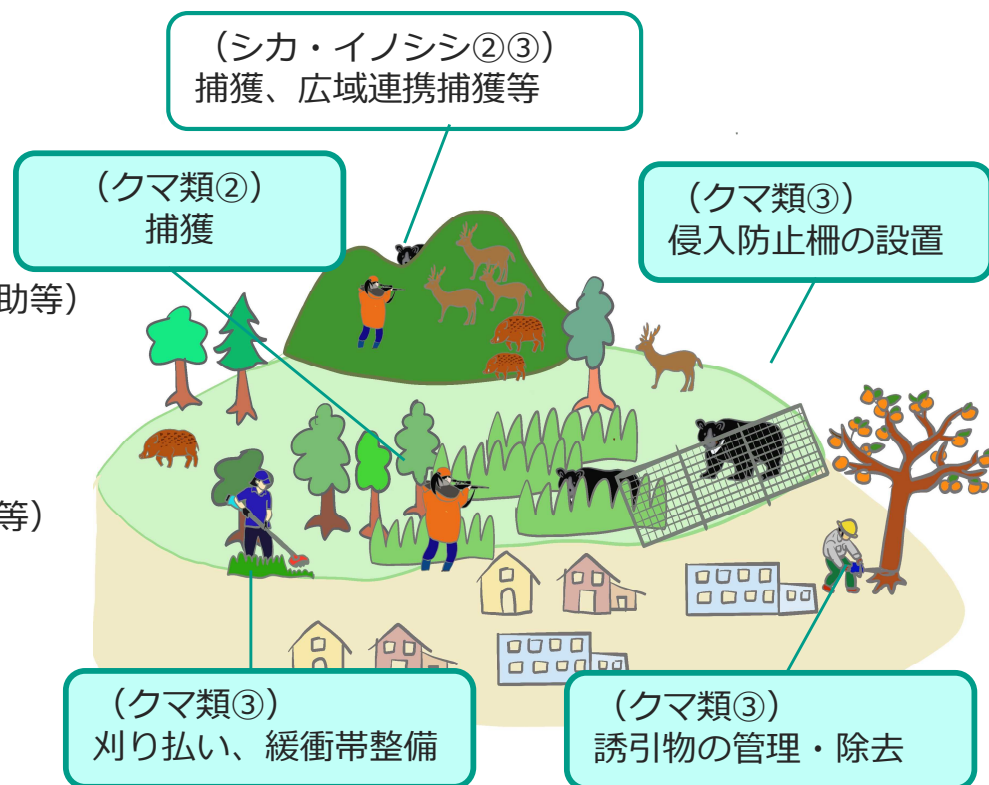
（2）クマ類総合対策事業【拡充】

- ①特定計画・指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画等の策定、生息状況調査等
- ②クマ類の捕獲等（人の生活圏周辺等）
- ③出没防止対策（誘引物管理、緩衝帯整備、柵の設置、普及啓発等）
- ④出没時の体制構築（出没情報収集提供、出没対応訓練、対応マニュアル作成等）
- ⑤専門人材育成（都道府県・市町村職員、捕獲技術者育成の研修会等）

3. 事業スキーム

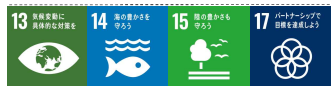
- 事業形態 交付金（補助率1／2、2／3、定額）
- 交付対象 都道府県（市町村への間接補助（クマ類））、協議会
- 実施期間 平成26年度～

4. 事業イメージ



令和7年度指定管理鳥獣対策事業交付金 クマ類総合対策事業 交付対象メニュー（案）

交付対象メニュー	内 容	交付対象 事 業 者	間接交付 対象者	交付割合
①計画策定・調査等事業	➤ 特定鳥獣保護・管理計画又は指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画並びに広域的な保護・管理の方針の策定等。 ➤ 上記計画策定に必要な生息・目撃・被害状況等の調査及び捕獲情報の収集等及び事業評価の実施。	都道府県 協議会	-	➤ 事業費5,000千円を上限とする定額（都道府県） ➤ 事業費10,000千円を上限とする定額（協議会） ➤ ただし、いずれも定額を超える事業費分は1／2以内 ➤ 交付上限額は12,500千円（都道府県。ただし、北海道においては事業費が特別にかかる認められる場合に限り、事業費20,000千円を上限とする定額、交付上限額25,000千円。）、15,000千円（協議会）
②捕獲等事業	➤ 捕獲及び捕獲に付随する事項の実施。 ➤ 捕獲個体の搬出・処分の実施。	都道府県	市町村	➤ 事業費の1／2以内（都道府県） ➤ 事業費の1／2以内（市町村） （国1／2以内、都道府県1／4以上）
③出没防止対策事業	➤ 市街地・集落等の周辺における放任果樹等の誘引物の除去、緩衝帯の整備、侵入防止柵の整備、追い払い、学習放獣、見回り、学習会の開催、普及啓発の実施。	都道府県	市町村	➤ 事業費の1／2以内（都道府県） ➤ 事業費の1／2以内（市町村） （国1／2以内、都道府県1／4以上）
④出没時の体制構築事業	➤ 市街地・集落等への出没を想定した研修・訓練、出没対応マニュアルの作成。 ➤ ICT等を活用した出没情報の収集・提供の実施。	都道府県	市町村	➤ 事業費の1／2以内（都道府県） ➤ 事業費の1／2以内（市町村） （国1／2以内、都道府県1／4以上）
⑤クマ類の保護・管理に係る専門人材の育成	<都道府県> ➤ クマ類の保護・管理を担う都道府県・市町村担当職員の専門知識の向上、認定鳥獣捕獲等事業者、捕獲技術者の技術向上・育成に向けた必要な取組の実施。 <協議会> ➤ 保護管理ユニットをベースにした広域的な保護・管理に向けた研修会の開催等、技術向上・育成に向けた必要な取組の実施。	都道府県 協議会	-	➤ 事業費2,000千円を上限とする定額 ➤ ただし、定額を超える事業費分は1／2以内



※令和6年度の執行率は98%程度（3月上旬時点の見込み）

【令和7年度予算（案） 654百万円（680百万円）】

うち本省予算（案） 623百万円（648百万円）、地方予算（案） 31百万円（31百万円）

【令和6年度補正予算額 110百万円】



鳥獣の保護・管理の強化に向けた総合的な対策を推進します。

1. 事業目的

- ① 鳥獣の保護・管理の強化に向けた調査・保護管理の方針の検討、鳥獣保護管理の担い手の確保・育成の推進。
- ② 国立公園等の二ホンジカによる生態系への影響が懸念される地域での捕獲事業の推進。
- ③ 鳥類の生態や移動経路の把握。

2. 事業内容

（1）鳥獣保護管理強化事業

- ・ 鳥獣保護管理の人材確保・育成、特定鳥獣の調査検討・広域管理、希少鳥獣の保護管理、クマ出没対応、クマ保護管理強化、鳥類の鉛汚染対策、カワウ管理強化、水鳥救護研修センターの運営、国指定鳥獣保護区の管理（地方予算） など

（2）国立公園等シカ管理対策事業

- ・ 国立公園等におけるシカ管理体制の構築、新しい捕獲方法を取り入れたシカ管理対策、シカ管理対策に係る専門家活用 など

（3）野生鳥獣情報整備事業費（鳥類標識調査）

- ・ 鳥類の生態や移動経路を把握するため鳥類標識調査の実施

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、委託事業
- 請負先・委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 昭和46年度～

4. 事業イメージ

（1）鳥獣保護管理強化事業

■ クマ類の総合対策推進事業（拡充）

令和6年度補正予算額 110百万円

- ・ 令和5年度のクマ類による人身被害が過去最多を記録
- ・ クマ類を指定管理鳥獣に指定（令和6年4月）
- ・ 「クマ被害対策施策パッケージ」の策定（令和6年4月）
- ・ 市街地等での銃猟に係る鳥獣保護管理法改正の検討



- ① 法改正の検討を踏まえた基本指針の改定に向けた検討
- ② 市街地等での銃猟に係るガイドラインの作成
- ③ 特定計画作成ガイドライン（クマ類）の改訂
- ④ クマ類の出没対応マニュアルの改訂
- ⑤ 絶滅のおそれのある四国の個体群の保全



自然公園等事業費等

※令和6年度実施予定（計65箇所）

北海道豊富町、秋田県仙北市、福島県北塩原村、長崎県雲仙市 等



【令和7年度予算（案） 8,234百万円（8,235百万円）】 環境省

【令和6年度補正予算額 4,786百万円】

国立公園等の優れた自然風景地の保護と安全で快適な利用の推進、中長期的な視点による施設管理を図ります。

1. 事業目的

- ①国立公園等の保護及び利用上重要な事業の実施並びに国民公園等の施設の整備・維持管理の実施
- ②国立公園等の利用環境の向上（外客等受入環境整備含）による地域経済回復及び国民生活向上への貢献
- ③自然公園等施設における炭素削減及び近年の気候変動による災害激甚化へ対応するための防災・減災対策
- ④国立公園等での自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生（ネイチャーポジティブ）
- ⑤施設の予防保全型管理水準の向上、中長期的な視点に立った効率的な施設の管理の実施

2. 事業内容

ネイチャーポジティブの実現に向けて、国土・地域（エリアベースド）の視点からとりわけ国立公園等の優れた自然環境の保全地域について、「ストックとしての自然資本の維持回復等」と「優れた自然資本の価値を持続可能に活用した地域経済の高付加価値化」の取組の推進が必要です。そのために、国立公園、国民公園等における施設整備や自然再生等の事業、長寿命化対策を実施し、国立・国定公園等において地方公共団体が行う施設整備等の事業について支援します。

- ・ 自然公園等の利用施設の整備、国が整備した施設等の維持管理
- ・ 国立公園での自然再生事業、生態系維持回復事業、国指定鳥獣保護区での保全事業（ネイチャーポジティブ）
- ・ 自然公園等施設における炭素削減等の気候変動、防災・減災対策（国土強靱化）
- ・ 国立・国定公園等で地方公共団体が実施する施設整備等の支援（交付金）
- ・ 自然環境等施設長寿命化対策に係る計画策定、改修工事
- ・ 国立公園で地方公共団体が実施する自然環境等施設長寿命化対策の支援

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業/交付金事業（国立公園50% 国立公園以外45%）
- 請負先・交付対象 請負事業：民間団体、交付金事業：地方自治体
- 実施期間 平成6年度～

4. 事業イメージ

事例1：国立公園の保護及び利用上重要な施設の整備



ビジターセンター、
標識の整備

事例2：国立公園拠点施設整備による利用環境の向上



ビジターセンター
整備

事例3：国立公園施設の強靱化



歩道の整備

お問合せ先：環境省自然環境局自然環境整備課、総務課、国立公園課、自然環境計画課、野生生物課 電話：03-5521-8281

国立公園等利用等推進事業費



【令和6年度実績】

国立公園等における子どもの自然体験活動推進事業：大山隠岐国立公園や西表石垣国立公園等8地域で実施。

エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業：全国10地域のエコツーリズム推進協議会等が実施。

国立公園満喫プロジェクト推進事業：13公園においてステップアッププログラムを策定して総合的取組を推進。加えて、他の国立公園においても個別取組を実施。

【令和7年度予算（案） 449百万円（651百万円）】

【令和6年度補正予算額 279百万円】

国立公園等における持続的なツーリズムと感動体験の提供により、保護と利用の好循環・地域活性化を図ります。

1. 事業目的

国立公園等の美しい自然の中での感動体験を柱とした利用の高付加価値化や地域と連携した持続的かつ適切な利用、子どもの自然体験等を推進し、自然環境の保全へ再投資される保護と利用の好循環を実現するとともに、国立公園への誘客に貢献し、地域活性化を図る。

2. 事業内容

- (1) 国立公園満喫プロジェクト推進事業
- (2) 国立公園オーバーツーリズム対策事業
- (3) 能登半島地域の自然を活かした創造的復興推進事業
- (4) ロングトレイル体制強化等推進事業
- (5) 国立公園等地域連携プログラム強化事業
- (6) エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業
- (7) エコツーリズム総合推進事業
- (8) ジオパークと連携した地形・地質の保全・活用推進事業
- (9) 国立公園等における子どもの自然体験活動推進事業
- (10) 国立公園等利用ふれあい推進事業経費【地方】

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業／交付金（1/2）
- 請負先 民間事業者・団体／地域協議会
- 実施期間 平成16年度～

4. 事業イメージ



■ 国立公園満喫プロジェクト等の推進
各国立公園の利用のストーリー・計画策定、利用者負担（入域料や保全協力金等）の検討・導入、ガイド等の人材育成、情報発信、官民連携、ロングトレイルの活用



■ 地域連携・エコツーリズムの推進等
地域と連携した普及啓発事業、表彰の実施、ボランティア研修、エコツーリズムの推進、ジオパークとの連携強化



■ 子どもの自然体験等の推進
子どもの自然体験活動の推進体制及び受入体制の強化、森里川海をフィールドとした自然ふれあいプログラムの実施、レンジャー体験提供

国立公園等管理等事業費 国立・国定公園の海域適正管理強化事業費



【令和7年度予算(案) 87百万円（87百万円）】

※実施予定箇所（令和6年度）北海道羽幌町、和歌山県串本町、沖縄県渡嘉敷村等

優れた管理体制の確立や効果的な管理手法の導入により、海域公園地区等の指定や適正管理を推進します。

1. 事業目的

国立・国定公園の海域のうち、サンゴ等の優れた景観を有する地区を対象に指定する海域公園地区について、2030年度までに陸域と海域の30%以上を保全する国際・国内目標（30by30目標）に適合する海域とするため、保護と利用の両立を目的とした優れた管理体制の確立や効果的な管理手法を導入して対策を行う。

2. 事業内容

<背景>

国立・国定公園の海域のうち、サンゴ、干潟、藻場、岩礁帯等の優れた景観を有する海域公園地区は地域の重要な観光資源になっているが、オニヒトデの大発生によるサンゴの食害等により生態系の破壊が進んでいる。

【事業概要】

国立・国定公園の海域等において、地元住民等によって構成される民間事業者等を活用し、官・民一体となり、保護と利用の両立を目的とした優れた管理体制の確立や効果的な管理手法を導入した対策を実施する。

【期待される効果】

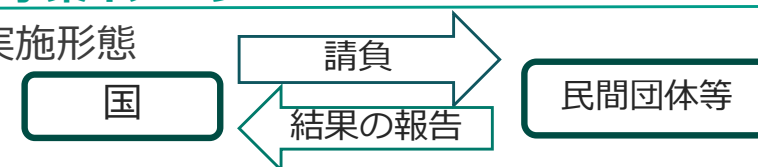
生態系の維持回復のための総合的な取組により生物多様性保全、海域公園等の適正管理や利用者へのサービスの向上が図られる。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体／公園管理団体／非営利団体
- 実施期間 平成20年度～

4. 事業イメージ

○実施形態



具体的な活動例



ウミガメの産卵巣の
保護方法の検討



サンゴ礁モニタリング
(コドラート調査)



ウミガメ等海洋生態系保
全（海岸清掃）



オニヒトデ駆除

お問合せ先： 環境省 自然環境局 国立公園課 電話 03-5521-8277

国立公園等管理等事業費 国立公園協働型管理運営体制強化事業



※令和6年度実績
日高山脈襟裳十勝国立公園、磐梯朝日国立公園（飯豊地域）、尾瀬国立公園、中部山岳国立公園（上高地地域）、妙高戸隠連山国立公園、伊勢志摩国立公園等において、協働型管理運営体制を強化。



【令和7年度予算（案）26百万円（26百万円）】

地域ごとの実態に即して、多様な主体が連携する国立公園の協働型管理体制の構築・強化を推進します。

1. 事業目的

全国の国立公園において、国立公園の課題等を多様な関係者（国、地方公共団体、民間事業者、地域住民等）と共有し、地域と協働した管理運営を行うことで、地域ごとの実態に即したきめ細やかな利用サービスを提供する魅力ある国立公園を目指すべく、国立公園の協働型管理運営体制を構築・強化する。

2. 事業内容

日本の国立公園は、土地所有に関係なく広域に指定される「地域制自然公園」であることから、自然の景観や生物多様性の保全及びその適正な利用の推進にあたっては、環境省以外の国の機関や地方公共団体、民間団体、公園事業者、地域住民等様々な主体の協働体制が重要である。特に、適正利用の推進については、地域経済と密接な関係を持つ観光を担う民間団体や公園事業者等との協働が必須である。

また国立公園の管理運営にかかる課題は、多種多様なものが複雑に絡まり合っており、従来の目の前の個別課題対応型の協議会では、地域の将来像を見据えた長期的・戦略的な取組の推進が進みにくい。

そこで、国立公園毎の長期的なビジョン、大局的な管理運営方針、現状分析、役割分担等を、関係主体が互いに共有するとともに各種課題の解決に向けた議論を行い、各地域の国立公園の協働型管理の中心的役割を担う「総合型協議会」の設立を始めとした協働型管理運営体制の構築・強化にかかる調整を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 平成22年度～

4. 事業イメージ





【令和7年度予算(案) 251百万円（251百万円）】

※実施予定箇所（令和6年度）北海道上川町、群馬県嬬恋村、奈良県吉野町等

国立公園等において、官民一体による地域の実情に応じた迅速できめ細かな自然環境保全活動を推進します。

1. 事業目的

- ① 自然公園法の改正等を踏まえ、民間事業者の知見を活用した国立公園等の保全管理の充実を図る
- ② 観光立国・良好な景観の形成の実現を図る
- ③ 生物多様性の保全を図る
- ④ 保全管理の充実を通じた雇用の維持・確保や民間主体の公園管理体制により地域の活性化に寄与する

2. 事業内容

<背景>

- 自然環境保全に対する地域からの要請
- 生物多様性保全に関する社会的要請
- 公園管理体制のさらなる充実を促進する必要性

事業概要と効果

国立公園等において、地域の自然状況を熟知した地元の民間事業者等を活用し、官民一体となり自然環境保全活動を実施するとともに、公園管理団体など民間主体による管理保全体制の充実を図る

生態系の維持回復のための総合的な取組を実践

- ⇒ 全国の国立公園等における登山道の補修、環境美化、登山マナーの向上
- ⇒ 生物多様性保全、国立公園等の管理体制充実や利用者へのサービスの向上
- ⇒ 公園関係民間事業者等の一層積極的な活用による雇用の創出に貢献

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体／公園管理団体／非営利団体
- 実施期間 平成13年度～

4. 事業イメージ

○実施形態

国

請負

結果の報告

民間団体等

【重点課題】

- 1 野生生物の保護や外来種の駆除
- 2 地域景観の保全
- 3 登山道の維持・補修

【実施予定箇所】

中部山岳国立公園、奄美群島国立公園、西表石垣国立公園など全国百数箇所事業を実施

具体的な活動例



登山道の維持・補修



地域景観の保全



外来種の駆除



公園内の清掃

地域循環共生圏創造事業費



【令和7年度予算（案） 325百万円（350百万円）】 環境省

※②のモデル事業において、令和6年度は26件を採択

地域循環共生圏の創造を強力に推進するため、地域プラットフォームを構築し、地域トランジションを実現します。

1. 事業目的

- ① トランジションモデル形成
- ② 中間支援機能の担い手育成
- ③ 地域間ネットワーク強化・情報発信

2. 事業内容

地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方は、「第五次環境基本計画」（平成30年4月閣議決定）で提唱され、「第六次環境基本計画」（令和6年5月閣議決定）においても、計画の最上位の目的である「ウェルビーイング/高い生活の質」を将来にわたってもたらす「新たな成長」の実践・実装の場とされた。これを受け、地域における炭素中立、循環経済、自然再興型社会への移行を促し、持続可能な自立・分散型社会を構築するため、以下の取組を実施する。

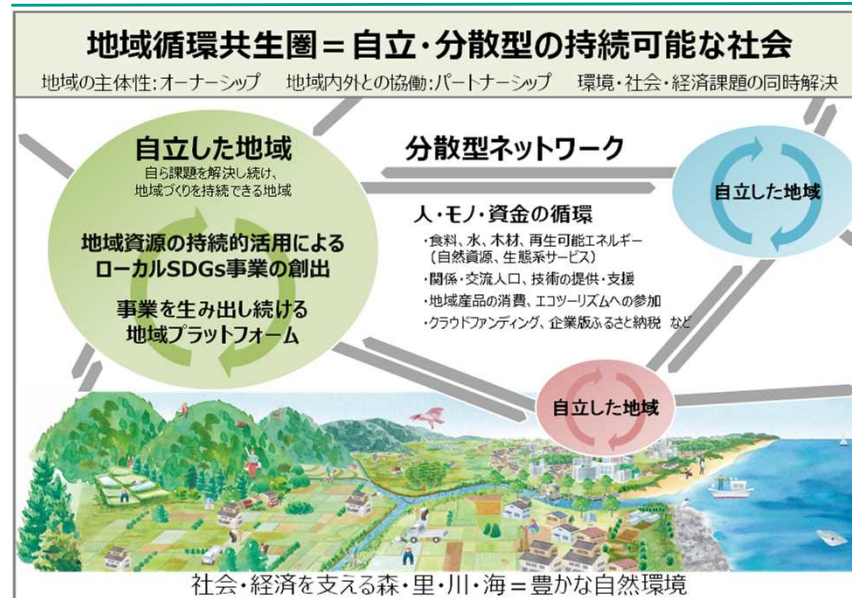
- ① 炭素中立、循環経済、自然再興型社会への移行を目指す際に大きな影響を受けるステークホルダーや地域も取り残さずに、協働的なアプローチを含めた地域循環共生圏の考え方に基づき自立した地域づくりに取り組む者を支援する。
- ② 中間支援機能※を有する既存の団体が地域への伴走支援を実践的に行いつつ、その過程で得られたノウハウを横展開することで、中間支援機能を担える人材・組織の育成を行い、地域循環共生圏の創造を推進する。
- ③ ローカルSDGs事業の担い手同士の有機的なつながりを構築する場の提供や、優れた地域プラットフォームの事例の情報発信の場を設ける。

※中間支援機能…ヒト・モノ・カネ・情報をはじめとする資源の連結、関係者の納得度合いや先を見越したステップを確認して進行管理を支えるプロセス支援、変革に向けて刺激を与え関心や意思を呼び起こす変革促進、本質的な解決策の発見を促す問題解決提示など

3. 事業スキーム

- | | |
|-------------|------------------|
| ■ 事業形態 | 共同実施／請負事業 |
| ■ 共同実施先・請負先 | 地方公共団体／民間事業者・団体 |
| ■ 実施期間 | 令和6年度～令和10年度（予定） |

4. 事業イメージ



地域循環共生圏（2018年、第5次環境基本計画※）は、地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業（ローカルSDGs事業）を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくるとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方です。

その際、私たちの暮らしが、森里川海のつながりからもたらされる自然資源を含めて地上資源を主体として成り立つようにしていくために、これらの資源を持続可能な形で活用し、自然資本を維持・回復・充実していくことが前提となる。

地域の主体性を基本として、パートナーシップのもとで、地域が抱える環境・社会・経済課題を統合的に解決していくことから、ローカルSDGsとも言います。

※第6次環境基本計画（2024年閣議決定）では「新たな成長」を各地域で実践・実装していく場として位置付けられた。

お問合せ先： 環境省大臣官房地域政策課地域循環共生圏推進室 電話：03-5521-8328

地域脱炭素推進交付金

(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等)

※令和6年度までの実績(令和6年12月末時点)

脱炭素先行地域 81提案を選定

重点対策加速化事業 149自治体を選定



【令和7年度予算(案) 38,521百万円 (42,520百万円)】環境省
【令和6年度補正予算額 36,500百万円】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)及び脱炭素成長型経済構造移行推進戦略(「GX推進戦略」、令和5年7月28日閣議決定)等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素への移行を推進するために本交付金を交付し、複数年度にわたり継続かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる「重点対策」を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

2. 事業内容

(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

- ①脱炭素先行地域づくり事業に取り組む地方公共団体等を交付金により支援
- ②重点対策加速化事業に取り組む地方公共団体等を交付金により支援

(2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】

民間裨益型自営線マイクログリッド等事業に取り組む地方公共団体等を交付金により支援

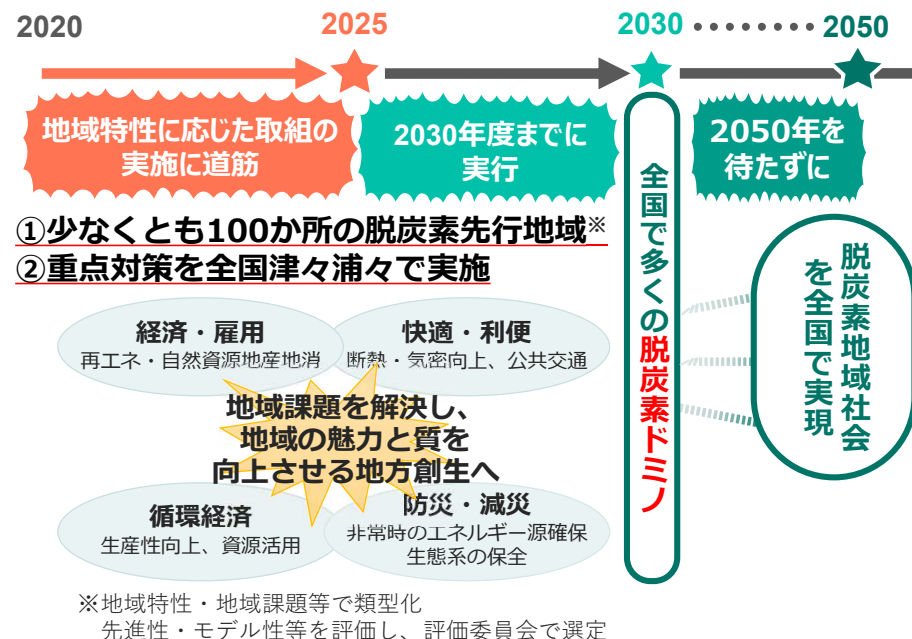
(3) 地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業

脱炭素先行地域・重点対策加速化事業を支援する交付金についてデータ等に基づき評価・検証し、事業の改善に必要な措置を講ずるとともに、適正かつ効率的な執行監理を実施する。

3. 事業スキーム

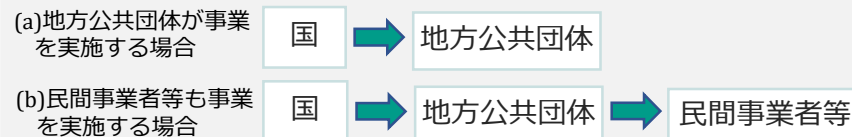
- 事業形態 (1) (2) 交付金、(3) 委託費
- 交付対象・委託先 (1) (2) 地方公共団体等、(3) 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和4年度～令和12年度

4. 事業イメージ



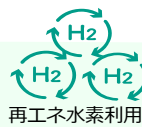
※地域特性・地域課題等で類型化
先進性・モデル性等を評価し、評価委員会で選定

<参考：(1) (2) 交付スキーム>



地域脱炭素推進交付金 事業内容

(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金			(2) 特定地域脱炭素移行 加速化交付金【GX】
事業区分	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業	
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること (2030年度までに一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成 等)	○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市： 1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上) ○2030年度までに事務事業の電力消費に伴うCO2 排出実質ゼロを達成すること	○脱炭素先行地域に選定されている こと
対象事業	1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須) ①再エネ設備整備 (自家消費型、地域共生・地域裨益型) 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス等 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る) ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱 等 ②基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等 ③省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ (電動車、充放電設備等) ・その他省CO2設備 (高効率換気・空調、コジェネ等) 2) 効果促進事業 1) 「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体と なって設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等	①～⑤のうち2つ以上を実施 (①②は必須) ①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 ※ (例：住宅の屋根等に自家消費型太陽光発電設 備を設置する事業) ※公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る ②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等 を活用し、再エネ設備を設置する事業) ③業務ビル等における徹底した省エネと改修時 等のZEB化誘導 (例：新築・改修予定の業務ビル等において省 エネ設備を大規模に導入する事業) ④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業) ⑤ゼロカーボン・ドライブ ※ (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車 を活用したカーシェアリング事業) ※再エネとセットでEV等を導入する場合に限る	民間裨益型自営線マイクログリッド 等事業 官民連携により民間事業者が裨益 する自営線マイクログリッドを構築 する地域等において、温室効果ガス 排出削減効果の高い再エネ・省エ ネ・蓄エネ設備等の導入を支援する。
交付率	原則 2 / 3	2 / 3 ～ 1 / 3、定額	原則 2 / 3
事業期間	おおむね 5 年程度		
備考	・複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要 (計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能) ・各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む ・採択団体の事務事業に係る進捗状況や区域施策に係るCO2削減状況について、毎年、環境省HPで公表する ・交付金事業について、3年度目に中間評価を実施 ・交付要件の達成が見込まれない場合又は達成が確認できない場合には、原則、交付金返還を求める		



地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

※実績については、現在集計中



【令和7年度予算(案) 2,000百万円(2,000百万円)】

【令和6年度補正予算額 2,000百万円】

災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日閣議決定)における「災害時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備に関する対策」として、また、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)に基づく取組として、地方公共団体における公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス(災害等に対する強靱性の向上)と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設等※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コジェネレーションシステム(CGS)及びそれらの附帯設備(蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等)並びに省CO2設備(高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む)等を導入する費用の一部を補助。

※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持すべき公共施設及び公用施設(例:防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など)に限る。

※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

※ 都道府県・指定都市による公共施設等への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

3. 事業スキーム

■事業形態 間接補助 都道府県・指定都市: 1/3、市区町村(太陽光発電又はCGS): 1/2、市区町村(地中熱、バイオマス熱等)及び離島: 2/3

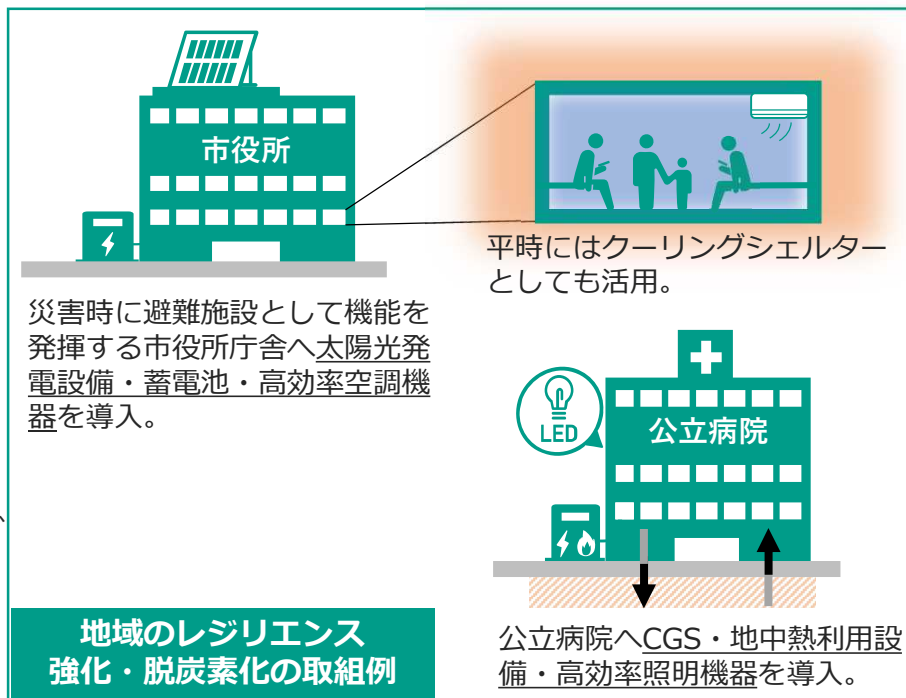
■補助対象 地方公共団体 (PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可)

■実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 支援対象

- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等
- 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持すべき公共施設等

導入
・再エネ設備
・蓄電池
・CGS
・省CO2設備
・熱利用設備 等



お問合せ先: 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話: 03-5521-8233

(浄化槽について) 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 電話: 03-5501-3155

海岸漂着物等地域対策推進事業

(実績) 令和6年度は、42都道府県に対して交付決定を行った。



【令和7年度予算(案) 170百万円 (170百万円)】

【令和6年度補正予算額 3,525百万円】

海洋ごみ（漂流・漂着・海底ごみ）の回収・処理や発生抑制対策を推進するため、地方公共団体を支援します。

1. 事業目的

近年、海洋ごみによる海岸機能の低下や環境・景観の悪化、船舶航行の妨げ等が懸念されている。都道府県や市町村等が実施する海洋ごみ対策への支援を通じて海洋ごみの削減を図り、もって海洋環境保全に資する。

2. 事業内容

国内外で関心が高まっているプラスチックを始めとする海洋ごみ問題への対策のため、海岸漂着物処理推進法第29条に基づき、都道府県や市町村等が実施する海洋ごみに関する地域計画の策定、海洋ごみ等の回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し、補助金による支援を実施する。補助率は、地域の実情に合わせ、離島や過疎、半島地域等において嵩上げを実施する。

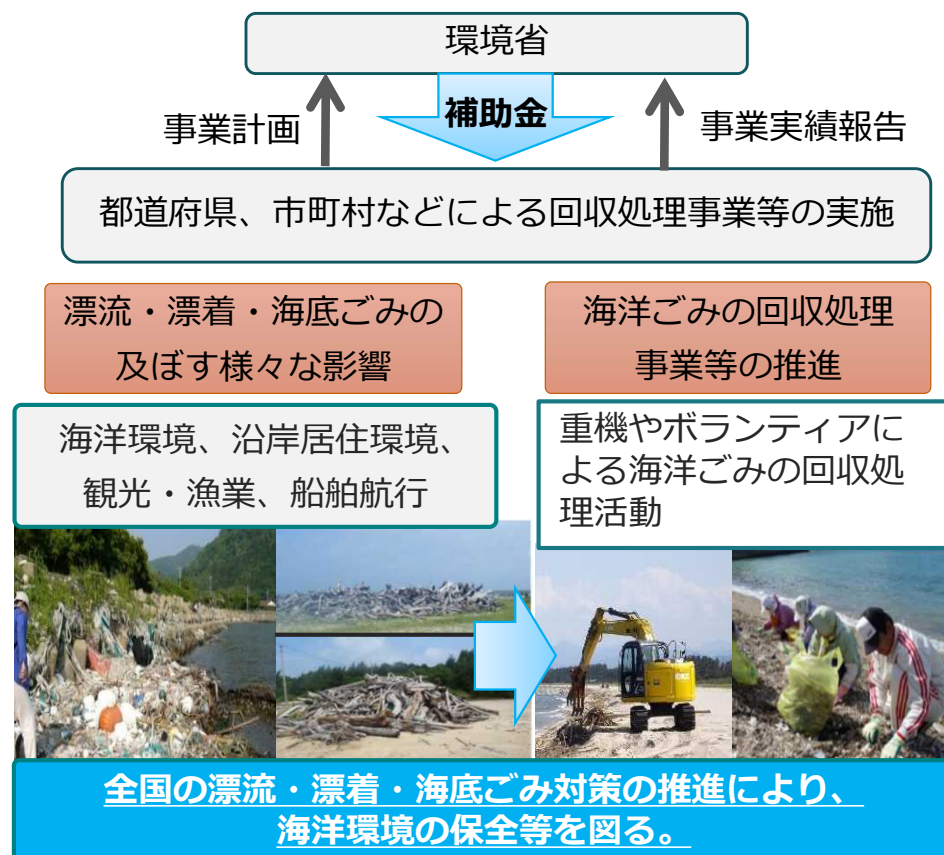
(補助率)

- 地域計画策定事業（都道府県のみ）・・・補助率 1/2
- 回収・処理事業、発生抑制対策事業・・・補助率 9/10～7/10、定額※
北朝鮮由来の確認漂着木造船については、補助率 9.5/10～8.5/10
※漁業者等が行うボランティアにより回収された海底・漂流ごみの処理を行う場合は10百万円を上限とする補助。

3. 事業スキーム

- 事業形態 補助事業
- 補助対象 都道府県（市町村事業は都道府県を通じた間接補助事業）
- 実施期間 平成27年度～

4. 事業イメージ



浄化槽の整備（循環型社会形成推進交付金等（浄化槽分））

※廃棄物処理施設整備交付金を含む。



【令和7年度予算(案) 8,613百万円 (8,613百万円)】 【令和6年度補正予算額 500百万円】
【令和6年度実績】 計1,321箇所 (45都道府県1,276市町村) に対して交付決定を行った

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や維持管理の向上等を支援します。

1. 事業目的

- ・現在でも全国で未だに約830万人が単独処理浄化槽やくみ取り槽を使用しており、生活排水が未処理となっている状況。
- ・令和8年度の汚水処理施設の概成目標の達成のため、単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換を促進する必要。特に、生活環境等に重大な支障が生じるおそれのある「特定既存単独処理浄化槽」の転換に向けた指導等を強化するとともに、対象となる高齢世帯における経済的負担の軽減に向けた支援が必要。あわせて、適正な維持管理を徹底するため、浄化槽台帳の整備や少人数高齢世帯の維持管理費を支援。
- ・災害対応・強靱化のため、老朽化した合併処理浄化槽の更新とともに浄化槽の被災状況の迅速な把握と早期復旧を図る台帳システム整備を支援。

2. 事業内容

市町村が行う浄化槽事業に対して交付金により支援。

※令和7年度予算では下線の助成メニューを拡充。また、令和7年度予算より、交付金により整備される浄化槽は、電子化された浄化槽台帳に記録した上で、当該台帳に基づき、必要な場合に維持管理の指導等が行われるものであることを交付要件に追加。

○環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業（交付率1/2）

単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽（環境配慮型浄化槽に限る）に事業計画額の6割以上転換する事業

○汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業（交付率1/2）＜R8までの時限措置＞

○単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換

特定既存単独処理浄化槽（法に基づく維持管理を実施している少人数高齢世帯に限る）から合併処理浄化槽への転換に対する交付金基準額の増額 ＜R11までの時限措置＞

○浄化槽災害復旧事業

○少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業

○市町村が定める浄化槽長寿命化計画等に基づく浄化槽の改築・更新事業

○浄化槽整備効率化事業

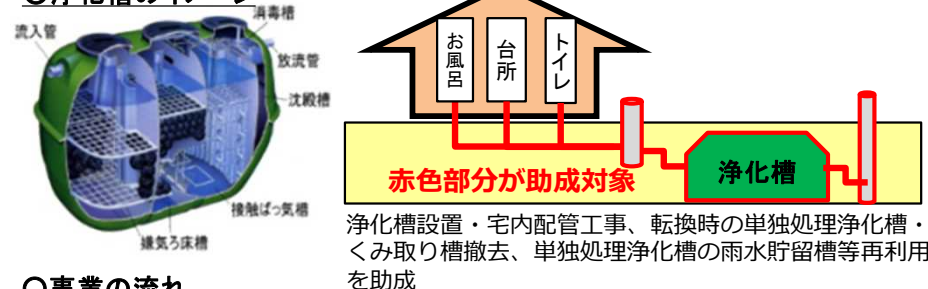
浄化槽台帳整備（浄化槽の被災状況等をオンライン等で把握・情報集約する台帳システム整備含む）、計画策定・調査（特定既存単独処理浄化槽に係る調査含む）、講習会等

3. 事業スキーム

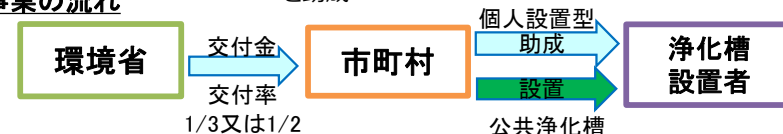
■事業形態	交付金（交付率1/3、1/2）
■請負先/交付対象	地方公共団体
■実施期間	平成17年度～

4. 事業イメージ

○浄化槽のイメージ



○事業の流れ



○費用負担

浄化槽設置整備事業（個人設置型）

個人（6割相当）	2/3又は1/2 市町村	1/3又は1/2 国
----------	-----------------	---------------

※浄化槽災害復旧事業については交付対象事業費の全額が交付対象（要協議）

公共浄化槽等整備推進事業

2/3又は1/2 市町村	1/3又は1/2 国
-----------------	---------------

※市町村は、別途、負担金（事業費の1割程度）を個人より徴収

少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業

個人（5割相当）	2/3又は1/2 市町村	1/3又は1/2 国
----------	-----------------	---------------

一般廃棄物処理施設の整備

※令和6年度は計252市町村等に対して交付決定を行った。（2月末時点）



環境省

【令和7年度予算（案） 52,636百万円（49,518百万円）】

【令和6年度補正予算額 100,642百万円】



一般廃棄物処理施設の整備を支援します。

1. 事業目的

- ① 市町村等が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援する。
- ② 平成当初以降にダイオキシン類対策のために整備した廃棄物処理施設の老朽化による、ごみ処理能力の不足や事故リスク増大といった事態を回避し、生活環境保全・公衆衛生向上を確保し、地域の安全・安心に寄与する。
- ③ 災害時のための廃棄物処理施設の強靱化及び地球温暖化対策の強化を推進する。

2. 事業内容

市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備には一時的に莫大な費用を要するため、交付金、補助金による支援が不可欠である。また、災害廃棄物処理の中核を担い地域のエネルギーセンターとして災害対応拠点となる一般廃棄物処理施設の強靱化を図る必要がある。

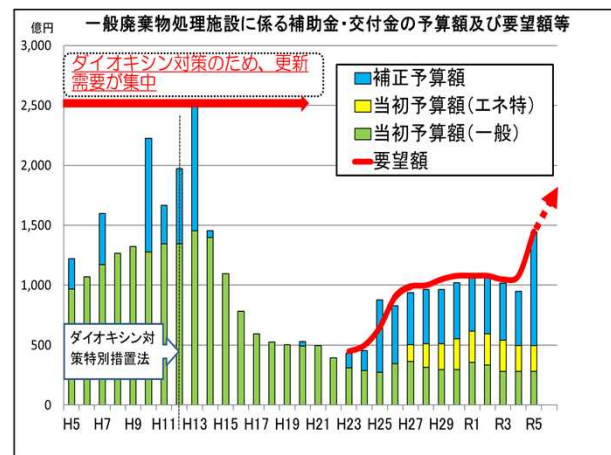
具体的には、以下の施設整備事業の一部を支援する。

- ・エネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却施設、メタンガス化施設等）
- ・最終処分場
- ・マテリアルリサイクル推進施設
- ・有機性廃棄物リサイクル推進施設
- ・上記に係る調査・計画支援事業 等

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金、間接補助事業（補助率1/3（一部1/2等）、定額）
- 交付対象 市町村等
- 実施期間 平成17年度～

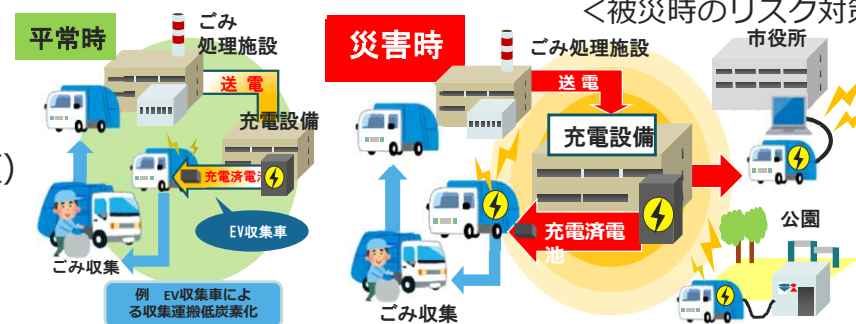
4. 予算額の推移、補助対象の例



＜老朽化施設等の更新＞



＜被災時のリスク対策＞



令和7年度過疎対策関係予算案

府省名:内閣府

(単位:百万円)

事 項	令和6年度 当初予算額 (A)	令和7年度 予算案 (B)	対前年度比較 増(△)減額 (B-A)	対前年度比 (B/A)	令和6年度 補正予算額
1. 新しい地方経済・生活環境創生交付金	100,000 の内数	200,000 の内数	100,000	200.0%	100,000 の内数
2. 関係人口創出・拡大のための対流促進事業	70	56	△ 14	80.0%	0
3. 高校生の地域留学の推進のための高校魅力化支援事業	145	109	△ 36	75.2%	0
4. 地方へのサテライトキャンパス設置等に関する マッチング支援事業	19	17	△ 2	89.5%	0
5. 特定地域づくり事業の推進	560	560	0	100.0%	0

※:1～5については、過疎対策分として明確な区分ができないため、全国分を一括計上している。

新しい地方経済・生活環境創生交付金（内閣府地方創生推進室）

令和7年度概算決定額 **2,000.0億円**
（令和6年度予算額 1,000.0億円）

事業概要・目的

- 「地方こそ成長の主角」との発想に基づき、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずる。
- 地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体（産官学金労言など）の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組みを、計画から実施までを強力に後押し。
- 地方公共団体の自主性と創意工夫を後押しし、申請の効率化を図る観点から、ハード・ソフトが一体となった事業も含め、一本の申請で受付。
- 小規模自治体も新交付金を十分に活用できるよう、申請に際しては国が徹底的にサポート。

事業イメージ・具体例

○主な対象事業

- ・ 地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組みを支援。

最先端技術教育の拠点整備・実施
（ソフト・ハードの一体的支援）



農産物直売所・多世代
交流施設の一体的な整備
（分野横断的な支援）



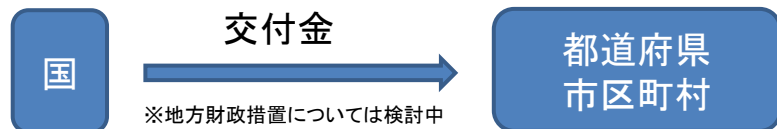
地域の多様な主体が参画する
仕組みの構築



国の伴走支援の強化



資金の流れ



期待される効果

- 地域の多様な主体の参画を通じた、安心して暮らせる地方の生活環境及び付加価値創出型の新しい地方経済を創生し、東京圏への過度な一極集中の弊害を是正する。

関係人口創出・拡大のための対流促進事業

令和7年度概算決定額 0.6億円【うち要望額0.1億円】

(令和6年度予算額 0.7億円)

※令和6年度の執行率は100%（交付決定ベース）

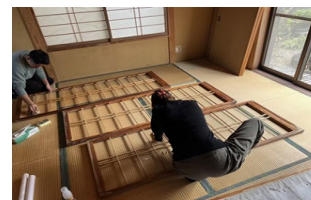
事業概要・目的

- 関係人口は、地域の社会課題解決や魅力向上に貢献する存在であり、関係人口が地域住民の共助の取組に参画していくことで、地域の内発的発展を誘発するとともに、関係人口による地域資源の掘り起こし・磨き上げを通して地域に付加価値が創出され、地域の活性化に繋がることが期待されます。
- 関係人口を創出・拡大するためには、地域住民をはじめとした受入れ側と都市部住民双方のニーズを十分に把握しながら丁寧なマッチングを行うことができる中間支援組織の存在が重要です。
- このため、本事業においては、
 - ①中間支援組織や地方公共団体が参加する官民連携協議会（かかわりラボ）の運営
 - ②中間支援組織による取組の伴走支援等に取り組みます。

事業イメージ・具体例

- ①関係人口創出・拡大官民連携全国協議会の運営
全国フォーラムや現地研修会の開催、過年度モデル事業による中長期的な効果の発現状況の調査等を実施し、関係者への普及啓発を図るとともに、官民間の意見交換やマッチングを促進します。
- ②中間支援組織による取組の伴走支援
関係人口がデジタル技術も併用しながら地域と連携しつつ地域資源を活かして地域に付加価値を創出する姿を目指し、都市部住民と地域との中間支援を行う民間事業者等による取組の自走化を支援します。

【関係人口の取組例】



関係人口による空き家改修・新規農泊ツアー提案プログラムの実施
(株) Founding Base

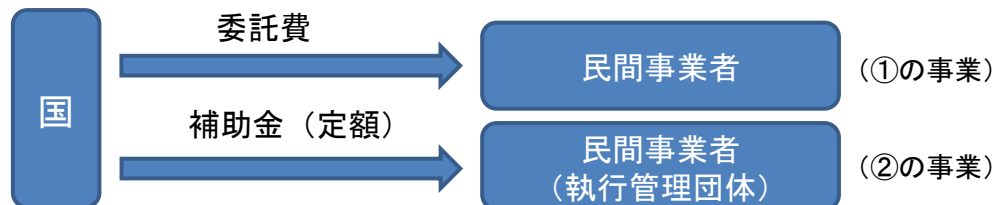


全国のクリエイターと地方を繋いだクラフトイベントの開催
(株) クリーマ



地域と都市部企業が連携した課題解決プログラムの実施
(一社) つながる地域づくり研究所

資金の流れ



期待される効果

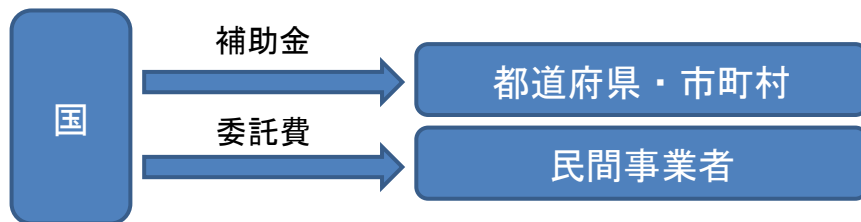
中間支援組織による「関係人口が地域に付加価値を創出する」取組等を支援、普及啓発することで、地方への人の流れを生み出すとともに、にぎわいの創出や地域の取組を支える担い手の確保に貢献します。

高校生の地域留学の推進のための高校魅力化支援事業（内閣府地方創生推進室）

事業概要・目的

- 離島や中山間地域を中心に、地域の高校を存続させることが喫緊の課題となっています。高校の魅力化が総人口の5%超の増加やプラスの財政効果をもたらしたとの事例報告もあり、高校を核とした地方創生の取組へのニーズは高まっています。
- 地域の将来を支える人材を育成する観点から、高校生の段階で地域への理解や愛着を深めることが重要ですが、高校生が育った地域と異なる地域の高校で一定期間を過ごす「地域留学」は、地方の魅力を知る機会として有効と考えられるとともに、将来的には「関係人口」として地域との多様かつ継続的な関わりを持つことが期待されます。
- このため、地方公共団体と高等学校が連携し、全国から高校生が集まるような高校の魅力化をデジタル技術等を活用しながら進めるための取組を支援します。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

- 高校を核とした地方創生を目指す地方公共団体は、全国から高校生が集まるような魅力化に取り組む高校のみならず、企業やNPO等の地域の多様な主体とコンソーシアムを構築し、将来の自走も視野に、高校生の地域留学に関する中長期的な計画を策定します。
- 計画に効果が見込まれる地方公共団体に対しては、地域課題探求授業などの、高校魅力化のための独自の取組を補助金により支援します。
- また、民間事業者への委託により、地域留学を円滑に進めるための仕組みや体制づくり等のサポート、地域留学を行う生徒の募集や生徒間・学校間の交流、好事例の横展開を図るためのイベントを行うことで、更なる取組の促進や地域留学への機運醸成を図ります。

期待される効果

- 高校生の段階での新たな人の流れを生み、将来的な地域の担い手の育成・確保とともに、関係人口の創出・拡大や移住へつなげます。
- 高校魅力化に関する地域の連携・協力体制をデジタル技術等を活用しながら構築し、高校を核とした地域活性化や地方創生を実現します。

地方へのサテライトキャンパス設置等に関するマッチング支援事業(内閣府地方創生推進室)

事業概要・目的

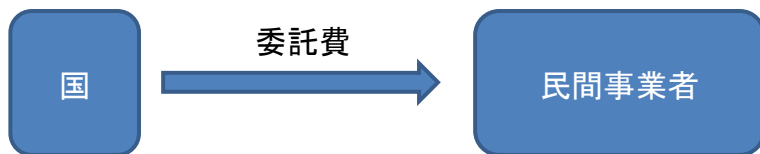
- 東京圏の大学の地方におけるサテライトキャンパスの設置は、恵まれた環境での学生教育の充実、学生の地方定着の促進、新たな地域の拠点の確立、地域における新たな産業の創出など、地方創生にとって大きな効果が期待されます。
- このため、これまで行ったサテライトキャンパスの設置を推進するための調査研究及び地方公共団体と大学が共有できるマッチング支援ポータルサイトの構築を踏まえて、デジタル技術等も活用した効果的な地域課題の解決等に資する地方へのサテライトキャンパス設置に向けた取組を支援します。

(サテライトキャンパスの例)昭和大学 富士吉田キャンパス



- ・全学部1年次を山梨県富士吉田市で学ぶ
- ・富士山麓の恵まれた自然の中で感性を育むとともに、全寮制教育と学部連携教育との相乗効果により、チーム医療の基礎を身に付けることを目指す

資金の流れ



事業イメージ・具体例

- マッチング支援ポータルサイトを運用し、地方公共団体側の希望する分野や可能な支援内容、大学側の提供可能な専門分野等、双方のニーズ・情報を集約し、誘致に向けた双方の連携を強化するための情報提供を行います。
- 誘致を希望する地方公共団体の誘致プランを磨き上げ、マッチングにつなげるためのコンサルティングを積極的に行います。
- これらの支援をより効果的に実施するため、地方公共団体向け研修会を開催します。

期待される効果

- 地方へのサテライトキャンパスの設置により、学生が地方に触れる機会を創出することで、東京圏への一極集中是正につなげます。
- また、新たな地域の拠点を確立し、地域の活性化につなげます。

特定地域づくり事業の推進（内閣府地方創生推進事務局）

令和7年度概算決定額 5.6億円（令和6年度予算額：5.6億円）

※ 令和6年度は、計109組合（112市町村）に対して交付決定を行った。

事業概要・目的

○地域人口の急減に直面している地域においては、就労その他の社会的活動を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材の確保及びその活躍の推進を図る必要があります。

○このため、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）に基づく特定地域づくり事業協同組合が、域内外の若者等を雇用し、組合員である事業者の事業に従事する機会を提供することにより、地域づくり人材のベースキャンプとなるよう、当該組合の安定的な運営を確保するための支援等を行います。

事業イメージ・具体例

○特定地域づくり事業推進交付金

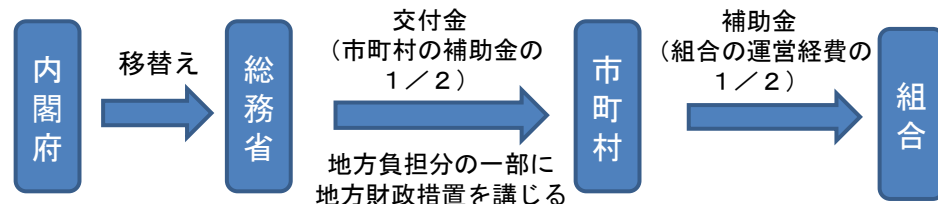
- ・ 特定地域づくり事業協同組合の運営経費の1／2を市町村（市町村及び都道府県とすることも可）が補助します。
- ・ 市町村（市町村及び都道府県とすることも可）の補助のうち、1／2を特定地域づくり事業推進交付金により支援します。

○特定地域づくり事業推進調査費

- ・ 特定地域づくり事業協同組合の活用を促進するための調査等を行います。

資金の流れ

- ・ 内閣府に予算を計上、総務省に移替えの上、総務省で執行



期待される効果

○地域人口の急減に直面している地域において、地域社会及び地域経済の重要な担い手である地域づくり人材が安心して活躍できる環境の整備を通じて、地域社会の維持及び地域経済の活性化に資することが期待されます。

令和7年度過疎対策関係予算案

府省名:こども家庭庁

(単位:百万円)

事 項	令和6年度 当初予算額 (A)	令和7年度 予算案 (B)	対前年度比較 増(△)減額 (B－A)	対前年度比 (B／A)	令和6年度 補正予算額
1. 就学前教育・保育施設整備交付金	24,462 の内数	24,462 の内数	0	100.0%	82,943 の内数
2. 保育対策総合支援事業費補助金 (保育士修学資金貸付等事業)	45,852 の内数	46,411 の内数	559	101.2%	9,271 の内数
保育対策総合支援事業費補助金 (小規模多機能・放課後児童支援事業)	45,852 の内数	46,411 の内数	559	101.2%	0
保育対策総合支援事業費補助金 (過疎地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業)	—	—	—	—	293
3. 子どものための教育・保育給付交付金	1,661,736 の内数	1,800,177 の内数	138,441	108.3%	114,993 の内数
4. 子ども・子育て支援施設整備交付金	15,584 の内数	9,068 の内数	△ 6,516	58.2%	1,283 の内数
5. 妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への 交通費及び宿泊費支援事業	470	345	△ 125	73.4%	0
6. 遠方の参加医療機関等で受診する妊婦検診時にかかる 交通費支援事業	—	—	—	—	125

令和7年度予算案 245億円 + 令和6年度補正予算額 829億円(245億円)
※()内は前年度当初予算額

事業の目的

- 保育所等の保育の提供体制確保に向けて、保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費等を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来る環境を整備する。

事業の概要

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。
- 【対象事業】
 - ・ 保育所整備事業
 - ・ 幼保連携型認定こども園整備事業
 - ・ 認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）
 - ・ 公立認定こども園整備事業
 - ・ 小規模保育整備事業
 - ・ 防音壁整備事業
 - ・ 防犯対策強化整備事業
 - ・ 乳児等通園支援事業実施事業所整備事業

実施主体等

【実施主体】 (私立) 市区町村 (公立) 都道府県・市区町村

【設置主体】 (私立) 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等 (公立) 都道府県・市区町村
(保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く)

【対象施設】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業所 等
(保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く)

【補助割合】 保育所等の施設整備に関し、通常の国の負担割合は1/2であるが、過疎地域市町村については、5.5/10と国の負担割合を5%高く設定している
(私立) 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4
国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4

<補助率の嵩上げについて> 以下に該当する場合には補助率の嵩上げを行う(1/2→2/3) ※令和7年度当初予算では経過措置あり

○待機児童対策

待機児童が10人以上見込まれる地域（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で20人以上の定員増加に必要な整備であること等

○人口減少対策

過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（財政支援を受けないことによりニーズの減少が見込まれる場合を含む）
(保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要)

(公立) 原則国1/3、設置者(市区町村)2/3

※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

※乳児等通園支援事業 (私立) 国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4 (公立) 国2/3、設置者(市区町村)1/3

※防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策(9.4億円)

＜保育対策総合支援事業費補助金＞

※ 令和6年度は、計38箇所(30府県8市)に対して交付決定を行った。

令和7年度予算案 464億円の内数 + 令和6年度補正予算額 93億円の内数 (令和6年度当初予算額459億円の内数)

事業の目的

- 保育士等保育人材の増加傾向の維持を目指し、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

事業の概要

1. 保育士修学資金貸付 (個人向け)	○ 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け ○ 卒業後、5年間の実務従事(貸付を受けた都道府県の施設)により返還を免除 (過疎地域等の場合は3年間に短縮される措置を実施) ※貸付決定者数 4,581人(令和4年度実績) 【見直し】 ○ 養成施設に通う、学費の貸付を受けていない学生を対象に、「就職準備金」のみの貸付けを行うことを可能とすることにより、養成施設卒業者の保育所等への就職率向上を図る。＜令和6年度補正予算＞	○ 貸付額(上限) ア 学 費 5万円(月額) イ 入学準備金 20万円(初回に限る) ウ 就職準備金 20万円(最終回に限る) ※就職準備金のみの貸付の場合は、最終学年進級時に貸付 エ 生活費加算 4～5万円程度(月額) ※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る ※貸付期間：最長2年間
2. 保育補助者雇上支援 (事業者向け) ※幼保連携型認定こども園対象	○ 保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けにより、保育士の負担を軽減 ○ 施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が2割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者を追加配置に必要な費用を貸付 ○ 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除 ※貸付決定者数 130人(令和4年度実績)	○ 保育補助者雇上費貸付額(上限) 295.3万円(年額) ※貸付期間：最長3年間 ○ 保育補助者(短時間勤務)雇上費貸付額(上限) 221.5万円(年額) ※貸付期間：最長3年間
3. 未就学児をもつ保育士の 保育所復帰支援 (個人向け)	○ 未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部の貸付けにより、再就職を促進 ○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除 ※貸付決定者数 1,305人(令和4年度実績)	○ 貸付額(上限) 5.4万円の半額(月額) ※貸付期間：1年間
4. 潜在保育士の再就職支援 (個人向け)	○ 潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進 ○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除 ※貸付決定者数 1,447人(令和4年度実績)	○ 貸付額(上限) 就職準備金 40万円
5. 未就学児を持つ保育士の 子どもの預かり支援 (個人向け)	○ 保育所等に勤務する未就学児をもつ保育士について、勤務時間(早朝又は夜間)により、自身のこどもの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援 ○ 2年間の勤務により返還を免除 ※貸付決定者数 7人(令和4年度実績)	○ 貸付額(上限) 事業利用料金の半額 ※貸付期間：2年間

実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市

【補助割合】国：9／10、都道府県・指定都市：1／10

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度当初予算案 10億円の内数（11億円の内数）

事業の目的

- 地域の実情に応じた放課後のこどもの居場所を確保するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所や一時預かり、地域子育て支援拠点などを組み合わせた多機能の放課後児童支援を行う事業を実施する。

事業の概要

- 保育所、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業など地域子ども・子育て会議が決定する事業と一体的に小規模な放課後児童預かり事業（預かり児童10人程度）を実施する場合に、職員1名分の人件費及び事務諸費等を支援する。
- 保育所などの事業と小規模な放課後児童預かり事業については、連携・協力関係のもとに安全を確保できる体制を構築し、児童の相互交流、職員の共同研修、子育て支援に関する情報交換などを定期的実施。

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）※市町村が認めた者に委託等可

【補助率】国1／3、都道府県1／3、市町村1／3

【補助基準額案】

- ①運営費：1,116千円（市町村が独自に実施する子育て支援事業及び乳幼児の預かり事業を実施した場合 2,416千円）
- ②放課後児童支援員を配置した場合の加算：778千円
- ③環境整備のための設備費等：2,000千円

事業イメージ



事業の目的

- 過疎地域の保育所は、地域で唯一の子育て支援の拠点でもあり、その保育所が運営困難に陥ると、こどもを預けて働く場やこどもが集まる場所がなくなり、地域そのものの維持が難しくなる。このような人口減少が進む状況において、過疎地域にある保育所等における地域の人々も交えた様々な取組について支援するとともに、保育所の多機能化に向けた効果を検証することで、地域インフラとしての保育機能の確保・強化を図る。

事業の概要

【事業内容】

- 認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業で行う地域の人々も交えた様々な取組を支援し、具体的な取組内容や運用上の工夫、財政面も含めた運営上の課題など、今後の保育所の多機能化に向けた効果等を検証し、地域における保育機能の確保・強化を図るためのモデルを構築する。

【対象自治体】

- 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づく「全部過疎市町村」（713自治体）、「みなし過疎市町村」（14自治体）及び「一部過疎市町村」（158自治体）

【対象施設】

- 既存の認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業所であって、地域の維持や発展のために存続が不可欠な施設。
※ 実施施設数は1施設に限定せず、複数の施設を定めて実施することも可能とする。

【対象経費】

- 自治体における検討会開催や報告書作成に要する費用
- 取組に対する指導・助言や、事業者同士の連携等を行うコーディネーターを自治体に配置する費用
- 施設における取組に対する人件費や物品購入等の事業費等
※ 既存の国庫補助事業や営利目的の取組にかかる事業経費は補助の対象外とする。

【自治体における検証】

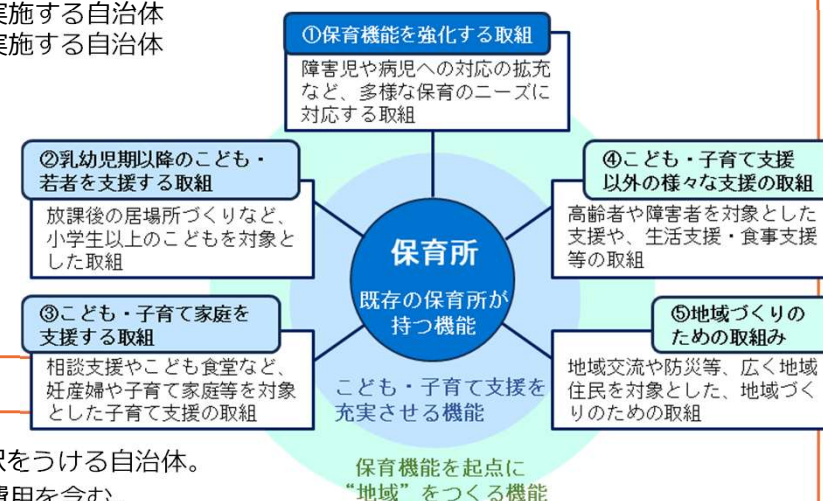
- 実施自治体は、検討会等を開催し、対象施設の選定や具体的な取組内容、今後の保育所の多機能化に向けた効果の検証を行い、報告書を作成する。
- また、自治体の計画等において当該施設の存続について言及がされているなど、当該施設の必要性について自治体全体で意思決定を行うこと。

【対象となる取組】

- ①保育機能を強化する取組
- ②乳幼児期以降のこども・若者を支援する取組
- ③こども・子育て家庭を支援する取組
- ④こども・子育て支援以外の様々な支援の取組
- ⑤地域づくりのための取組

※ 採択にあたっては以下の自治体を優先する。

- ・④⑤の取組を実施する自治体
- ・複数の取組を実施する自治体



実施主体等

【実施主体】 市区町村（市町村が認めた者への委託可）

【補助基準額】 一般型：1自治体あたり 10,000千円

被災地型：1自治体あたり 15,000千円

【補助割合】 国：3／4、市区町村：1／4

※実施自治体は国への協議（公募）により採択を受ける自治体。

※自治体における検討会開催や報告書作成の費用を含む。

また、各取組の利用料が生じる場合は別途徴収が可能。

※能登半島地震により被災した能登半島の3市3町で実施する場合。

特例地域型保育給付（特例保育）

令和6年度予算額（当初） 1兆6,617億円の内数
→ 令和7年度予算案 1兆8,002億円の内数
（※子どもための教育・保育給付交付金の一部として実施）

1 事業の概要

特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域（へき地）において、教育・保育を必要とする就学前子どもを対象に、へき地保育所での特例保育の実施に要する費用を給付する。（子ども・子育て支援法第30条第1項第4号）

（参考）子ども・子育て支援法（抄）

第三十条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育（第三号に規定する特定利用地域型保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用又は第四号に規定する特例保育（第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（以下「保育認定子ども」という。）に係るもの）にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用について、特例地域型保育給付費を支給することができる。

四 特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であつて内閣総理大臣が定める基準に該当するものに居住地を有する教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが、特例保育（特定教育・保育及び特定地域型保育以外の保育をいい、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係るもの）にあっては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。以下同じ。）を受けたとき。

2 実施主体

市町村

3 負担割合

国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4
※ 0～2歳児相当分については、事業主拠出金の充当割合を控除した後の負担割合

4 創設年度

平成27年度（平成26年度以前は子どもための教育・保育給付交付金とは異なる形態で補助を実施）

5 箇所数

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
371か所	346か所	309か所	294か所	274か所	238か所	225か所	202か所	185か所	167か所

令和7年度予算案 91億円 + 令和6年度補正予算 13億円（令和6年度当初予算 156億円）
※令和7年度当初予算案91億円 全額、事業主拠出金を充当
※令和6年度は、701件（うち、過疎地域持続的発展市町村計画に基づく事業 69件）に対して交付決定を行う予定。

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るとともに病児保育事業の推進を図ることを目的とする。

事業の概要

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育施設の整備に要する経費の一部を補助する。

（１）放課後児童クラブ整備費

子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。

【令和6年度補正予算より前倒しして実施する拡充事項】

待機児童が発生している市町村等が行う整備について、国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部を補助（放課後児童クラブ整備促進事業）

（２）病児保育施設整備費

病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

実施主体等

【実施主体】市町村

【補助対象事業者】

市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者 等

【補助率】

	国	都道府県	市町村	社福法人等
放課後児童クラブ整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3 (2/3)	1/3 (1/6)	1/3 (1/6)	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	2/9 (1/2)	2/9 (1/8)	2/9 (1/8)	1/3 (1/4)
病児保育施設整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3	1/3	1/3	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	3/10	3/10	3/10	1/10

括弧書きは、放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している場合等における嵩上げ後の補助率

（放課後児童クラブの補助率の嵩上げ）

（子ども・子育て支援施設整備交付金）	①通常の補助割合	（公立）	国（拠出金） (1/3)	都道府県 (1/3)	市町村 (1/3)	
		（民立）	国（拠出金） (2/9)	都道府県 (2/9)	市町村 (2/9)	設置者 (1/3)
	②補助率嵩上げ後の補助割合	（公立）	国 (2/3)	都道府県 (1/6)	市町村 (1/6)	
		（民立）	国 (1/2)	都道府県 (1/8)	市町村 (1/8)	設置者 (1/4)

※待機児童が発生している市町村等の場合に国庫補助率を嵩上げ

（令和6年度補正）	③放課後児童クラブ整備促進事業による支援	（公立）	国 (2/3)	1/6相当 促進事業による支援 (国：10/10)	都道府県 (1/12)	市町村 (1/12)
		（民立）	国 (1/2)	1/8相当 促進事業による支援 (国：10/10)	都道府県 (1/16)	市町村 (1/16)
	③整備促進事業活用後	（公立）	国 (2/3)	1/6相当 促進事業による支援 (国：10/10)	都道府県 (1/12)	市町村 (1/12)
		（民立）	国 (1/2)	1/8相当 促進事業による支援 (国：10/10)	都道府県 (1/16)	市町村 (1/16)

※待機児童が発生している市町村等が対象

（本事業を活用した場合の公立の場合の実質の補助割合）

	国	都道府県	市町村
①通常	1/3	1/3	1/3
②嵩上げ後	2/3	1/6	1/6
③整備促進事業活用後	5/6	1/12	1/12

（本事業を活用した場合の民立の場合の実質の補助割合）

	国	都道府県	市町村	設置者
①通常	2/9	2/9	2/9	1/3
②嵩上げ後	1/2	1/8	1/8	1/4
③整備促進事業活用後	5/8	1/16	1/16	1/4

自治体の負担割合を1/2軽減

事業の目的

- 地方の周産期医療体制の不足を補完し、妊産婦本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を全国で実現するため、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、当該分娩取扱施設までの移動にかかる交通費および出産予定日前から分娩取扱施設の近くで待機するための近隣の宿泊施設の宿泊費（出産時の入院前の前泊分）の助成を行うことにより、妊婦の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。
- ※ 本事業による支援を通じて、周産期医療の提供体制の構築において、周産期医療に携わる医師の働き方改革を進めつつ、地域医療構想や医師確保計画との整合性にも留意しながら、医療機関・機能の集約化・重点化や産科医の偏在対策等を推進した場合においても、妊婦の分娩取扱施設までのアクセスを確保する。

事業の概要

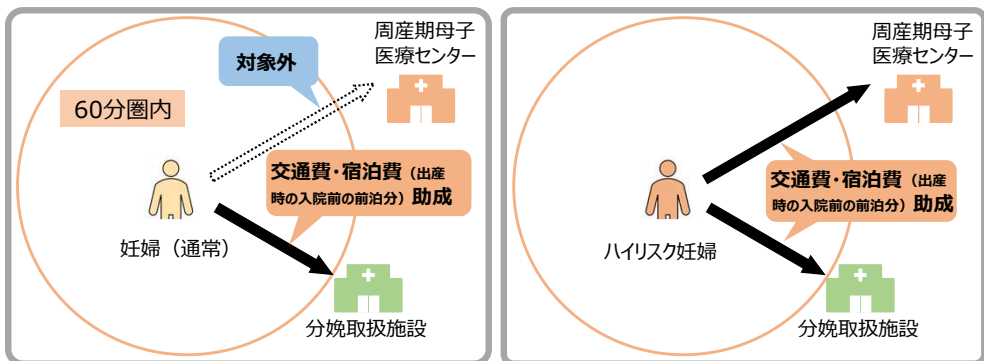
◆ 対象者

自宅（又は里帰り先）から**最寄りの分娩取扱施設**（医学上の理由等により、周産期母子医療センターで出産する必要がある妊婦（以下「ハイリスク妊婦」という。）においては、**最寄りの周産期母子医療センター**）まで**概ね60分以上**の移動時間を要する妊婦

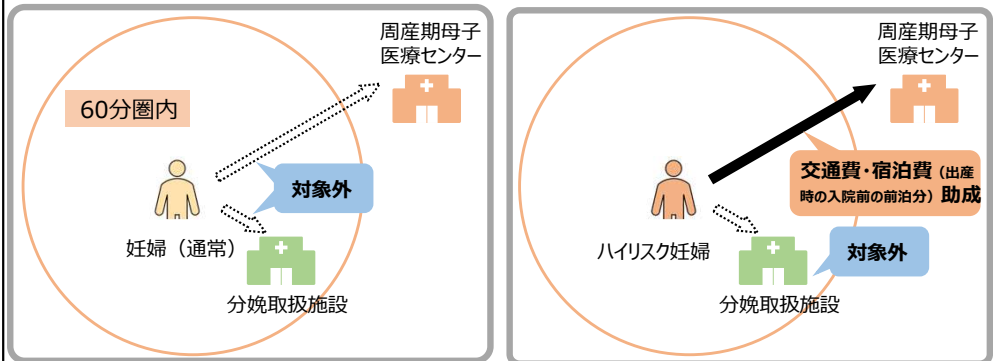
◆ 内容

- ① 自宅（又は里帰り先）から**最寄りの分娩取扱施設**まで**概ね60分以上**の移動が必要な場合
最寄りの分娩取扱施設※までの交通費および分娩取扱施設の近くで待機する場合の近隣の宿泊施設の宿泊費（出産時の入院前の前泊分）を助成する。また、**ハイリスク妊婦**の場合は、**最寄りの周産期母子医療センター**までの交通費及び宿泊費を助成する。※出産時の入院前に分娩取扱施設の近隣の宿泊施設に前泊する場合、当該宿泊施設までの交通費とする（他も同様）
- ② 自宅（又は里帰り先）から**最寄りの分娩取扱施設**まで**概ね60分未満**だが、**最寄りの周産期母子医療センター**まで**概ね60分以上**の移動が必要な場合
最寄りの分娩取扱施設までは助成外。ただし、**ハイリスク妊婦**の場合は、**最寄りの周産期母子医療センター**までの交通費及び宿泊費を助成する。

① 分娩取扱施設まで60分以上の移動が必要



② 分娩取扱施設まで60分未満、周産期母子医療センターまで60分以上の移動が必要



(留意事項) 本事業を実施する市町村が属する都道府県は、周産期医療提供体制の構築等の取組を通じて、成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等に係る関係者による協議の場等を活用して都道府県の医療部門と都道府県及び管内市町村の母子保健部門等とが連携し、妊婦健診や産後ケア事業をはじめとする母子保健事業等による妊産婦の支援の推進を図ること。

実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国1/2
(都道府県1/4、市町村1/4)
- ※都道府県からの間接補助による交付

補助単価

- ① 交通費（往復分）：移動に要した費用（タクシー移動の場合は実費額、その他の移動は旅費規程に準じて算出した交通費の額（実費を上限とする））の**8割**を助成（※2割は自己負担）
- ② 宿泊費（上限14泊）：宿泊に要した費用（実費額（旅費規程に定める宿泊費の額を上限とする））から**2000円／泊を控除した額**を助成（※1泊当たり2000円（および旅費規程を超える場合はその超過額分）は自己負担）

事業の目的

- 地方の周産期医療体制の不足を補完し、妊産婦本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を全国で実現するため、遠方の産科医療機関等で妊婦健診を受診する必要がある妊婦に対して、当該医療機関等までの移動にかかる交通費の助成を行うことにより、妊婦の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

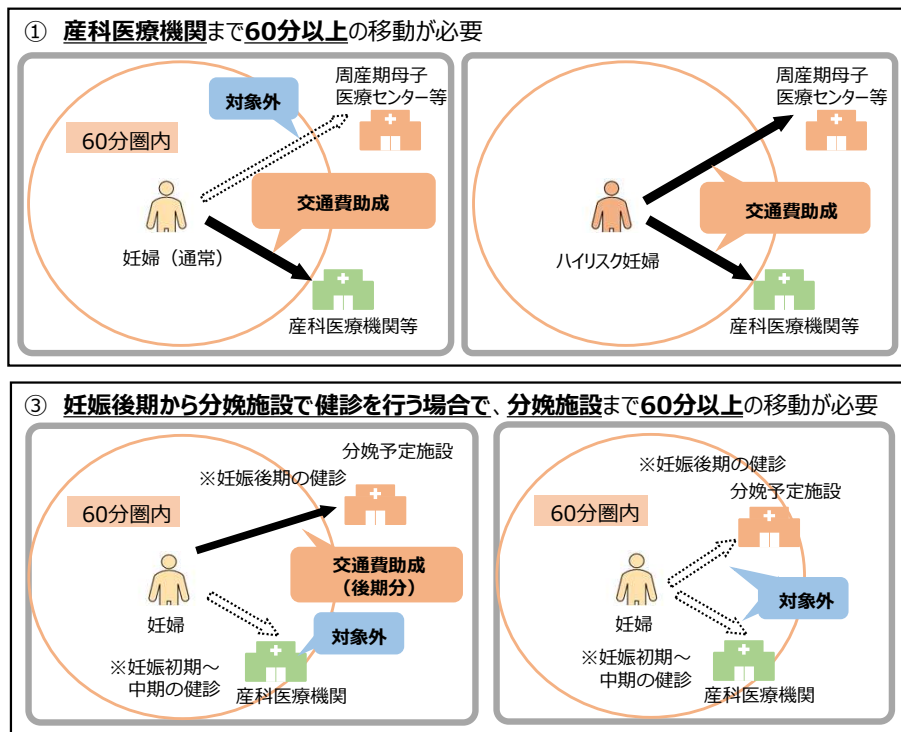
※ 本事業による支援を通じて、周産期医療の提供体制の構築において、周産期医療に携わる医師の働き方改革を進めつつ、地域医療構想や医師確保計画との整合性にも留意しながら、医療機関・機能の集約化・重点化や産科医の偏在対策等を推進した場合においても、妊婦の妊婦健診を実施する医療機関等までのアクセスを確保する。

事業の概要

自宅（又は里帰り先）から

- ① 最寄りの妊婦健診を受診することができる産科医療機関等まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦（※上限14回）
- ② 医学上の理由等により、周産期母子医療センター等で妊婦健診を受診する必要がある妊婦（以下「**ハイリスク妊婦**」という。）のうち、最寄りの周産期母子医療センター等まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦（※上限14回）
- ③ 妊婦健診を受診することができるが分娩ができない産科医療機関等が概ね60分以内にある妊婦であって、妊娠後期（概ね妊娠32週頃）から分娩予定施設に切り替えて妊婦健診を受診する妊婦のうち、最寄りの分娩可能な産科医療機関まで概ね60分以上の移動を要する妊婦（※上限7回）

◆ 対象者



(留意事項)

本事業を実施する市町村が属する都道府県は、周産期医療提供体制の構築等の取組を通じて、成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等に係る関係者による協議の場等を活用し、都道府県の医療部門と都道府県及び管内市町村の母子保健部門等とが連携し、産後ケア事業をはじめとする母子保健事業等による妊産婦の支援の推進を図ること。

実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村 ◆ 補助率：国1/2（都道府県1/4、市町村1/4）※都道府県からの間接補助による交付
- ◆ 補助内容：移動に要した費用（公共交通機関・自家用車の利用について、旅費規程に準じて算出した交通費の額（実費を上限とする））の8割を助成